

今わたしたちは行動する

未来世代のために



第42回

公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす第42回府民集会

ワークショップ

9:30~12:00

- 食をめぐるあれこれ
- 環境汚染からみた原発
- 現在とこれからの大気汚染

全体会

13:30~16:00

- 基調報告 … 情勢と運動課題
- 特別報告 … IPCC報告とCOP19
- 午前中の分科会・ワークショップの報告
- 分野報告 … アスベスト、寝屋川“廃プラ”など

2014年 1月25日(土)

エル・おおさか ホール・734号室

大阪府立労働センター

南館 5階

南館 7階

資料代 500円 (学生無料)

●主催 第42回公害環境デー実行委員会

●事務局 大阪から公害をなくす会 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松尾ビル 10 370号
TEL(06)6949-8120 FAX(06)6949-8121 E-mail: info@oskougai.com



第42回公害環境デー

2014年1月25日

公害環境デー実行委員会

■プログラム

●午前中（9:30～12:00） 2つの分科会と1つのワークショップ

- ①第1分科会「食をめぐるあれこれ」……………南館5階ホール
- ②第2分科会「環境汚染から見た原発」……………南館5階ホール
- ③ワークショップ「大気汚染の“今”とこれから」……………南館734号室

●午後（13:30～14:30） 全体会…ホール……………南館5階ホール

- 1. 基調報告「公害・環境をめぐる情勢と私たちの課題」……………中村 毅 事務局長 3
- 2. 特別報告「IPCC報告とCOP19、日本の課題」…早川 光俊 CASA 専務理事 11
- 3. 中国・環境NGO来阪団のごあいさつ…………… 21
- 4. 福井の原発についての報告と訴え……………山本富士夫福井大学名誉教授 22
- 5. 午前中の分科会・ワークショップの報告（各7分）
- 6. 各分野の取り組みの現状と訴え（各6分）
 - ①泉南アスベスト国賠訴訟2陣高裁での勝利判決の意義……………弁護士・岡 千尋 30
 - ②寝屋川廃プラ公害 公調委調査結果とこれからの闘い ……弁護士・村松 昭夫 34
 - ③大気汚染公害患者の訴え……………大阪公害患者会の会連合会 38
 - ④道路をめぐる新たな動きと住民運動……………道路公害反対運動大阪連絡会 40
 - ⑤公衛研・環科研の統廃合・独法化問題……………府職労健康福祉部公衛研分会 43
- <休憩>
- 7. 質疑・討論
- 8. まとめのあいさつ……………金谷邦夫実行委員長
- 9. 府民へのアピール…………… 88
- 10. 終了

■文書報告

- ①近畿の屋根・大峰山の立ち枯れ……………大阪労山・自然保護委員会 46
- ②里山の自然環境を保全し生物の多様性を守る取り組み
……………信太山に里山自然公園を求める連絡会 49
- ③防災まちづくり研究会の取り組み……………自治体問題研究所 51
- ④ソラダスの結果、淀川左岸線延伸部の問題点……………公害環境測定研究会 53

2つの分科会と1つのワークショップ

1月25日(土) 午前9時30分から12時

■第1分科会「いま、食をめぐるあれこれ」

●会場 エルおおさか南館 5階ホール 奥

●運営要綱…………… 56

●話題提供

- ①食をめぐるあれこれ……………重見 浩和(大阪いずみ市民生協) 57
- ②TPPをめぐるあれこれ……………佐保 庚生(農民組合大阪府連) 60
- ③食品表示あれこれ……………藤永 延代(おおさか市民ネットワーク) 62
- ④TPP先取り増える食品添加物……………北瀬 照代(保健所を守る会) 65

■第2分科会「環境汚染から見た原発」

●会場 エルおおさか南館 5階ホール 手前

●運営要綱…………… 63

●話題提供

- ①福井の原発群の問題点……………山本富士夫(福井大学名誉教授) 69
- ②原発事故時の放射性物質の拡散予測……………岩本 智之(元京大原子炉実験所教員) 75
- ③琵琶湖が放射能で汚染されたら……………中村 寿子(近畿水問題合同研究会) 78

■ワークショップ「大気汚染公害の“今”と健康被害」

●会場 エルおおさか南館 7階 734号室

●ワークショップ進行表…………… 81

●話題提供

- ①大阪でのNO₂測定運動から見えるもの……………喜多 喜史(公害環境測定研) 82
- ②ビデオレター「“生きる希望”を消さないで」……………東京から
- ③<資料提供>大気汚染の「いま」と健康被害……………上田 敏幸(公害患者会) 85

「基調報告」

公害・環境をめぐる情勢と私たちの課題

第42回公害環境デー実行委員会

<はじめに>

昨年の第41回公害環境デーで私たちは、直前にあった総選挙で自公政権が復活したのを受けて、“自公政権は国会での多数を背景に、原発の再稼働・新設・増設などさまざまな悪法を強行してくる可能性が高い” “そんな情勢だからこそ、私たちは公害や環境問題などの府民運動を粘り強く取り組んでいくことが大事になっている”ことを確認し合いました。

昨年夏の参議院選挙での自民党の圧勝はこの傾向をいっそう強め、安倍政権の“暴走政治”の出発点にもなりました。しかし、同時に参議院選挙では安倍政権と対極をなす日本共産党が躍進し、また、その後の選挙では、堺や岸和田の市長選挙で“反維新”の候補が勝利し、つい先日の沖縄・名護の市長選挙では、安倍政権の“札束”を使つての新基地の押し付けに対し、名護市民、沖縄県民は“新基地ノー”を明確に掲げる稲嶺候補を圧勝させました。今、日本の社会、政治を変えて行こうという流れが確実に広がっています。

今回の第42回公害環境デーは、そうした情勢のもと、“今、わたしたちは行動する。未来世代のために”をスローガンに公害・原発をなくし、“地球環境を守る”“環境の保全・再生をめざす”府民集会として開催されています。この「基調報告」では「公害・環境問題をめぐる情勢と私たちの課題」をテーマに、情勢と課題について、概括的に述べることにします。

(1) 環境問題めぐる国民的課題

1) 原発問題

東京電力福島第1原発の事故は、発生から間もなく3年になりますが、野田政権の「収束」宣言(2012年12月)、安倍政権の「汚染水漏れはコントロールされている」「港湾内に完全にブロックされている」(2013年9月)発言とは裏腹にますます深刻な事態になっています。4号機プールの使用済み核燃料の取り出しも始まったばかりで順調に行っても1年以上かかり、1号機から3号機に至っては、放射能が強すぎて近寄ることも出来ず、原子炉の中がどうなっているかも皆目分からない状態です。

「収束」していないのは、原発事故の現場だけでなく、原発によって避難を強いられている周辺自治体の住民の生活もしかりです。原発立地地域周辺は今も立ち入りが禁止されている「帰宅困難区域」や昼間だけ立ち寄ることが許可される「避難指示解除準備区域」となっており、農地は荒れ放題、津波で打ち上げられた漁船は3.11のままの状態になっています。仮設住宅等で避難生活を送っている人は今も10数万人にものぼり、“原発事故関連死”者数は1605人と今や地震・津波で直接犠牲になった人数1603人を上回るまでになっています(2013年11月末)。

にもかかわらず原発推進勢力は、相変わらず一日も早い原発の再稼働を求め、自民党の安倍政権も原発の再稼働と海外輸出に奔走しています。経産省が12月に発表した『エネルギー基本計画』素案は、原発を「基盤となる重要なベース電源」と位置づけて再稼働の必要性を明確にし、「必要とされる規模の確保」という文言を盛り込んで将来の新增設に含みを持たせたものになっています。「核燃料サイクル」も継続し、自然エネルギーについては「最大限の加速」といいながら“供給が不安定”だの“コストが高くなる”などの理由をつけて、困難性を強調したものになっています。

原発事故による被害は、他の如何なる事故とも比較にならない規模、広範囲でしかも長期にわたって人々の生業と生活を奪ってしまいます。原発の事故は、まさに“最大の環境破壊”、“最大の公害”であり、何としても即時ゼロにする必要があります。昨年9月に大飯原発が定期検査で停止して以降、日本では原発の稼働がゼロになっています。それでも電力は足りています。“原発がなかったら電力が不足し、日本の経済は破綻する”などの話がまったくウソであること、単なる脅しに過ぎないことを事実が示しています。確信を

持って原発ゼロの運動をすすめましょう。

原発の再稼働と海外輸出に反対する運動、福島第一原発の汚染水漏れでは東京電力を即刻破たん処理にするとともに国の総力を挙げた対策を要求する運動が求められています。また、近畿では、いったん事故を起こせば琵琶湖が汚染され、真っ先に水問題が発生する大飯・高浜をはじめとする福井の原発群、あるいは事故を起こせば瀬戸内海全域を汚染してしまう伊方原発の再稼働に反対する運動が強く求められています。

そのためにも金曜日の関電前行動や毎月 11 日を前後してのイレブンアクションなど、各地域で粘り強く運動をすすめましょう。福島から避難してきている人たちが起こしている東電と国に対する損害賠償請求の裁判も支援していきましょう。

2) 気候変動・温暖化対策

フィリピン中部を襲い死者 4400 人を超える被害者を出した台風 30 号、伊豆大島の“過去に経験したことのない”豪雨、アメリカで多発するハリケーン、エジプトの首都カイロでの 112 年ぶりの雪、パレスチナ自治区ガザでの大洪水など、異常気象は世界各国で猛威をふるい、大きな被害を与えています。その背景に地球の激しい気候変動、温暖化問題があることが指摘されており、気温上昇を「産業革命前と比べて 2 度以下に抑える。そのために 2050 年までに全世界で温室効果ガス・CO₂を 1990 年比 50%以下に、先進国では 80%以下にすることが必要」という課題はますます切実になっています。

昨年 11 月にポーランドのワルシャワで開催された COP19 では、2020 年以降に始まる次期枠組みづくりに向けて、「すべての国が 2015 年末に開かれる COP21 より『かなり早い時期。準備できる国は 2015 年 3 月までに』温室効果ガス削減目標をつくって提出する」ことで合意しました。削減目標を明示せず、各国の自主目標の積み上げ方式をとるなどの不十分さはありますが、いずれにしても温室効果ガスを削減していこうという方向性を確認して、世界の国々が粘り強い交渉と努力を積み上げていることは重要です。

ところがこうした中で、際立って後退した姿勢を示したのが日本の安倍政権で、その内容は 2020 年度までに「2005 年比で 3.8%削減する」と言うものです。“3.8%削減”とっていますが、世界の共通基準である 1990 年比に直すと「3.1%増」になるとんでもない目標で、フィジーの代表からは「先進国が初めて期間中に目標を引き下げた歴史的な会議だ」と批判され、交渉を後退させた国に授与される「化石賞」の特別賞が贈られるほど、全世界から厳しい批判を浴びました。しかも許せないのは石原環境相が「原発の稼働がゼロだから、誰が計算してもこうなる」などと、温室効果ガス削減への責任を放棄し、“温室効果ガスの削減”には原発が必要と誘導していることです。

I P C C 第 1 作業部会が昨年 9 月にまとめた第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書は「1880 年～2012 年に世界の平均気温は 0.85 度上昇した」「1992 年～2005 年に海洋深層の水温が上昇した可能性が高い」「過去 20 年にわたりグリーンランドおよび南極の氷床の質量が減少し、氷河はほぼ世界中で縮小し続けている」「今世紀末までに気温の上昇は最大 4.8 度に達し、海面上昇は 82 センチメートルになる可能性がある」と警告しています。

気候変動、温暖化防止対策もまた待ったなしの課題です。未来世代のために今求められていることは、京都議定書の議長国であった日本が温室効果ガス・CO₂の削減で積極的な目標をかかげて先進国の役割を果たすこと、EU 諸国の先進的な実践と経験に学び、自然エネルギー・再生可能エネルギーの推進に本腰を入れて取り組むこと、同時に省エネ・低エネルギー社会への転換を具体的に進めていくことです。

3) 地震・津波・防災問題

大阪府の南海トラフ巨大地震対策等検討委員会（部会長・河田恵昭関大教授）は、昨年 11 月 30 日、南海トラフ巨大地震が発生し、3 割の人が避難行動を起こさなかったと仮定した場合、「大阪府では最大 13 万人が死亡する」「地震 10 分後に全員が避難を始めれば 8800 人まで被害を軽減できる」「大阪市内には 2 時間弱で津波が到達」「建物の全壊は約 17 万 9 千棟」、浸水想定は「大阪市の 3 分の 1 の計 7146 h a。此花区は最大 5m、J R 大阪駅周辺でも最大 2 m の浸水」などの被害想定を発表しました。また、首都直下型地震も近い将来、高い確率での発生が予想されています。

日本は1995年の阪神淡路大震災以後、再び地震の“活性期”に入ったといわれており、東日本大震災の教訓も踏まえた地震・津波・防災対策が求められています。

こうした情勢を反映して昨年11月の国会では、太平洋岸のうち特に津波の危険性が高い地域を“特別強化地域”に指定し、避難タワーや避難路の整備費の3分の2、高台移転のための用地取得・造成費の4分の3を国が補助するなどの南海トラフ地震対策特措法が、また、東京都と周辺4県を“緊急対策区域”に指定し、政府機関の移転先と機能維持のための計画作り、自治体には帰宅困難者対策やライフライン確保のための計画作りを求める首都直下型地震特措法が成立しています。

一方、国土強靱化基本法なるもの（正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」）を制定していますが、その内容は6海峽横断道路（東京湾口、伊勢湾口、紀淡海峽、豊予海峽、関門海峽、島原天草長島連絡道）の建設など、“国土強靱化”に名を借りた巨大事業開発の復活、オンパレードになっています。しかもそうした事業を“国際競争力の向上”の名のもとに外国資本を呼び込んで実行しようとしており、また、防災・減災の身近なところでの取り組みは「自助、共助、公助の適切な組み合わせ」で行うとして国がやるべき仕事を欠落させているのが特徴です。

地震・津波対策、防災として今求められていることは、学校、保育所、公共施設、地下鉄、高速道路などの改修や耐震強化などのハード面とともに、避難ルートや避難所の確保・徹底、避難訓練などソフト面の対策を強化することです。このままでは震災対策、津波対策としての“国土強靱化”が、それとは無縁の国費を湯水のようにつぎ込む巨大プロジェクトとして、大企業や外国資本の儲けの対象になりかねない危険性をはらんでいます。

4) 食品、TPP、その他

昨年、世間を騒がせた大きな事件として、“食材偽装”問題があります。その内容は食材をあたかも高級（高値）な食材であるかのように表示して高額な料金を取りながら、実際は安い食材を使って暴利を得たり、「牛脂注入肉」を「ステーキ」と表示するなど、商品を実際より著しく優良だと表示することを禁止した「優良誤認表示」に当たるものなどです。食品の偽装表示は詐欺罪であり、企業の消費者軽視・利益優先の行為であって、決して許されるものではありません。

同時に、この“食材偽装”が横行する背景に、輸入食材を国産品として表示すれば高く売れて利益がでるという構造、突き詰めれば食糧の自給率が低下してきている問題を指摘しなければなりません。例えば虚偽表示の多いエビの自給率は5%で、大半は輸入品であるという指摘もあります。牛肉の自給率は1985年が72%だったのに対し2012年には42%にまで低下しています。

TPPへの参加はこうした傾向にいつそう拍車をかけるだけでなく、アメリカの食品会社のための“食品衛生法や食品表示規制の緩和”“遺伝子組み換え食品（GM食品）の輸入規制の緩和”、生命保険会社のための“自由診療の拡大”、自動車産業のための“環境基準の緩和”などが狙われています。日本の農業を壊滅させるだけでなく、「食」をはじめとする私たちの生活と日本の経済を危機に陥れるTPPからは即時撤退する以外にありません。

また、国民の健康不安、不健康を逆手にとって“サプリメント”や“健康食品”などが洪水のように宣伝され、購買を煽っていますが、健康のためには食生活をはじめ生活環境、労働環境、自然環境など総合的な対策が重要であり、そうした健康づくりのための総合的な施策こそ求められます。

(2) 大阪の被害者救済運動の到達点と課題

1) 泉南アスベスト国賠訴訟

大阪高等裁判所第13民事部は2013年12月25日、大阪泉南アスベスト国賠訴訟第2陣控訴審で国に総額3億4474万円の支払いを命じる原告勝利の判決を言い渡しました。

判決は、①国はアスベストの被害を防止するための局所排気装置の設置、防塵マスクの使用、特別安全教育の実施を義務づけすべきであったのに「やらなかった」国の責任を厳しく認め、②国の被害者の対する直接の責任と被害に対する責任の重大性を指摘して、全損害の2分の1を限度として賠償すべきである、③

慰謝料基準額もこれまでのじん肺訴訟基準から 100 万円増額する、など国の責任の明確化と被害救済のあり方の抜本的な見直しを迫る画期的なものでした。

判決を受けて原告・支援者は国に対し、正月返上で「上告するな！解決交渉のテーブルにつけ！」と迫りましたが、国は 2014 年 1 月 7 日不当にも上告をしました。今後、判決をテコにした「命あるうちの解決」を求めるたたかいが、いよいよ正念場を迎えます。

2) 寝屋川「廃プラ」公害の根絶に向けて

寝屋川「廃プラ」公害の根絶と被害者救済をめぐる住民運動は、2013 年 1 月に公害等調整委員会（公調委）による環境調査（化学物質の調査）と接地逆転層の形成を調べる温度調査が職権で行われ、2 月には検診を行ってきた医師と健康被害を訴える住民への証人尋問も行われました。

そうした取り組みのうに 2013 年 12 月 10 日、公調委による説明会が開催されましたが、その運営は、公調委の取り組みについて理解を深めてもらうための説明会と位置づけられ、一般へは非公開・議事録等も作らないというものでした。また、内容的にも 5000~1 万マイクロ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の TVOC（揮発性有機化合物総量）について「高濃度かどうかの判断尺度は幾つかある」とか、「規制値等基準の定まっていない物質の健康影響については判断できない」など健康被害の原因追及の姿勢とは程遠いもので、さらに「今後、新たな職権調査は行わない。対立構造のもとでは当事者が主張を立証するのが原則だ」などと立証責任を住民側に押し付ける開き直りの姿勢を示しました。

寝屋川「廃プラ」公害の問題は、“予防原則”の立場に立って、まず健康被害者の救済、そして、原因の解明をさせるたたかいであり、引き続き粘り強いたたかいが求められています。

3) ぜんそく被害者の救済運動

2012 年から、消費税増税と引き換えに公害補償の財源の一部（20%）である自動車重量税の廃止を求める自動車工業会との攻防が続いていましたが 2013 年 12 月、ようやく決着がつき、患者の命綱・公害補償を守り抜くことができました。12 月 13 日、自民・公明の税制調査会（税調）は 2014 年度税制改正大綱で自動車重量税については、「道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する」と明記しました。これによって自動車重量税は当面存続し、公害補償の財源として維持されることになりました。

大気汚染によるぜん息等呼吸器の病気で苦しむ人は増え続けています。東京都では 5 年前、大気汚染公害裁判の和解によりぜん息患者の医療費救済制度ができて 7 万 6000 人が救済されています。同制度も東京都が「2015 年で新規認定の打ち切り、2 割負担導入」を打ち出し、激しい攻防が続いています。

大阪では 2012 年 3 月府議会に「医療費無料化条例」の請願（30,075 筆）を提出しましたが不採択でした。その後、運動の主体「未認定患者の救済を求める会」、支援組織「あおぞらプロジェクト大阪」の活動も休眠状態になっています。

(3) 道路公害、道路行政

1) 道路問題をめぐる新たな動き

安倍内閣は「国土強靱化基本法」を成立させ、10 年間で 200 兆円ともいわれる巨大開発事業の復活、拡大を進めようとしています。関西圏においても関西の再生を目標に 4 環状ネットワーク（大阪都市再生環状道路・大阪環状道路・関西中央環状道路・関西大環状道路）の構築や、関西の道路ネットワーク（ミッシングリンク整備の遅れ改善）をめざして、凍結されていた「新名神高速道路」の未着工区間の復活や「淀川左岸線延伸部計画」、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部等の高速道路建設が動き始めました。

2) 大阪における道路公害反対運動について

大阪では阪神高速湾岸線から新御堂筋をへて第二京阪道路につなぐ「阪神高速淀川左岸線・延伸部計画」

が進められています。現在、一期事業は昨年5月供用が開始されましたが、二期事業は淀川堤防と道路の安全性、施行方法等について問題点が明らかとなり、「技術検討委員会」において検討が行われています。しかし、いまだに工事開始のめどは立っていません。また、延伸部計画については不採算を理由に2006年12月以降、事業は凍結されていましたが、2013年1月に凍結が解除され、都市計画決定に向けての準備が進められています。淀川左岸線計画の沿線では道路公害反対大阪連絡会（道公連）に結集する此花・福島・北区と延伸部住民によって公害道路は許さない運動が粘り強く取り組まれています。

阪神高速湾岸線と松原線をつなぐ「大和川線」ではすでに一部供用が開始され、全線開通は2014年末とされています。堺市では道路公害から子どもを守る住民の運動が続けられています。

2006年に事業が凍結されていた「新名神高速道路」は2012年事業が認可され工事が着工されています。予定地の枚方市では国土交通省やNXC O西日本等への反対運動が広がっています。

その他、高速道路「泉北線計画」廃止後の跡地に「風かおる“みち”」をつくる運動（東住吉区）や「阪神高速湾岸線」の騒音・粉塵被害に対する「府営なぎさ住宅自治会（泉大津市）」の運動も進んでいます。

3) 大阪府下における道路や公共交通機関の問題点について

高度経済成長期に造られた道路や橋梁、トンネル等の老朽化は大阪においても深刻な問題となっています。阪神高速一号環状線は1964年の建設からすでに50年近くを経過し、他の道路インフラについても老朽化と、損傷の危険性が増加しています。これからの人口減少や高齢化、環境問題の深刻さ、道路網の普及状況、経済状況などを考えると、道路政策の重点は「道路を造る」から「守る」へ転換させていかねばなりません。

一方、大阪では「市営地下鉄の売却民営化」や「市バス・赤バスの縮小、廃止」、「泉北高速鉄道」の株式を米投資ファンドに売却する動き等、公共交通機関の売却・民営化計画が強められています。さらに橋下市長は「淀川左岸線延伸部計画」や新大阪と空港をつなぐ「なにわ筋線」の建設計画を打ち出すなど無駄な公共工事を進めようとしています。これらの計画を許さない府民の運動を広げていきましょう。

私たちがめざす道路・交通体系は、これまでの自動車依存の社会から歩行者、自転車、公共交通機関を優先する交通体系に転換していくことです。現在の鉄道・地下鉄・バス等の公共交通機関を一体的な機能として集約し活用することや、人の歩行や自転車の利用を拡大する道路整備、次世代路面電車（LRT）を中心とした道路・交通システムの検討等が求められています。

（4）大阪府・市の公害対策・環境行政

1) 独法化された環境農林水産総合研究所のその後

大阪府は、2007年に環境、農林、水産（海と淡水）の4機能（機関数は3つ）を統合したうえで、2011年に地方独立法人としました。産業振興を目的とする農林水産と環境を統合したところに、府の環境問題への姿勢があらわれています。現在、環境研究を専門にする研究職員は、同研究所からいなくなっています。環境分野の研究は、技術職員（府からの出向者が中心）にゆだねられ、環境分野での研究業務の将来を見えなくしています。

私たちは、「環境農林水産総合研究所」の独立行政法人化に対し「府民の健康を守るための環境の監視・保全、農林水産業を守り発展させるための調査、研究、技術指導、環境や食品の分野での危機管理などで、行政が果たすべき“公的責任”を果たせなくなる」として批判し、中止するよう要求しました。今後ともこうした課題に対する公的責任を果たさせる取り組みが重要になっています。

2) 公衛研・環科研の統合と独立行政法人化問題

大阪府と大阪市は、大阪府立公衆衛生研究所（以下、公衛研）と大阪市立環境科学研究所（以下、環科研）を2014年4月から統合し、独立法人化しようとしています。大阪府と大阪市ではこれまでも保健所の統廃合などを進められてきましたが、現府知事と大阪市長となってさらにその動きを加速させ、“都構想”を前提に「効率化」「官から民」へと水道事業の統合、大阪市営地下鉄の民営化などを提案してきました。今回の公衛研と環科研の統廃合計画もそうした流れの一環です。

大阪府と大阪市では昨年（2013年）2・3月議会で、統合・独法化のために必要な新しい研究所の定款案と評価委員会の規約案が議決されました。その後、12月議会で統廃合後の当該の職員の身分について条例を定めることで決定するとしていましたが、府議会では独法化関連（公衛研の廃止）を可決したものの、大阪市議会では継続審議となりました。公衛研と環科研の統廃合は、地方自治体が住民の健康・安全を守ることを放棄することにつながる重大問題です。住民の暮らしと健康を守ることこそ地方自治体の本分であり、公衛研、環科研という二つの地方衛生研究所を直営の事業として存続させるために、それぞれの重要な役割を府民・市民に知らせ、2・3月議会で廃案に持ち込む運動が求められています。

3) 大気汚染対策

1978年7月、二酸化窒素の環境基準を2～3倍に緩和してから、大阪府内102か所の測定局全局で上限値の0.06ppmを達成したのは2009年のことで、31年もかかりました。その後も、局地汚染は依然として深刻で、大阪でも国道43号の大和田西（西淀川区）、市岡元町（大正区）、国道1号の大日（守口市）などでは高濃度汚染が続いています。

中国からの越境汚染でにわかに脚光を浴びるようになったPM2.5による汚染はさらに深刻で、国の環境基準を大きく上回る汚染が続いています。大気汚染公害裁判の和解で2005年度から測定している西淀川区（国道2号、43号）の4カ所の測定局は環境基準をクリアしたことは一度もありません。

環境省は2009年の環境基準の公示以降、PM2.5の測定体制の整備を進めていますが、測定器が設置されたのは1800余ある常時監視測定局の半分にも満たない800カ所余りです（2013年度末）。大阪府内の測定局の整備も遅れており、府が管理する26局中2013年度末でようやく20局の設置にとどまっています。加えて、国による成分分析や発生のメカニズムの解明が遅れていることを理由に、PM2.5の削減目標・計画、有効な対策が立てられないまま推移しています。国の対策とともに、自治体による削減計画の具体化が求められています。大阪府、大阪府が持つ大気環境に関わる監視・研究機関の活用や体制強化も不可欠です。

4) 地震・津波・防災

大阪府の松井知事は、南海トラフ巨大地震対策等検討委員会の被害想定を受けて、防潮堤や堤防の沈下対策を今後10年間で完了させるとの方針を打ち出しました。その内容は、「沈下対策が必要な総延長89キロの防潮堤の地盤に杭を打ち込んだり、薬剤を注入して地盤を固くする」「総事業費2100億円の財源は国会で成立した“特措法”を活用し、国の補助も含めて府が1300億円、大阪府が800億円を負担する」などとなっています。

津波対策として防潮堤や堤防の液状化対策は必要ですが、それ以外にも大阪では梅田に象徴されるような巨大な地下街や地下鉄（大阪府営地下鉄の30駅が浸水とも）への浸水対策、木造密集住宅や高層・大規模建築物の耐震化、避難場所の確保や住民への情報提供、保育園、学校、消防署、役所、医療機関、障害者・高齢者の利用施設などの対策、さらにはいざと言う時に機能し得る自治体職員の確保など、ハード・ソフトの両面から短期・中長期の総合的な対策が求められています。地震・津波対策を“防潮堤の液状化対策”に矮小化させてはなりません。

5) 原発・エネルギー対策

大阪府市エネルギー戦略会議（会長：植田和弘京大教授）は2013年5月に『大阪府市エネルギー戦略の提言』をまとめ、発表しました。その内容は「地震国であるわが国においては、原子力発電の社会的・技術的な制御にはより困難な課題が多く、少なくとも現時点では使用済み核燃料の処分を含めて、その安全性は担保されていない」として、「可能な限り速やかに原子力発電に依存した電力供給体制から脱却すべきである」とし、また、新たなエネルギー確保としての再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーの推進をすべきだと強調しています。

『大阪府市エネルギー戦略の提言』は、単に一自治体の“エネルギー戦略”を述べるに留まらず、日本のエネルギー政策のあり方として“原発依存からの脱却”から“再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーの

推進”への転換を提言しています。同時に、特に大阪府・市の責務と役割について、関西電力管内での最大の電力消費地であること、また、琵琶湖を水源としており福井の原発で万一事故が発生した場合には甚大な被害が発生すること、さらに大阪府は関西電力の筆頭株主であること、などの理由をあげて脱原発での大阪府・市の役割を強調しています。

『大阪府市エネルギー戦略の提言』で提起されている積極的な内容を、“提言”に終わらせることなく大阪府市をはじめ各自治体を実施させる運動、さらには私たちの運動に生かす取り組みも重要になっています。

6) 自然エネルギー・温暖化対策

自治体における自然エネルギーの推進では、“温暖化防止対策”などの面から、水道事業を活用しての小水力発電（堺市や豊中市）、ゴミ処理施設などの公共施設を使つての太陽光発電（八尾市など）などが行われています。また高槻市では「地域新エネルギービジョン」として①太陽エネルギー（太陽光発電と太陽熱利用）、②廃棄物エネルギー、③バイオマスエネルギー、④環境教育・啓発の4つを柱にした取り組みがすすんでいます。市民レベルの事業としても東淀川区のECOまちネットよどがわ、西淀川区の大阪ファルマプラン、東大阪市のぼっぼ共同保育所やかわちの医療生協、いずみ市民生協やパルコープ、八尾市の都塚太陽光発電所（個人）などで太陽光発電の取り組みがすすめられています。自然エネルギー市民の会などによる市民共同発電所の取り組みもすすんでいます。

一方、企業でも大規模太陽光発電や高効率コンバインドサイクルによる発電、木質系廃棄物による発電、建設廃材を主原料にしたバイオエタノールの製造などに取り組む企業が増えています。

自然エネルギー推進の取り組みは、条例をつくって推進する自治体もうまれています。いずれにしてもそれぞれの地域で、そこにある資源を活用しながら多面的に推進していくことが重要であり、自治体と市民運動の果たす役割が非常に大きい分野です。“夢とロマン”を持って積極的に取り組んでいきましょう。

7) 大阪市の水道事業の民営化問題について

大阪府は市の水道事業が厳しい経営環境にあるとして、「効率性の追求」（施設と人員の徹底したスリム化・効率化による安定経営）、「発展性の追求」（本市の技術力を活かし、国内外での新たな事業展開）、「規模の拡大」（一元的なガバナンスのもと、広域化による規模の拡大）という3つの柱をかかげ、これを実現するには民営化が必要として、2015年度には水道事業を民営化する計画を打ち出しています。

水道事業は下水道事業とともに、市民生活、都市生活に1日たりとも欠かすことの出来ない最も重要なライフラインであり、かつ、代替のきかない事業です。こうした水道事業の特性を踏まえ、水道水の安定給を図る観点から、水道法では水道事業は原則として市町村が経営するものとされています。そのような重要な公共事業を民営化することは絶対許されないことです。とりわけ今、南海トラフ巨大地震や福井の原発群で事故が起これば琵琶湖の水が飲めなくなる等々が言われる情勢にあり、水道事業の民営化は防災の面から見ても論外の話だと言わざるを得ません。

<終わりに>

公害健康被害者の救済の運動、原発をなくし自然エネルギーを推進する運動、温室効果ガス・CO₂を削減し地球温暖化を防止する課題、地震・津波対策、防災の取り組みなどは、「環境」をキーワードに相互に関連し合っています。情勢は安全・安心の環境を守り、つくろうとする私たちと、環境を破壊しても自己の利益追求を最優先する勢力との激しい綱引きの時代です。

公害・環境問題での私たちの運動をいっそう発展させ、平和・民主主義を守る運動とも連携し、要求実現のために大いに奮闘しましょう。

以上

I PCC 報告とCOP19 日本の課題

2014年1月25日
地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)
専務理事 早川光俊 (弁護士)

CASA

CASA

Citizens Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth

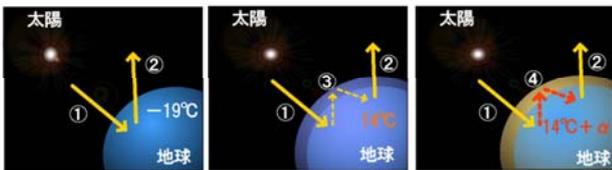
- ◆ 1988年10月設立。
- ◆ 公害指定地域解除直後に、西淀川大気汚染公害裁判の支援組織として設立。最初は「大気問題を考える市民会議」。
- ◆ CASAとはスペイン語で「家」。現在、団体会員42団体と個人会員300人。国連の登録NGO。
- ◆ 活動内容
 - 市民の実践活動：環境家計簿・省エネラベル
 - 普及啓発活動：地球環境大学、研究会など
 - 環境教育：CD-ROM版資料集「地球温暖化」の発行
 - 自然エネルギーの普及
 - 提言活動：日本における温室効果ガスの削減可能性の検討など。
 - 国際活動：国際交渉への参加、海外のNGO (CAN) との連携
 - 広報活動：CASAレター、<http://www.bnet.jp/casa/index1.htm>

CASA

CASA 資料集 地球温暖化

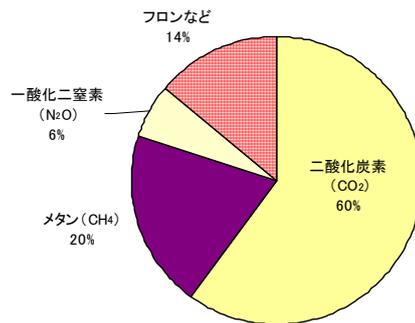
温室効果のしくみ

図1 もし大気がなかったら 図2 温室効果ガスの役割は 図3 温室効果ガスが増えたら



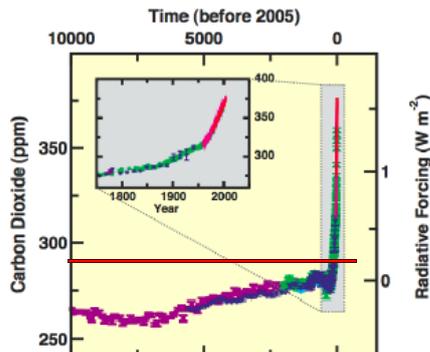
(出所) CASA作成

温室効果ガスと温暖化への寄与



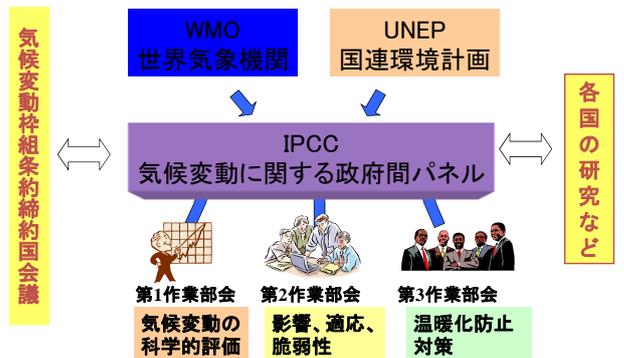
CASA

過去1万年のCO₂濃度の推移



CASA

IPCCとは?



CASA

IPCCの歴史

1988	IPCC設立
1990	IPCC第1次報告書
1992	気候変動枠組条約採択
1995	IPCC第2次報告書
1997	京都議定書採択(COP3)
2001	IPCC第3次報告書 議定書の運用ルールに合意(COP7)
2005	京都議定書発効
2007	IPCC第4次報告書 ノーベル平和賞受賞
2013/9	IPCC第5次報告書 (WG1)
2014/3	IPCC第5次報告書 (WG2)
2014/4	IPCC第5次報告書 (WG3)
2014/10	IPCC第5次統合報告書

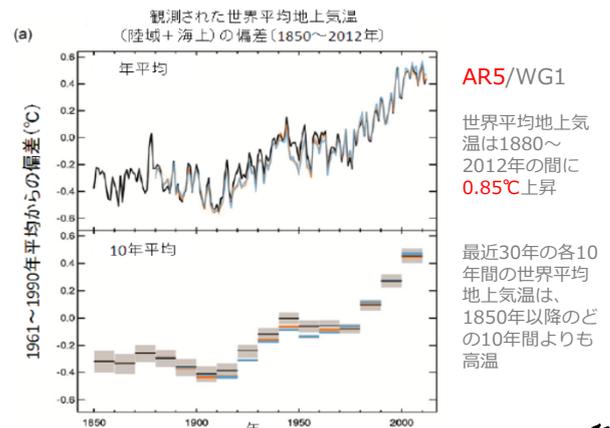
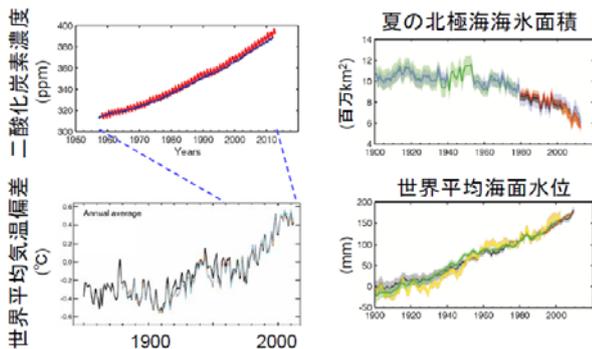


写真：第3次報告書 (提供:IPCC)

IPCC第5次評価報告書(AR5)の知見

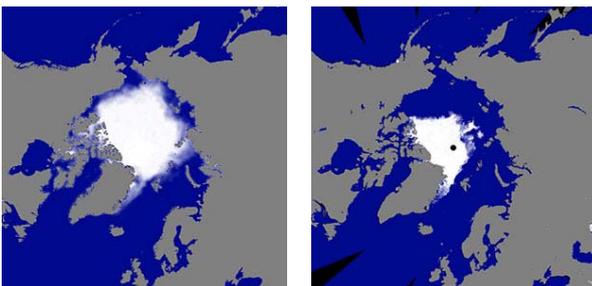
- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年～数千年間で前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇し、温室効果ガス濃度は上昇している。
- 過去20年にわたり、グリーンランド及び南極の氷床の質量は減少しており、氷河はほぼ世界中で縮小し続けている。また、北極の海水面積及び北半球の春季の積雪面積は減少し続けている（高い確信度）。
- 19世紀中頃以降の海面水位の上昇率は、それ以前の2千年間の平均的な上昇率より大きかった（高い確信度）。（新見解）

地球温暖化の現状



雪氷圏への影響

海水面積は、2012年9月16日に観測史上最小を記録。北極海航路の実現？



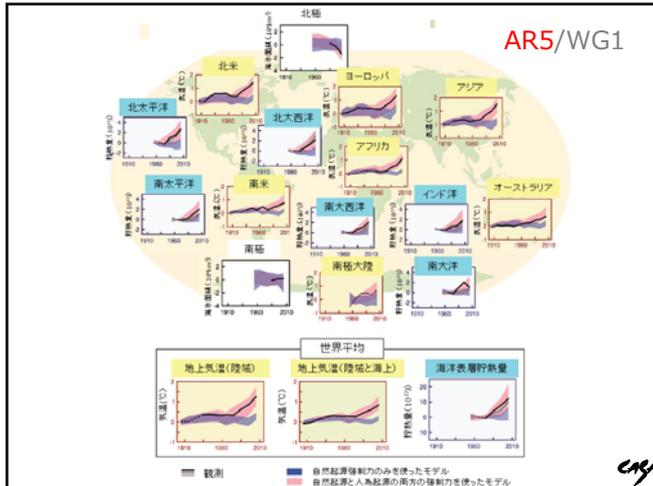
1980年代の9月最小時期の平均的分布

2012年9月16日

地球温暖化の原因

- 人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった**可能性が極めて高い**。(95%以上の確率)
 - * AR4 「可能性がかなり高い。」(90%以上の確率)
 - * TAR 「可能性が高い」(66%以上の確率)
- 第4次評価報告書以降、気候モデルは改良され続けている。モデルは、20世紀半ば以降のより急速な温暖化や、大規模火山噴火直後の寒冷化を含め、観測された大陸規模の地上気温パターンや数十年にわたる変化傾向を再現している（非常に高い確信度）。

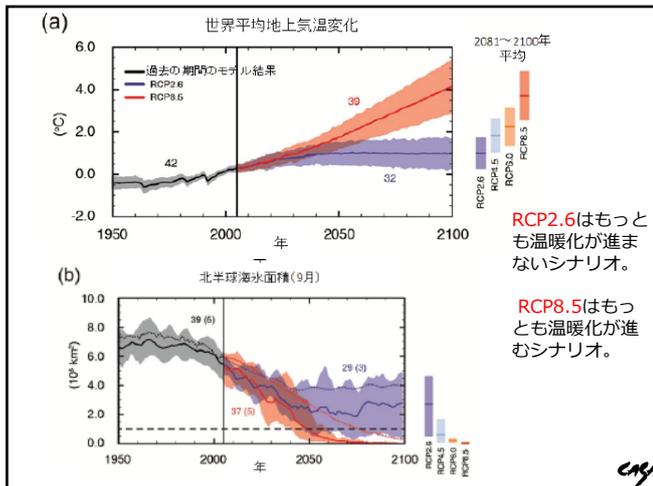
AR5/WG1



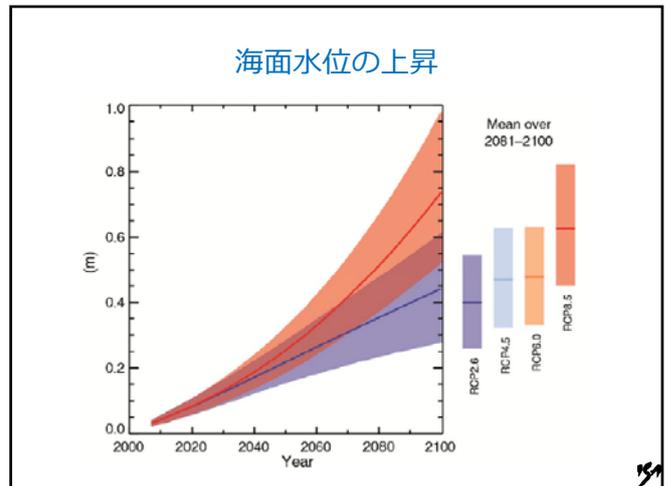
将来予測

- 2081~2100年に、世界平均地上気温は**0.3~4.8℃**上昇する可能性が高い。
 □ AR4では、2081~2100年の平均気温上昇は「1.1~6.4℃」。
- 2081~2100年に、世界平均海面水位は**0.26~0.82m**上昇する可能性が高い（中程度の確信度）。
 □ AR4では、2090~2099年の海面上昇は「0.18~0.59m」。
- シナリオの違いを考慮すると、AR5の予測結果はAR4と整合的。

* AR4では、社会的・経済的な将来像による6つの排出シナリオ。AR5では、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだ4つのシナリオ (RCP) が用いられている。

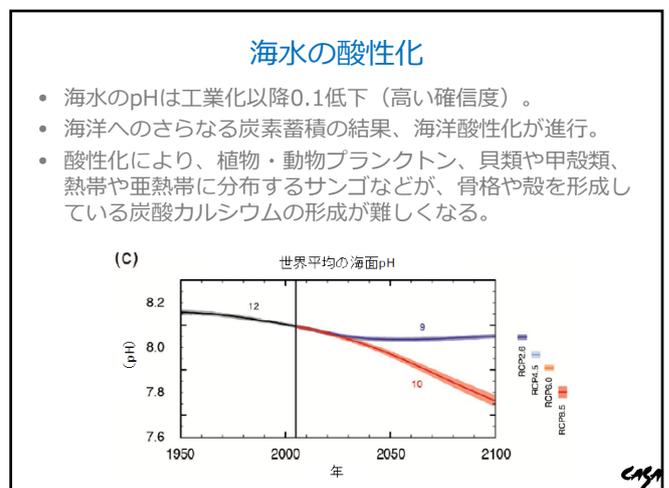


RCP2.6はもっとも温暖化が進まないシナリオ。
RCP8.5はもっとも温暖化が進むシナリオ。



極端現象の過去及び将来の変化

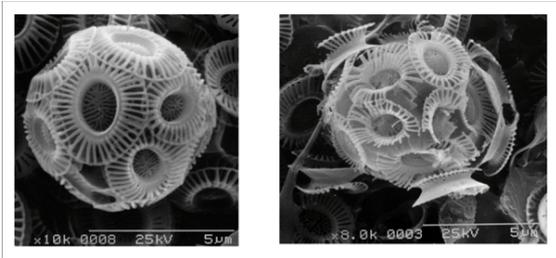
現象及び傾向	20世紀後半に起きた可能性	人間活動の寄与の可能性	将来の傾向の可能性
寒い日と寒い夜の頻度減少	可能性が非常に高い	可能性が非常に高い	ほぼ確実
暑い日と暑い夜の頻度増加	可能性が非常に高い	可能性が非常に高い	ほぼ確実
熱波の頻度が増加	いくつかの地域で可能性が高い	可能性が高い	可能性が非常に高い
大雨の頻度が増加	増加地域が減少地域より多い可能性が高い	確信度が中程度	中緯度と熱帯湿潤域で可能性が非常に高い
干ばつの影響を受ける地域が増加	いくつかの地域で可能性が高い	確信度が低い	可能性が高い
強い熱帯低気圧の数が増加	確信度が低い	確信度が低い	どちらかといえば
高潮の発生が増加	可能性が高い	可能性が高い	可能性が非常に高い



- 海水のpHは工業化以降0.1低下（高い確信度）。
- 海洋へのさらなる炭素蓄積の結果、海洋酸性化が進行。
- 酸性化により、植物・動物プランクトン、貝類や甲殻類、熱帯や亜熱帯に分布するサンゴなどが、骨格や殻を形成している炭酸カルシウムの形成が難しくなる。

海水の酸性化

酸性化の影響を受けたと考えられるベーリング海の円石藻



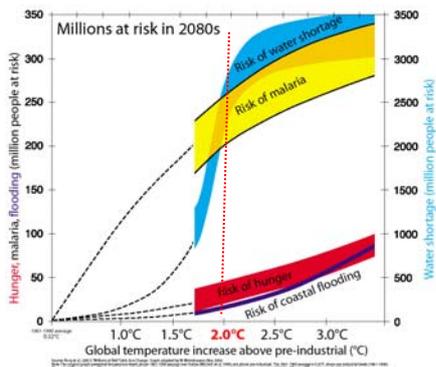
出典：(株)海洋研究開発機構提供資料



2℃が限度

- ・ 気温上昇幅を工業化以前（1850年頃）から**2℃未満**に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある。
（「危険な気候変動を防止するために」
CANポジションペーパー、2002年 COP8にて）
- ・ 本年12月のCOP15に向けて、すべての主要排出国が責任ある形で次期枠組みに参加することを確保することの重要性を再確認。工業化以前の水準からの世界全体の平均気温が2度を越えないようにすべきとする広範な科学的見地を認識。
（2009年7月8-10日；G8ラウクラ・サミット）

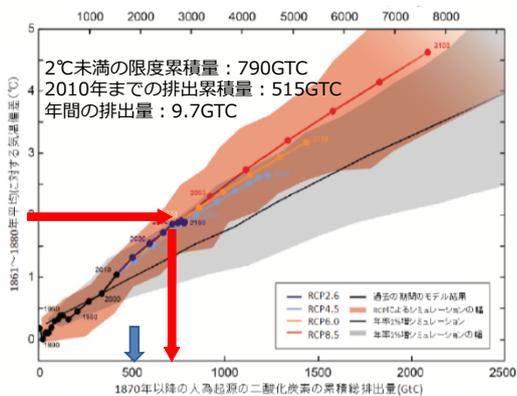
影響を受ける人口予測（2℃は危険ライン）



地球温暖化の影響予測 (IPCC/AR4/WG2)

- ・ 今世紀半ばまでに年平均河川流量と水の利用可能性は、高緯度及び幾つかの湿潤熱帯地帯において10-40%増加し、多くの中緯度及び乾燥熱帯地域において10-30%減少する。
- ・ 植物及び動物の約20-30%は、**全球温度の上昇が1.5-2.5℃を越えた場合、絶滅のリスクに直面する可能性が高い。**
- ・ 食料生産量は、1-3℃までの上昇幅では増加すると予測されているが、それを越えて上昇すれば減少に転じると予測される。

CO2の累積排出量と気温上昇



地球温暖化問題の国際交渉の経緯

- 1992年 気候変動枠組条約に合意
- 1995年 COP1：ベルリンマンデート
- 1997年 COP3：京都議定書を採択
- 2001年 COP7：運用ルールの最終合意成立
- 2005年 京都議定書発効
- COP11/CMP1：議定書AWGの交渉開始
- 2007年 COP13/CMP3：条約AWGの交渉開始
- 2008年 京都議定書第1約束期間の開始
- 2009年 COP15/CMP5/合意に失敗
- 2010年 COP16/CMP6/カンクン合意
- 2011年 COP17/CMP7/ダーバン合意
- 2012年 COP18/CMP8（ドーハ）
- 2013年 京都議定書の第2約束期間開始
COP19/CMP9（ワルシャワ）

NGO (CAN) の共同記者会見 11/15AM11:00 (現地時間)



特別化石賞



エネルギー基本計画に対する意見案 H25/12/6からH26/1/4までパブコメ

- 原子力は、安定供給、コスト低減、温暖化対策の観点から、安全性の確保を大前提に、**引き続き活用してゆく重要なベース電源**。
- 原発依存度は、・・・可能な限り低減。その方針の下で、**・・・その規模を確保**。
- 安全性が確認された原発は**再稼働を推進**。
- 関係自治体や国際社会の理解を得つつ、**各燃料サイクルを引き続き着実に推進**。
- 福島原発事故を踏まえ、原子力に関する丁寧な公聴・広報を進める必要があり、**世代を超えて丁寧な理解増進を図るため、原子力に関する教育を行う**。

CASAの意見

- 原発の活用や核燃料サイクル推進の基本計画は、原発に依存しない社会を望む国民の願いに反するもので、撤回すべき。
- 再稼働を前提にすべきではない。
- 石炭の活用は地球温暖化対策に逆行する。
- 今後の日本のエネルギー政策をどうするか^の視点が無く、具体的な導入数値などがまったく記載されておらず、そもそも「基本計画」の体をなしていない。
- 「原子力に関する教育」は、安全神話が福島原発事故の原因であったことへの反省がない。
- **国民的議論を踏まえた「基本計画」の策定を!**

脱原発と温暖化防止の両立は可能か

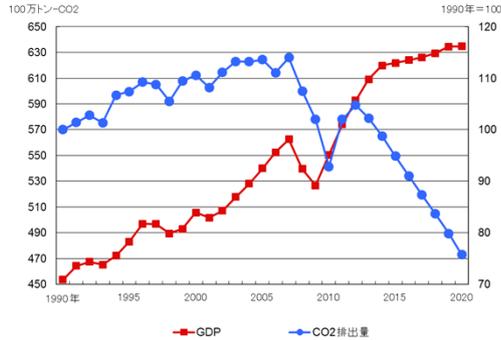
- 脱原発も温暖化防止も、方法は同じ。
 - エネルギー消費を減らす**省エネ**
 - 温室効果ガスの排出の少ない、自然エネルギーへの**エネルギー源の転換**
- **CASAの提案**
 - CASAの「CASA2020モデル」の検討では、原発を再稼働せず、**即時に全原発の稼働を停止**しても、エネルギー需給を賄い、**2020年に25%削減 (CO2:24.4%+フロン等)**は可能との結果になっている。

「CASA技術対策ケース」の経済波及効果

(単位/年)	直接投資額	一次効果	一次+二次効果
温暖化対策投資	14.4兆円		
生産誘発額		30.7兆円	37.2兆円
雇用増		165万人	215万人

- 自動車製造業の雇用 (87万人) の約1.9倍、東北地方の製造業の雇用 (66万人) の約2.5倍、原子力産業の雇用 (4.5万人) の約37倍。

実質GDPとCO2排出量（原発再稼働なしケース）



経済成長しながら、CO2排出が削減されるデカップリング現象

国際交渉の到達点

- 条約と京都議定書は、それまでの**排出放任から排出規制への大きな転換**であり、温暖化抑制の枠組みの基礎をつくった。
- 国際的協調行動が進展：190カ国を超える国が交渉に参加。
- COP15（コペンハーゲン）は合意に失敗したが、120カ国近い国の首脳が参加したことは、気候変動問題が世界の極めて重要な政治課題になったことを示している。
- COP17（ダーバン）で、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての締約国が参加する2020年以降の新たな枠組みを、2015年までに合意することになった。国際交渉が新たな段階に。
- **世界的な省エネ、自然エネルギー普及など対策の進展。**

日本の課題

- 東日本大震災の地震と津波に対し、世界の百数十カ国から受けた国際支援に対する日本の答えが、25%目標の取下げや原発推進や原発輸出であってはならない。
- 2020年25%削減目標の維持と2020年以降（2030年）の野心的な削減目標。
- **脱原発と自然エネルギー社会の構築。** そのためには、電力システム改革（発送電分離、全国送電網、送電系統運用機関、電力取引所、独立規制機関など）が必要。現在の**電力独占体制を解体**し、電力がフェアでオープンな市場で売り買いされるようにする。
- **原発に頼らず、温暖化対策と両立するエネルギー政策こそ、将来世代への現世代の責務。**

世界のエネルギー供給と原発・自然エネルギー

- **原発の発電量は、ここ数年間減少傾向。** 世界の全体的傾向は、おそらくは向こう20年間下降傾向となるだろう。原子力が提供したのは、**世界の商業的・一次エネルギー生産の5.5%、最終的エネルギーの約2%。**（「世界の原子力産業現状報告2009年-経済諸問題に焦点」：ドイツ政府委託報告書）
- **自然エネルギーは世界のエネルギーの約17%、電力の約20%を担う。** 太陽光発電は2年で3倍、風力発電は2年で50%の増加。
- 福島以降の世界の反応
 - ドイツは2022年に脱原発
 - スイスは2034年に脱原発
 - イタリアは国民投票で圧倒的多数で原発禁止。
 - フランスの世論も80%が脱原発
 - リトアニアでもビサギナス原発に63%が反対。

温暖化懐疑論

- 温暖化は太陽活動変動の影響？
 - > 近年の太陽活動の弱まりは1985年ごろから始まっているが、この間、気温は上昇している。近年の温暖化の主因は太陽活動では説明できない。
- 平均気温の上昇は、小氷河期からの回復？
 - > 小氷河期の存在は、太陽活動の変動と火山噴火で概ね説明できる。しかし、20世紀以降の温暖化については、それらの要因の影響は小さく、温室効果ガスの増加を考えなければ説明ができない。
- 2008年の平均気温は21世紀で最低。温暖化は止まった？
 - > 21世紀が始まってまだ9年。21世紀最低とされる2008年でも過去10番目。
- 温暖化はヒートアイランド現象？
 - > ヒートアイランドの影響も検討され、地球全体の温暖化にはほとんど影響を及ぼさない。
- 人為起源で大気中に放出されるCO2は6Gt(ギガトン=10億トン)程度で、年間に大気と生態系や海洋と交換されるCO2量200Gtのわずか3%にすぎない？
 - > CO2量200Gtは、大気と生態系や海洋とで交換される量で、排出と吸収の収支がもともとつり合っている。人為起源によって放出される6GtのCO2は、このCO2収支とは別に毎年大気中に排出される量で自然界における炭素循環過程ではとても吸収できない。

温暖化懐疑論をどう考えるか

- 科学において100%はなく、疑うことは必要。地球温暖化問題については科学的に解明されていないことも多い。
- 一方で、二酸化炭素(CO₂)などに温室効果があること、大気中のCO₂濃度が上昇すれば温暖化することは科学的事実であり、地球の平均気温が上昇しつつあることも観測事実。
- 懐疑論は、主張する科学者の意図はともかく、多くは温暖化対策を否定する根拠として使われている。
- **後戻りできないような深刻な影響をもたらす問題については、科学的証明がされてからでは対策が手遅れになってしまう（予防原則）。**
- 科学的に不確実性を理由に対策を取らなければ、人類や地球上の生物を「危険な温暖化の実験」にさらすことになってしまう。



宮澤賢治「グスコブドリの伝記」

3つの公平

- 同世代に生きる人達との公平
 - 南北問題
- 将来世代に生きる人達との公平
 - 世代間の公平
- 人間とその他の生物との公平
 - 生物の多様性

CASA

市民こそ環境問題解決の鍵

- 地球規模の環境問題の解決のためには、国益や利害から自由で「地球益」を考えることのできる市民・環境NGOの役割が重要。
- **情報に精通し、自立し、行動する市民（環境NGO）**の存在なくして、地球規模の環境問題の解決はない。
- **青年の任務は学習すること！**

CASA

日中公害・環境問題に関する研修メンバー紹介 (環境省平成 25 年度大気汚染経験等情報発信事業)

公益財団法人 公害地域再生センター(あおぞら財団)

●李力 氏(環友科学技術研究中心・会長/北京)

2006年に民間の環境保護組織—環境友好公益協会を設立し、現在の環友科学技術研究中心となる。それ以外にも、東アジア環境情報共有ネットワークの中国側の責任者、国際海岸清潔作業所中国側コーディネーター、中国の十数の民間環境保護組織の顧問などを務めている。中国の20を超える地域、日本、韓国、アメリカ、ノルウェーなどの国において環境保護に関する研修・交流活動をし、また、環境教育、科学知識の普及と宣伝および環境劇場の指導に関する書籍を多数出版している。<http://www.envirofriends.ngo.cn/>

●羅鋒 氏(弁護士、北連幫弁護士事務所、綠色漢江環境法律部部長) luó fēng

1987年から1989年まで湖北省随州で中学校教師に従事した後、1989年から約一年間同省江山の機械工場で法律顧問として務め、1998年より北連幫弁護士事務所で弁護士として働き始める。弁護士として働き始めてから、著名な電子部品工場での汚染問題等、多数の案件を担当。

●方応君 氏(蘇州工業園区綠色江南公衆環境關注中心、責任者) fāng yǐngjūn

長年企業でマネジメントに従事したのち、環境保護の仕事を6年間務め、2007年に環境保護に関わる中でNGOに加わる。現在団体は太湖流域での汚染排出問題の解決促進と、水資源の安全を守ることを使命とし、企業の省エネや汚染削減、環境にやさしい生産活動を推し進めていく事を目標にしている。団体が立ち上ってから、企業のエコ証券やエコ貸し付けなどの推進を手法を用いて、企業が主体的に社会責任を背負い、クリーンな生産活動を行う事の実現を目指す。

2013.12.7放送、NHK-BS1ドキュメンタリーWAVE「水質汚染と闘う～中国・ガン多発の村で何が起きているのか」に取り上げられる。<http://www.nhk.or.jp/documentary/aired/131207.html>

●呂妍 氏(北京天下溪教育資訊中心) lǚ yán

2002年より環境保護の仕事に従事し始める。その後ボランティアとして10年近くで北京天下溪教育資訊中心の「人と草原」プロジェクトに携わり、出版や、「人と草原」コンサート等の開催を通して、社会に対して草原問題の真相、草原保護方法などの啓蒙に務めた。2011年には「中国環境保護先導ガイドブック」の中の「方法」と「戦略」の二章の執筆を担当し、中国大陸の環境NGO成功事例を若いNGOに広げた。2012年より同NGOにて「湿地環境教育」のプロジェクトに加わり、ホロンバイル平原や東北平原などの渡り鳥生息地にフォーカスを当て、現地の小中学生に環境教育を行っている。

●張濤 氏(天津環境科学学会綠色教育工作委員会) zhāng tāo

2000年に天津で初めての環境NGOである綠色之友にボランティアとして加わる。現在協会プロジェクトのチーフマネージャー。2011年より3年連続天津で民間組織を作って、休暇期間を使って、天津4か所に「緑友林」を作り植樹を行った。累計5000株植え、7000人以上の人をプロジェクトに動員した。13年間にわたる氏の活動時間は15000時間以上に達し、綠色之友天津の中で最も長く続き、参加者の最も多い活動になっている。

●夏軍 氏(弁護士、北京中諮詢弁護士事務所) xià jūn

1999年よりずっと環境保護方面の法律業務に携わっている。中国では数少ない環境弁護士として、数々の環境保護訴訟を担当し、この方面で大きな影響力を持つ。

主な担当業務は：①環境汚染被害者(主に漁民)の賠償請求、海事裁判所管轄の海洋汚染方面で多数の実績あり。②行政訴訟等に訴えて不当な建設計画に反対する都市と農村住民をサポート。③社会団体や政府機関、企業や一般市民のために環境資源に関する法律相談を行い、企業の環境行為への監督に対する弁護士の参画を推し進める。

主 催：第 42 回公害環境デー実行委員会

事務局：大阪から公害をなくす会

日 時：2014 年 1 月 25 日（土） 全体会 13:30～16:00

場 所：エル・おおさか(府立労働センター)南館 5 階ホール

(討論資料)

－ 福島原発災害を踏まえて脱原発への道を進むために －

山本富士夫(福井大学名誉教授)

I. はじめに

筆者は、「福島原発災害を踏まえて脱原発への道を進むために」と題して報告する。ここでは、討論参考項目を紹介する。ここでは、具体的事例として福井県の原発をとりあげて検討を加えるが、それは全国及び世界にも通ずる。

筆者は、原発について、脱原発のための科学的根拠の追求と住民運動に力点を置いているが、現実には、その活動の成果はまだまだ目標到達にはほど遠い。

II. 福島原発災害の発生原因・解析に関する発表論文・報告等の資料:

- (1) 山本富士夫, 『「3.11 福島原発災害」を踏まえて, すべての原発を廃炉に!』, 日本の科学者: 討論のひろば, Vol. 47, No. 7, pp. 42 (430)-45 (433), 2012年7月
- (2) 山本富士夫, 「福井での反原発運動と科学者」, 市民とともに考える「再稼働問題 in 仙台」, 仙台弁護士会館, 2012 年 7 月 16 日
- (3) 山本富士夫, 「大飯原発再稼働の問題」19 総学, 2012 年 9 月
- (4) 岡本良治&山本富士夫, 「福島第一原発事故の直接的原因は何か ―地震動と津波のどちらが主導的か―」, 2012年9月
- (5) 山本富士夫, 「原発安全神話と原子カムラの形成から崩壊まで」, JSAe マガジン No. 8, 2012年11月
- (6) 山本富士夫, 「改めて科学者の社会的責任を提起する ―憲法遵守と技術者倫理の実践―」, 日本の科学者 Vol.48. No.3, pp.12(141)-17(146), 2013年3月
- (7) 山本富士夫 (起案), 『原子力規制委員会による敦賀2号機直下の活断層断定と「もんじゅ」運転再開準備停止命令を踏まえて、両機を直ちに廃炉とすべきであることを訴える』, JSA 福井支部第42回定期大会(総会)決議, 2013 年 5 月
- (8) 山本富士夫, 「環境調和志向モニユメント型風車の開発とその影響評価」, 第 51 回北陸流体工学研究会, pp.1-4, 2013 年 8 月
- (9) 山本富士夫, 「過酷事故時における炉心の熱問題」, 『現在進行形の福島事故』(本の泉社), PP.68-73 2013 年 9 月
- (10) 山本富士夫, 『まえがき 「さよなら原発福井県集会」の特徴と文集発行の意義』, 記録文集「さよなら原発福井県集会 2013」～3・11 メモリアルアクション―原発のない新しい福井へ」, 記録文集編集委員会発行, 2013 年 8 月
- (11) 山本富士夫, 「原発ゼロを目指して」, アジア平和文化交流会・3周年記念集会招待講

演, ソウル市鍾路區聽大講堂ハンウリホール, 2013 年 11 月

Ⅲ. 脱原発への道：原発推進の問題点と批判 (項目の順序は未整理のまま)

(1) 国政 (県政) :

①「安倍首相と福井県知事西川知事による原発推進政策は、原発をなくしたい (脱原発を望む) 大多数の民意と大きくねじれている :

安倍首相と総合資源エネルギー調査会委員を務める西川知事は、福島原発災害による放射能汚染と放射線健康傷害による惨禍を正視せず原発難民を切り捨て、原発災害から得られるはずの教訓を活かさないまま、原発を再稼働し輸出を進めようとしているが、彼らの原発推進政策は原発をなくしたい私たち多数の民意と大きくねじれているため容認できない。民意が国政や県政に反映される仕組みが必要である。

②避難・防災対策が不十分なまま (福井県の場合、避難が不可能と言えるほど交通事情が悪いまま) 原発を再稼働することは容認できず、全ての原発をなくすこと (脱原発) を訴える :

地震多発日本列島、とりわけ断層と破碎帯の多い福井県の中で、巨大地震が発生すると活断層と断層が連動し、直下型地震でなくても、原発災害を起こす恐れがある。特に、原発災害に対して日本政府も西川県政も十分な避難・防災対策を国民・県民に示すこともできていないので、私たちは、原発の再稼働を許さず全ての原発をなくすこと (脱原発) を訴える。

③原発立地県の住民 (福井県の嶺南と嶺北の住民) は、日本全国及び全世界の人々と連帯して、脱原発後の新しい社会をつくる運動を強めることを訴える :

原発関連企業での雇用に縛られて自由な発言ができにくい原発立地市町村 (福井県嶺南) の住民と原発災害による広域の放射能汚染の恐れる周辺 (福井県嶺北、滋賀県・京都府・大阪府) の住民が一致団結し、かつ、日本全国・全世界の人々と連帯して、国の原発エネルギー政策を批判し、脱原発を勝ち取ることを訴える。

(2) エネルギー基本計画は、脱原発を基本とすべきである :

① 原発がなくても電力は足りる :

2013 年 9 月 15 日に大飯原発 3・4 号機が停止したが、すなわち日本のすべての原発が停止したのに、日本全国で停電を起こさず電力を供給できることが明らかになっている。勿論、送配電のしくみを変える必要がある。

② 企業利益よりも国民の平和的生存権を優先すべき :

たとえば、原発災害を起こした東京電力ですら、沖縄電力を除く 8 電力会社が株主に責任を負うとして企業利益を理由に原発の再稼働を要求している。このようなことは、被害者の救済や賠償を怠り国民の平和的生存権を軽視・無視していることにほかならず、決して許されることではない。

③ 再稼働と使用済み燃料 (核のゴミ・死の灰) の処分に関わる経費は、膨大で、長期にわたる :

原発再稼働が企業利益になり国民に負担を転嫁する経済構造の誤りを正すべきで

ある。廃炉や死の灰の処分に要する経費（研究開発費、用地確保の経費、永続的な保守管理費）は、技術も確立できていないため概略の評価すら不可能な段階では、ただ膨大となる。その経費負担は、しかも、子々孫々にまで負の遺産を押し付けることになる。よって、これ以上原発を再稼働することも増設することも許さず、脱原発へと進むとすべきである。

(2) 安倍政権（西川一誠・福井県政、河瀬治一・敦賀市政）における原発再稼働の狙いは「経済」のためと主張するが、その主張はまやかしに過ぎない。

① エネルギー政策の批判：

日本のエネルギー政策で「原発比率を下げる」と言いながら、原発を「重要なベース電源」と言う不合理がある。

福井県に必要な電力は、原発がなくても現有の火力と水力で十分余る。福井の電力移出の役割はもう終わった。福井県知事が欲しいのは、原発立地県としての交付金だけである。交付金による「麻薬効果」から脱すべきである。

② 核エネルギー（原子力エネルギー）はクリーンではない：

福島原発災害の惨禍を見れば明らかなように、核エネルギーは大気や土壌・河川・海洋を放射能汚染したので、クリーンではない。まだ原発推進者たちは、加害者としての責任を取らず、自らの過ちを反省しようとしなない。

③ 「原発安全神話」をまだ信じている原子カムラ：

原子カムラは、原発では災害は起きない、起きてても多重防護システムがあるから放射能は漏れ出ることはなく、安全だという「原発安全神話」を作り上げてきた。彼らは、福島原発災害を見た今も、「原発安全神話」を信じ、原発再稼働の論拠としている。彼らは、福島原発災害避難民の命と生活を護らず彼らを切り捨て、国民の安全よりも大企業の経済を優先している。このようなことは、憲法に違反し、人道的・倫理的にも許されることではない。

(3) 未解決問題：

① 地震に対する原発耐震設計：

活断層が多く地震多発の日本でも原発（原子炉等の重要機器だけでなくプラント全体を含む発電所システム）の耐震設計が可能だというが、それは疑問である。福島原発災害では、地震動により原発の敷地外にある送電線鉄塔が倒壊したり、原子炉に接続する配管、特に IC に繋がる配管が地震動で損傷したりした。（岡本良治報告、国会事故調など）

配管が極めて長く（100Km 程度）、配管類を含む配管の形状も多種多様である。多種多様な配管・配管類の耐震設計が、地震の特性（エネルギー、振幅、伝播速度、そのベクトル、波長、周波数、振動波形の全て）を十分予測できない地震学の現状において、常に可能であるとは言えない。

活断層の上に原発がなくても、連動する断層があると考えべきである（例：大飯原発 3、4 号機、F-6 断層と熊川断層の連動問題）。連動した断層による地震動の大きさや特性を予測できないのが現在の地震学の常識である（島村英紀）。

昨年9月に制定された新「原子力規制」では、保安院時代の旧「原子炉立地審査基準」は削除された。その理由は、再稼働のために阻害条件となるためであろう。免震重要棟は大地震でも期待通りに機能するとは、実験で証明されていない。大地震では、柏崎刈羽原発で見られたように地割れや構造物からの落下物の散乱が起り、免震重要棟に接続する配管・電線等が健全に機能するとは言えず、運転員等の出入りと生活に支障を来す恐れがある。

② 津波

防波堤の高さ、頑丈さ、耐久性等について、その十分さを証明できていない。

特に、海洋に面した防波堤のコンクリートの塩害強度は保障できるだけの実験データはないのではないかと？

津波対策として、DG、ポンプ、電動機等を高所に設置した場合のポンプの送水性能に問題は起きないか？特に、津波災害時に、復水ポンプに接続する配管・配管類の損傷の他に、復水ポンプのキャビテーション性能が悪化して、送水できなくなれば原子炉の冷却ができなくなる恐れがある。

なお、津波は、引き波と押し波が繰り返される中で、多くのガレキなど固体物を混入する。そのため、単相の水を仮定したシミュレーションで津波の挙動を高い精度で予測できるとは思われない。

特に、津波が動いている最中に余震等の地震が重なって起きると、海底や川底の固体壁境界条件が変動するため、津波が増幅したり高速化する恐れもあるが、まだ誰もその解析をしていない。

(4) 使用済み燃料の最終処分と核燃料サイクル

日米は、モンゴルなどに使用済み燃料の最終処分場を求めているが、現地の反対が強い。

原子力発電環境整備機構（NUMO）は、その創立（2000年10月）以来13年の間毎年数百億円も使いながら、その本務である最終処分場（候補地すら）の決定を成し遂げていない。

使用済み燃料のガラス固化技術（物質の偏析をなくし一様に混合させ、長期の年月の間に変質しない固化技術）や減容技術（容積を小さくする圧縮技術）はかなり進んでいるが、数十万年の長期にわたる地層処分（地下深くに保管）については地震学・地質学の専門家から、安定地層がないことや、汚染した地下水が漏洩する等の疑念が出ている。

核燃料サイクルは、高速増殖原型炉「もんじゅ」が完成しない限り、成立しない。

ところが、「もんじゅ」は実用化の前段階の原型炉として1983年1月25日に着工されたものの、今日まで30年間に多数の事故故障を起こし、組織運営の欠陥を露呈し続け、今も試運転再開の見通しが立っていない。

一般論として、大規模エネルギーシステムで長期間の研究開発の歴史のなかで、ついに実用化に至らなかった技術は少なくない。「もんじゅ」もその一例に属するとみて、即刻廃炉とする方が国費を余計に投入しなくてよくなる。

- (5) Pu の核兵器への転用
安倍首相と小泉元首相は共に核兵器を持ちたい。
石破自民党幹事長は、安全保障上、原発は必要だと言っている。(彼の安全保障は、安保＝日米軍事同盟を基本にしている。)
使用済み核燃料の再処理によって Pu を抽出し、核燃料会社で混合酸化物 (MOX) 燃料を作るが、それらの両技術は、日本ではまだ完成していない。
日本の保有する Pu は 44.2ton、そのうち 9.3ton は国内に、他は英国と仏国にそれぞれ 17.0 と 17.9ton 保管されていると言われている。(2011 年末)
Pu は、その純度を 90%程度以上に高めれば核兵器へ転用できる危険性がある。
- (6) 原発のない持続可能な社会の構築
直ちに脱原発を実行しても電力不足は起きない。
持続可能エネルギーへの転換 (水力、風力、地熱、ソーラー、潮力、・・・)
当分の間、石油・石炭・天然ガス・オイルシェールに依存するとして、同時に CO2 等の温室効果ガス対策をとり、そのための産業育成を進める。
- (7) 「脱原発」 (or 「原発ゼロ」) を実現するために
多数の民意は、ゆるくて曖昧な「原発に依存しない」から早くて明確な「脱原発」 (or 「原発ゼロ」) へ移行している。
原発立地市町村では、原発の安全性に疑念を抱きつつ、原発関連の事業や雇用を理由に脱原発に全面的に同意できない住民がいることは確かである。彼らに、もし原発災害が起きた場合の惨禍を説明しても、脱原発に振り向かすことは期待できない。
むしろ、原発ゼロの社会で安心して暮らせるだけの保障制度を作れば、彼らも脱原発に移行するであろう。
- (8) 巨大な権力構造 (独裁政権と巨大金権企業) と大多数の国民
レーガン大統領以降に世界を制覇して行った新自由主義は、独裁政権と巨大企業の金権を強化し、民主主義を破壊し大多数の国民・世界市民の自由を奪ってきた。今や、「命より金を優先」した間違いが露呈している。
安倍政権は、憲法の改訂を目論み、特定秘密保護法の制定・施行に奔走しているが、大多数の国民は政府に憲法を遵守させ、思想・信条の自由や表現・発表の自由を求め、安倍首相の政策に反対している。
つまり、国民が自由に脱原発主張をし、平和的生存権を要求できることを望んでいるが、安倍政権は巨大な権力で国民の声を圧殺し、日米軍事同盟を強化し戦争のできる国へ変えようとしている。
圧政に耐えかね怒った国民が巨大政権を倒した歴史はいくらでもある。
- (9) 電源三法交付金制度を廃止せよ：
現行の電源三法交付金制度を廃止せよ。

電源三法交付金制度の廃止後、原発立地自治体の財政制度を根本的に見直す必要がある。

例えば、原発災害が起きると、フクシマで明らかになったように賠償や復興に10兆円もの経費が必要になる。原発災害が起これないうちに10兆円相当額を原発立地ならびに関連地域の原発雇用対策・産業創出に充てたらどうか。

そうすれば、原発雇用の生殺しの継続よりは、有効投資による産業創出が可能になり、生きる希望や楽しみが蘇るだろう。

(10) 放射線防護を含む環境保護の草の根的国際連帯の組織作りと運動

ドイツ、イタリアなど17ヶ国が脱原発に進んでいる。

安倍首相が原発を輸出しようとしている東南アジア諸国（フィリピン、インドネシア、ミャンマ、ベトナムなど）や韓国、モンゴルでも、福島原発災害発生の後、脱原発や反原発の運動が活発になってきている。

2013年福井市で開催された「9・15 もう動かすな！原発 福井集会」では、韓国からキムヘジョンさん（韓国環境運動連合・代表）を招待したり、モンゴルから連帯のメッセージをもらったりした。

それらの脱原発運動のリーダーには、女性と青年が多く、科学者も参加し、科学的根拠に基づく脱原発運動の支援が増えてきている。

脱原発運動は、今や、地球規模での放射能汚染に対する環境保護運動と一体化して、草の根的国際連帯運動へと拡大しつつある。

(8) 4大トリガー：原発災害を引き起こす要因

①人為ミス

設計ミス、運転ミス、工事ミス、保守管理ミス、・・・

耐震設計審査基準にある「残余のリスク」に対して想定外として責任をとらない電力事業者の体質も人為ミスに含まれる。（フクシマ[福島原発災害]では、IC[自然循環による中間冷却器]における冷却操作失敗、菅首相の出過ぎた指揮、放射能汚染地下水の海洋への漏れなど）、

②自然災害（地震、津波、台風、竜巻、雷、噴火、・・・）

地震と津波が原発災害を引き起こすことは、兵庫県南部大地震（阪神・淡路大震災）以降多くの科学者によって警告されていた。

台風や竜巻も送電線鉄塔を倒壊させたり、情報ネットワークを混乱させたりする。

たとえば、桜島や富士山が大噴火を起こせば、地震動や火砕流・溶岩流の他に火山灰による原発への影響がでるであろう。

たとえば、大量の降灰塵は交通網（陸路と空路、場所によっては海路も）の機能を止めてしまうであろう。その場合、原発（川内原発、浜岡原発など）は、ステーション・ブラックアウトを起こし、降灰塵で汚泥化した冷却水では原子炉の冷却ができなくなる恐れがある。交通網の遮断は、当然、防災・避難を極めて困難にするだろう。

③サイバーテロ（1月2日 JAEA の PC 攻撃、他・・・）

去る 1 月 2 日に日本原子力研究開発機構の PC がサイバー攻撃を受け、メールアドレス等が盗まれたという。

原子炉を制御するコンピュータがサイバーテロを受けると、原子炉が暴走し陥る可能性がある。

もう 30 年も前から原発内のコンピュータがサイバーテロを受けてきたが、今後もテロが巧妙化し大規模化することも想定しなければならないだろう。しかしながら、国は特定秘密保護法のもとで、ますますテロ対策を国民に知らせなくなる恐れがある。

④軍事テロ・ゲリラテロ

フクシマは、テロが原発を攻撃すれば原爆以上の放射能傷害をおこせることを明らかにしてしまった。

未然に防がれたテロは、実際に起こっているし、わずかに報告も出ている。

(9) 災害時・事故時の情報伝達・制御と風評管理

原発事業者を含む原子力カムラは、これまで情報隠しを続けてきた。(もんじゅ 1995、フクシマ 2011、・・・)

SPEEDI 情報の出し遅れと情報隠し⇒飯館村の被害拡大

(10) 環境汚染問題⇒草の根型国際連帯運動へ

大気放出放射性物質の拡散

土壌汚染と除染

地下水の海洋流出・汚染問題（フクシマでは、問題がわかっているながらこれを放置してきた。）

中国からの PM2.5 と共に飛来する放射性物質による環境汚染

韓国の東海岸部(朝鮮半島の日本海側＝韓国では過疎地側)にある原発（18 基）が災害を起した場合、飛来する放射性物質による環境汚染

(11) 総括原価方式の廃止に伴う電力料金制度、賠償制度

原発再稼働がないと電気料金を上げるという東電の主張に正当性はない。

賠償基金の流用・悪用は許されない（賠償金が原発難民以外の原発推進組織、たとえば日ベト原子力協定調査団体、に流用されている。）

他、電力コストなど

割愛

(12) 低線量被ばく・内部被ばくの問題

この問題は、防災・避難、放射能による汚染水と汚染大気の拡散制御、放射能汚染食品と飲料水、住民ならびに原発労働者の放射線被ばく（高中レベルだけでなく、低レベル被ばく）と健康管理（ICRP と ECRR の科学的根拠の検討）、NPT 等に関わり極めて重要である。詳細を割愛。

(13) 原子炉解体・廃炉に関わる技術者の育成と産業創出
割愛

(14) 原子力損害の賠償に関する法（原賠法）におけるメーカー免責
割愛

from Wikipedia

「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない」

(3条1項)

- ・ 賠償措置額を超える原子力損害が発生し、原子力事業者が自らの財力では全額を賠償できない等の事態が生じた場合は、国が原子力事業者に必要な援助を行い、被害者救済に遺漏がないよう措置することを定めている^[5]。これは被害者救済の実行を目的としたものであり、原子力事業者の無限責任を免除する性質のものではない^[6]。
- ・ 第三条但書「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」について、地震であれば関東大震災の3倍以上の加速度をもつものをいうと解されているが^[7]、政府は隕石の落下や戦争などを想定したもの（文部科学省幹部より）として福島第一原子力発電所事故には適用されないとの方針を示している^[8]。

(15) 琵琶湖汚染、電力生産地元（福井県）と電力消費地元（関西2府5県）
割愛

(16) 「国策」を理由に、国民の脱原発の声を無視する権力者の暴挙
割愛

(17) 「国際原子カムラと原子力安全神話」が厳然と存続しているが、崩壊させよう！
原子カムラ＝産官学の利益（政治的権力・経済的権力の利益）共同体
象（原子カムラ）に立ち向かう蟻（99%国民）のたたかい
割愛

(18) 原子カムラの主張する「原子力安全文化」なんて、あり得ない！
割愛

泉南アスベスト国賠訴訟 2 陣高裁での勝利判決の意義

泉南アスベスト国賠訴訟弁護団

弁護士 岡 千 尋

(1) 判決内容について

昨年 12 月 25 日に言い渡された泉南アスベスト国賠訴訟 (2 陣) 高裁判決は、以下に述べるように、1 陣高裁判決を完全に否定し、2 陣地裁判決も大きく上回る大変意義のある判決です。

1) 判決のポイント

①規制権限不行使の違法の判断基準

労働関係法令によって国に付与された省令制定権限は、労働者の生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することを主要な目的として、できるだけ速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時かつ適切に行使されなければならない。従って、国の規制権限不行使の違法は、この趣旨、目的に沿って規制権限が行使されたかどうかで判断される。

②国の怠慢 (規制権限不行使) は何か。

- ・昭和 33 年から局所排気装置の設置を義務付けるべきであった。

すでに、この時点で、国は、石綿肺の重大な被害発生を予見することが可能であり、局所排気装置の設置を義務付ける技術的基盤も存在した。

- ・局排気装置の設置を義務付けた昭和 46 年以降も、国には、怠慢があった。

昭和 47 年には、発がん性や中皮腫の知見も集積されたこと等もあり、使用者に対して、労働者にマスクを使用させることを義務付けるべきであった。また、その補助手段として、特別安全教育を義務付けるべきであった。さらに、昭和 49 年 9 月 30 日には、抑制濃度の数値を日本産業衛生学会の勧告値 (1 cm³あたり 2 本) に見直すべきであった。その見直しが昭和 63 年まで遅れた。

③国は、被害者に対して直接的に責任を負っており、違法期間が長期 (37 年間) であること、違法内容も基本的な粉じん対策全般にわたっていること、義務違反の程度も重大であることなどを考慮して 2 分の 1 の限度で認める。

④人の生命、身体、健康は、行政活動において常に尊重されるべきであり、継続的に作業場内に立ち入っていた運送業者の従業員も、労働関係法令に基づく規制権限不行使を原因とする不法行為責任 (損害賠償) に関しては保護範囲に含まれる。

⑤喫煙などの個別の減額理由を全て否定して、石綿関連疾患の重大性を指摘して、基準慰謝料額をそれぞれ 100 万増額した。

2) 判決の評価

国の長期の違法を認め、違法内容も基本的な粉じん対策全般について認め、さらに、責任範囲を 2 分の 1 とするなど、本件の全般的な争点について、ほぼ全面的に原告主張に沿う判断を行っており、2012 年 3 月の 2 陣地裁判決からも大きく前進した。

筑豊じん肺最高裁判決や関西水俣病最高裁判決などの最高裁判例の到達点も踏襲しており、間違いなくあらゆる意味で 1 陣高裁不当判決を乗り越えた判決であり、2 つの地裁判決の存在も含めて考えれば、1 陣高裁判決の特異性を一層明らかにした判決である。

7 年半に亘る審理を集大成した極めて優れた明快な判決である。

(2) 勝利判決を勝ち取った要因は何か

こうした判決を勝ち取れた要因は、基本的には、1 陣高裁判決の苦い経験を踏まえて、控訴審において常に緊張感を持って妥協することなく、各論点に関して主張・立証を尽くしたこと、法廷外でも、全国からの 25 万を超える公正判決署名が寄せられ、7 年間にわたる定期的な裁判所周辺での宣伝活動、公害等の被害者団体代表による連名アピールや公害等の主要弁護士代表者による連名アピール、アスベスト関連の学者を中心とする 100 名を超える学者アピール、さらに「風の会」に加盟する主婦連などの消費者団体代表によるアピールなど各分野からのアピール運動など、多彩な取り組みを継続的に行ったこと、何よりも被害の深刻さなど救済の必要性、被害者の声を裁判所に届け続けたこと、そして、2012 年 12 月の建設アスベスト東京訴訟での勝利判決が追い風になったことなどを指摘できる。

また、そうした原告側主張等を正面から受け止める裁判体であったことも大きい。

(3) 最高裁での勝利の展望について

- ・ 舞台は最高裁に移るが、最高裁には、いのちや健康よりも産業発展が優先するとした 1 陣高裁不当判決（三浦判決）をとるのか、今回の 2 陣高裁判決をとるのか、厳しい選択、判断を迫ることになる。
- ・ 2 陣高裁判決は、最高裁判例の流れに沿っており、事実認定でも 2 陣控訴審で新たに出された証拠も含めて豊富に証拠を拾っており、説得力がある。また、2 陣高裁判決ばかりか、二つの地裁判決も 2 陣高裁判決を支持している点も重要である。
そうした点を考えれば、最高裁が、2 陣高裁判決を覆そうとすれば、これまでの最高裁判例を見直すことが必要となるはずであり、それはそれで最高裁といえども困難な作業である。
- ・ さらに、2 陣高裁判決は、国が、責任を否定するためになりふり構わず行ったあらゆる主張を、ことごとく「完膚なきまで」に明快に論破し、退けている点も重要である。
- ・ 2 陣控訴審の審理は、裁判所が特に関心を持っている事項を明示して、双方に主張立証を尽くさせ（諸外国との比較や濃度規制など）たうえでの判断であり、手続き上も、公平かつ公正な手続きのなかでの判断である。
- ・ マスコミを中心に、1 陣高裁判決を非難し、2 陣高裁判決を支持する世論は広範に形成されている。
- ・ 油断や手綱を緩めることは絶対に出来ないが、最高裁において、早期に 2 陣高裁判決を支持する判決を勝ち取れる展望は十分にある。

(4) 今後の闘いについて

- ・ 2 陣高裁判決の優れた内容、最高裁の状況、行政や政治の困難な状況、広範な世論を形成してきている状況、否が応でも最高裁で絶対に勝つ最高裁闘争が不可欠であること、それも短期間での取り組みが要請されていること、今後は、最高裁闘争を基軸にして、そこでの「早期勝利判決」を勝ち取り、その勝利判決を梃子にした早期全面解決をめざしていく。
- ・ 同時に、政治や行政には、引き続き解決を行うべき政治責任、行政責任があり、引き続き政治への働きかけも行っていく。
- ・ 泉南アスベスト被害の早期救済と、建設アスベストなどすべてのアスベスト被害の救済、万全なアスベスト対策の実現に向けて、引き続き大きなご支援をお願いしたい。

以上

声 明

（国の道理なき不当上告に断固抗議する）

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

1 昨年12月25日、大阪高裁（第13民事部）は、1陣地裁判決、2陣地裁判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を認める判決を下した。これに対して、国は、本日、上告する旨を明らかにした。

原告団と弁護団は、国の道理なき不当上告に断固抗議するものである。

2 2006年5月の第1陣訴訟の提訴以来、本判決までに12名の原告が死亡し、さらにこの上告期間中にも1名の原告が死亡した。生存原告らも病状の悪化に苦しんでおり、「命あるうちの解決」は、文字どおり原告らの待ったなしの切実な願いである。国の上告は、原告らの願いと期待を大きく裏切るものであり、断じて許すことはできない。

3 この間、118名の与野党の国会議員から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、12月25日には全野党の国会議員らが連名で、26日には自由民主党・公明党のアスベスト問題の責任者が、それぞれ上告断念を含む早期解決の決断を要請した。泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得ている。

4 原告・国の双方は、本判決に至るまで7年半にわたり主張、立証を尽くした。そのうえで、本判決は、国の責任逃れの主張を完膚なきまでに退け、国が依拠した1陣高裁の不当判決（2011年8月）を完全に否定した。国は、本判決を謙虚かつ真摯に受け止め、早期に被害者救済に踏み出すべきであった。

国の上告は、国民のいのちと健康を守る責務を放棄し、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばすものでしかない。このような国の姿勢は、いのちや健康よりも産業発展が優先するという1陣高裁判決にすぎるものであり、そこには何らの大義も道理もない。

5 原告団と弁護団は、引き続き、「命あるうちの解決」を実現するため、国に対して、泉南アスベスト被害の早期全面解決を強く求めると共に、最高裁においても全力で闘い抜くことを表明する。

2014年1月7日

石綿被害判決

戦前から紡織業が盛んだった大阪府南部地域のアスベスト(石綿)関連工場の元従業員と遺族が国を相手に起こした集団訴訟で、大阪高裁は1審に続いて賠償を命じた。

石綿による健康被害を防ぐ規制を怠った国の責任を初めて高裁段階で認めたことになる。1審よりも国の責任範囲を広げ、被害者の多くを救

不作為責任を認めた2004年の筑豊じん肺訴訟の最高裁判決に沿う当然の判断だ。

集団訴訟は二つに分かれ、今回は第2陣の控訴審判決だった。原告が逆転敗訴した第1陣の大阪高裁判決は、産業の発展を重視し、行政の裁量権を広く認めて国の責任を否定したため、原告側が上告した。

今回の判決で国側が上告すれば、相反する二つの判断について最高裁

として国に賠償を命じている。司法が相次いで救済を迫る意味を政府は重く受け止めなければならぬ。

石綿の健康被害で労災認定された人と06年施行の石綿健康被害救済法で救済認定された人は合わせて1万人を超えた。中皮腫は発症までの潜伏期間が20〜60年と長いため、死者は年々増え、昨年は過去最多の1400人に上った。今後も被害拡大は避けられない。

国は早期救済に動け

済対象としたことは評価できる。

粉じんが石綿肺が発症するという医学的知見が1958年に確立したのに、国は71年まで排気装置の設置を義務化しなかった。粉じんの濃度を規制も、学会が勧告したにもかかわらず、欧米より10年以上遅れた。判決は、これらの規制権限を行使しなかったことは著しく合理性を欠いており違法と結論付けた。

健康被害の救済を重視して、国の

で審理が続く。だが、原告の元従業員59人は石綿肺による呼吸障害や石綿関連がんの中皮腫に苦しみ、半数以上が死亡している。最高裁の判断を待っている。国は判決を受け入れ、早期救済に動くべきだ。

石綿による健康被害は、建設業や造船業などで深刻な事態となっている。元建設作業員らが国の責任を求めた訴訟では、東京地裁が昨年12月、防じんマスク着用義務化が遅れた

救済法の補償水準は労災や公害被害と比べて低く、不備が指摘されている。労災の認定基準も厳しく、基準に合理性がないとして救済する司法判断が出ている。被害の実態に合う制度となるよう補償増額や対象拡大の検討を急がなければならない。

高度成長期以降に大量輸入され建材に使われた石綿は800万トン前後と推計される。昨年3月に全面使用禁止となったが、石綿が残る建物の解体は数年後からピークとなる。行政や業者は石綿が飛散しないよう万全の対策を取る必要がある。

(報告) 寝屋川廃プラ公害 公調委調査結果とこれからのたたかいについて

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会

2013年1月、公調委は、廃プラ2施設と太秦、高宮あさひ丘、寝屋で化学物質と風向風速調査、打上川沿いの田んぼで接地逆転層発生調査を実施しました。

調査結果報告2文書と、3名の専門委員の意見書3文書、計5文書が5月15日に公表されました。申請人側の柳沢幸雄東大名誉教授、西川榮一神戸商船大名誉教授による公調委の調査結果報告に対する意見書が7月15日に公調委に提出され、調査不十分である点を指摘し再調査すべきと要望しました。

8月6日、公調委事務局が来阪、申請人代表と弁護士と面談。公調委事務局は、これまでの調査で裁定委員は「判断できる心証を得ているから再調査しない」と述べました。申請人側は、柳沢、西川両名誉教授による再調査要望について検討するように述べましたが、事務局は裁定委員に伝えると述べるにとどまりました。また、申請人側は詳細データの開示をもとめ、そうしたデータにもとづく追加意見書を提出する、また自主調査を実施して報告することが確認されました。

その後、公調委から、詳細データの一部開示があり、専門委員と公調委事務局による説明会を実施するので質問を提出するように連絡がありました。12月10日に実施された説明会は非公開、記録・録音はしない、説明会での発言は証拠にしないという異例の会議でした。

後刻12月25日、質問にたいする回答文書が届いた。

以下、公調委の回答文書における特徴的な見解について、申請人、廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会のコメントを報告します。

1. 施設から発生している物質は高濃度ではないのか

専門委員の意見・・・住宅地の化学物質と比べて廃プラ施設から発生している濃度は高い。しかし、一番多いブタン類はニオイがしないので、高濃度とは言えない。

⇒ (申請人コメント)、調査によって寝屋川市の大気中の化学物質濃度の100倍から数百倍の化学物質が、4市施設(かざぐるま)とイコール社から排出していることがわかった。専門委員は、高濃度発生の問題をブタン類のニオイの問題などにすり替えて説明。

2. 未知物質(未同定物質)は無害か

専門委員の意見・・・未知物質のなかに健康被害の原因物質があるかどうかわからない。

公調委事務局の意見・・・発生、測定された物質の濃度のうち7割が名前が同定されており、判断に必要な実態が明らかにできた。

⇒ (申請人コメント)、未知物質は、名前も毒性もわからない物質であり、そのなかに原因物質がないと断定できない。専門委員の見解は当然ですが、事務局の見解は、タメにする見解を住民に押し付けるものです。

3. ホルムアルデヒドは低濃度か

専門委員の意見・・・24時間採取による測定法(D法と呼称)の結果は低濃度であった。高濃度測定値を示した30分測定法(F法と呼称)は精度が問題であるので不採用とする。

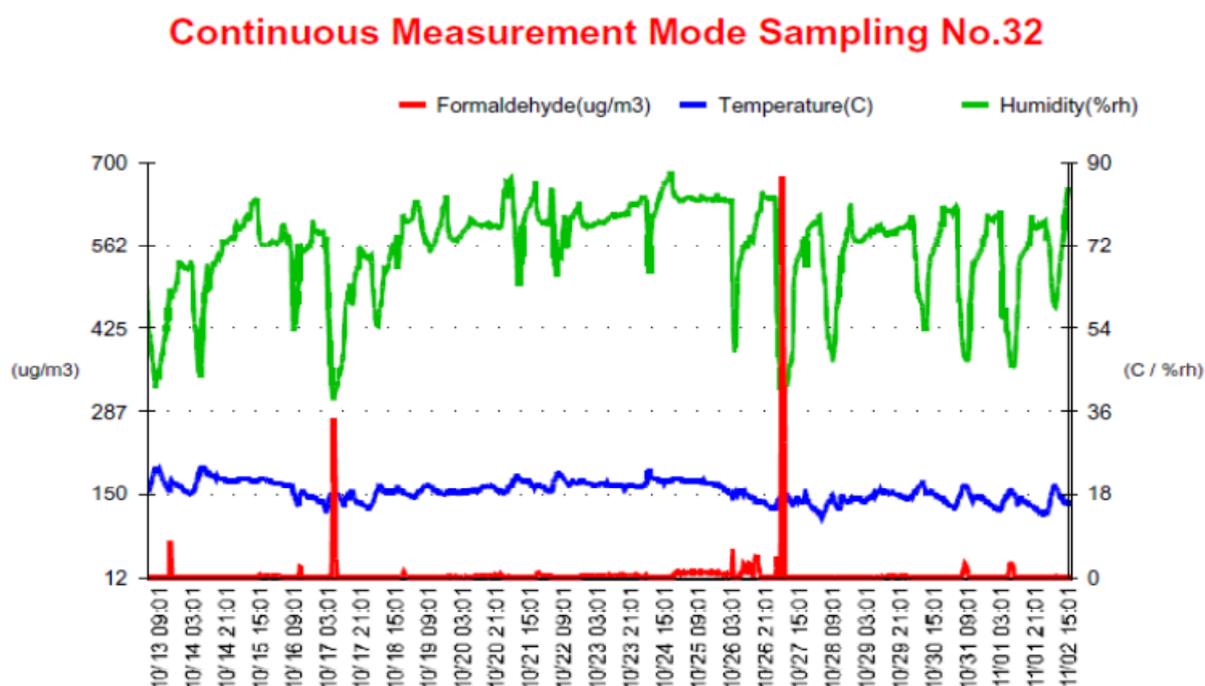
⇔(申請人コメント)ホルムアルデヒドは住民の症状と似たシックハウス症候群の原因物質であり、最近発がん性が認められた猛毒物質であり、極めて重要な調査です。F法による測定結果は、当初、データ開示が拒否されていたが、理由がわからずデータが送られて来て、すぐ回収されました。申請人がそのデータを分析したところ、ホルムアルデヒドの指針値 $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える測定値が、住宅地3箇所と4市組合排出口付近、イコール社敷地境界付近で測定されていることがわかりました。

公調委は、F法の測定値を不採用にした理由を、使用湿度範囲(20~90%rh)を超える条件で測定した結果であるから疑義があるとししました。ところが、6日間の測定期間中、調査5日目と6日目は、湿度が使用湿度範囲(20~90%rh)であり、疑義が生じる測定データではありません。下表に、調査5日目と6日目におけるホルムアルデヒドの30分測定値が指針値 $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた時の濃度、時刻、湿度%を示します。

調査地点	サンプル番号	調査日時	ホルムアルデヒド濃度	湿度
サンコート太秦ヒル屋上	5	1月24日 14:03:34	$140\mu\text{g}/\text{m}^3$	38.6%
サンコート太秦ヒル屋上	5	1月25日 11:03:34	$115\mu\text{g}/\text{m}^3$	26.6%
あさひ丘配水場屋上	5	1月24日 13:45:53	$152\mu\text{g}/\text{m}^3$	42.6%
あさひ丘配水場屋上	5	1月24日 14:15:53	$138\mu\text{g}/\text{m}^3$	46.2%
あさひ丘配水場屋上	5	1月25日 8:45:53	$102\mu\text{g}/\text{m}^3$	38%
あさひ丘配水場屋上	5	1月25日 9:15:53	$159\mu\text{g}/\text{m}^3$	37.2%
あさひ丘配水場屋上	5	1月25日 10:45:53	$121\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.1%
あさひ丘配水場屋上	5	1月25日 11:15:53	$225\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.8%
あさひ丘配水場屋上	5	1月25日 11:45:53	$153\mu\text{g}/\text{m}^3$	25.2%
寝屋公民館屋上	5	1月24日 14:06:52	$126\mu\text{g}/\text{m}^3$	36.1%
寝屋公民館屋上	5	1月25日 9:36:52	$101\mu\text{g}/\text{m}^3$	31.7%
寝屋公民館屋上	5	1月25日 11:06:52	$155\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.4%
寝屋公民館屋上	5	1月25日 11:36:52	$191\mu\text{g}/\text{m}^3$	22.6%
寝屋公民館屋上	5	1月25日 12:06:52	$109\mu\text{g}/\text{m}^3$	20.4%
イ社敷地境界	6	1月25日 12:12:34	$148\mu\text{g}/\text{m}^3$	22.2%
イ社敷地境界	6	1月25日 12:42:34	$112\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.7%
かざぐるま	6	1月25日 10:22:07	$153\mu\text{g}/\text{m}^3$	34.8%
かざぐるま	6	1月25日 10:52:07	$180\mu\text{g}/\text{m}^3$	33.3%

公調委の東賢一専門委員の回答は、上記データについて回答をしないまま「ホルムアルデヒドは低濃度だった」とした。このままでは、責任ある説明が行われないまま、公調委が「健康被害が生じる物質はなかった」とする可能性が高い。少なくとも、ホルムアルデヒドの濃度を評価する30分平均値の測定を追加(再)調査すべきです。

申請人、住民は公調委が再調査しないという態度であることを知り、8月下旬より公調委が使用した同じ測定法（F法）でホルムアルデヒドの30分連続調査を行った結果、使用測定範囲での測定値として、指針値を超える高濃度を検出している。最高値は679 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。（下図に例示。鋭いピークがホルムアルデヒド濃度で左軸数値が単位表示。上の折れ線グラフが湿度で右軸数値が単位表示）。



4. 住宅地では接地逆転層が発生しないから調査しなかった？

専門委員の意見・・・打上川沿いの田んぼで測定した高度を変えた温度測定で接地逆転層の発生が確認されたが、せいぜい5mまでで、丘陵部にある住宅地は斜面地形であるから接地逆転層は発達しないであろうから測定しなかった。

⇨（申請人コメント）住宅地で接地逆転層発生の有無を測定しなくても、逆転層が発達しないと言うのはおかしい。測定すべきです。

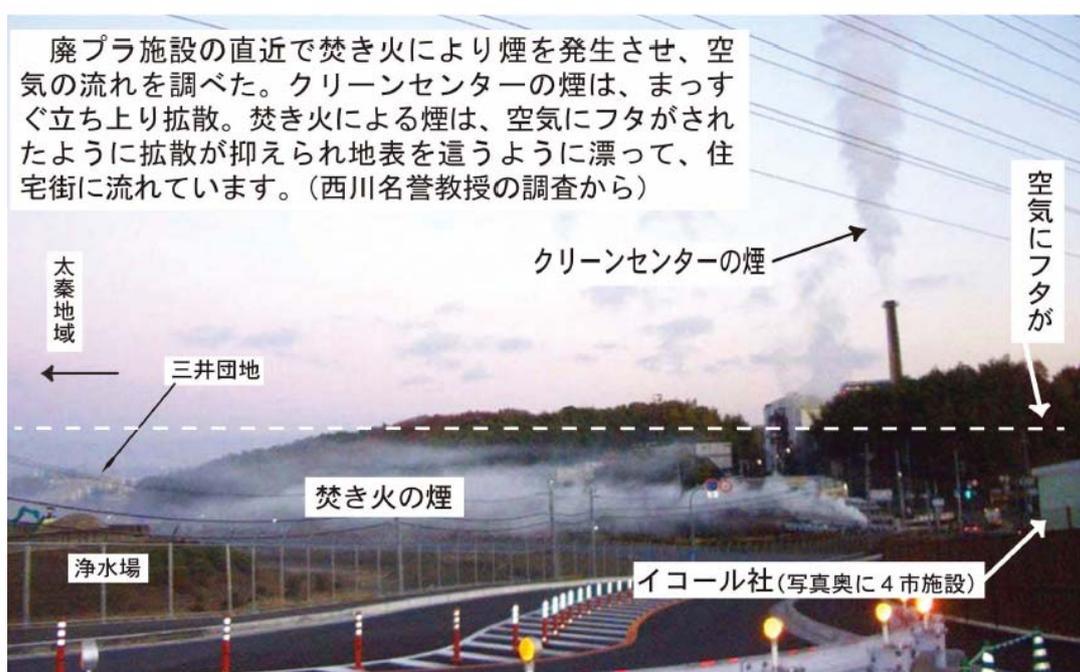
（申請人は、1月から住宅地での高度を変えた温度測定を実施し、接地逆転層の発生を確認している）

・・・説明会に出席した申請人が「説明には涙が出てくる」と訴える

やり取りしている中で、思わず申請人のYさんから「説明を聞いていて涙が出る。専門委員が接地逆転層は打上川沿いに発生するが、住宅地では発生しないから、発生の有無を測定する調査はしなかったと言われるが、住民は煙を炊いて実験をし（下写真）、接地逆転層の中の空気が住宅地に届いていることを確認している。ちゃんとした調査をし、健康被害をなくして欲しい」と切実な訴えがありました。専門委員は「実際にどうかは調査しないとわからない」と述べましたが、公調委事務局は、再調査しないと述べるばかりでした。

(写真下) 接地逆転層発生を確認した煙の実験 (2008年12月)

廃プラ施設付近から発生させた煙が接地逆転層の中を移流し、空気の拡散が抑えられた状態で住宅地に向かっている。



(写真下) 廃プラ施設付近から発生させた煙が、接地逆転層の中を移流し、右側の浄水場の斜面を登っている。煙は浄水場を越えて住宅地に到達している事が確認された。



(文責：廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 事務局 長野 晃)

(これからのたたかい) 廃プラ公害による健康被害をなくし、きれいな空気を取り戻すたたかいは11年目に入ります。世界初とも言われる、廃プラ処理による揮発性有機化合物(VOC)を原因とする公害です。健康被害がある限り、世論を頼みにたたかひの輪を広げ、公害根絶までたたかひ抜きます。ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

(文責：廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会事務局 長野 晃)

大気汚染公害患者の訴え

第 42 回公害環境デー (2014/01/25)

■灰色のスモッグで塞がれた空、真昼間なのにライトをつけてのろのろ走るクルマ。

A ひゅうー、ひゅー…肩で息をする。お腹がぺこぺこ上下する。

B 唇が紫色になり、意識がだんだん遠のいていく…

C お母ちゃん、しんどいよー

A 息子が、おばあちゃんが、そして病気ひとつしたことがない私がぜん息になった。

B 息のできない苦しさが毎晩、毎晩、私たち親子に襲いかかりました。

D 「公害をなくせ！」

E 「被害者を救済せよ！」

F 「あたり前の生活を返せ！」

全 必死でした。

A 私は、仲間と手を携え、力を合わせて関電にも、大阪製鋼にも行きました。

A B C 大阪市役所に座り込みました。

G 医者代が日々の暮らしに重くのしかかります。

H 働いても働いても追いつかない治療費。

A 夫の夕食も子どもの世話も思うようにできません。

I もう、あかん！

A 夫はポツリと私に告げました。一人、家を出ました。

■被害の現実を前に加害企業は、患者たちの必死の叫びに応えざるを得ませんでした。

公害をまき散らした企業に金を出させて医療費救済の制度をつくらせました。

四日市裁判の後、全国の公害患者が一つになって公害健康被害補償法をつくらせました。

汚染者負担の原則の下、企業が 8 割、自動車が 2 割の負担をして補償の財源にあてました。

B 助かった！ありがたかった。生きる希望が湧いてきました。

H 財界は制度ができた当初から、廃止を目標に綿密な計画をたてました。

I 彼らは、「公害はなくなった！」と叫び、新しい被害者の救済を打ち切りました。

■あれから 25 年、今度は消費税の増税と引き換えに自動車の負担分・自動車重量税をなくせと言い出しました。

D 「仕掛け人」は財界のエース、トヨタをはじめとする自動車メーカーです。

■私たちはこの 2 年間、被害者切り捨てのたくらみを阻止するために病をおして立ち上がりました。

B 「お願いします！」

C 「署名にご協力ください！」

■家族に、知り合いに、お友達に…いつでもどこでも署名用紙をバックに忍ばせ、人を見たら頼み込みました。診療所で、公園で、集会の会場で、駅頭で…「お願いします 1」と頭を下げました。

A 166?? 筆。私たちが引き寄せた共感の声です。

全 この力が国会を動かしました。

■税制のあり方を考える税制調査会は昨年末、自動車重量税の存続をきめました。「一部が公害健康被害補償の財源として使用されていることにも留意する」と明記しました。

B 「よかった♪ですね！」

A 「ごくろうさまでした。枕を高くして休めます」

C 「よかったね。患者の勝利ですね」

全 「バンザイ！よかった★」

■税制改正大綱が発表された日の患者たちのケータイには、喜びのメールが飛び交いました。

みなさんご支援ありがとうございました。

道路をめぐる新たな動きと住民運動

道路公害反対運動大阪連絡会

事務局長 高本東行

1、道路問題をめぐる新たな動き

大阪における道路行政はすでに着工している高速道路建設の推進とともに、安倍内閣の「国土強靱化法」の成立を受けて、凍結されていた高速道路建設の復活や新たな道路建設が強化されようとしています。具体的には関西再生を目標にした4環状ネットワーク（大阪都市再生環状道路・大阪環状道路・関西中央環状道路・関西大環状道路）の構築や、関西の道路ネットワーク（ミッシングリンク整備の遅れ改善）をめざして、凍結されていた「新名神高速道路」の未着工区間の復活や「淀川左岸線延伸部計画」の復活、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部等、高速道路建設などです。

2、大阪における道路公害反対運動

大阪では阪神高速(株)を中心とした高速道路の建設がすすめられ、道路予定地や沿線では道路公害に反対する住民運動がこの間粘り強く進められてきました。

(1)「阪神高速淀川左岸線一期事業」と此花区民の運動

「阪神高速淀川左岸線」は阪神高速湾岸線から第2京阪道路までの間を結ぶ道路で、一期事業は此花区北港2丁目から此花区高見1丁目まで5.7kmで、2013年5月には此花区島屋から福島区海老江区間が完成し供用を開始しています。

この28年間、此花区では「此花区正連寺川区民の会」を中心にした町ぐるみの運動が取り組まれ、当初の掘割構造からフタかけ（トンネル構造）に都市計画を変更させ、島屋、大開換気所には、「換気所周辺の環境を悪化させないため」、環境省が示している「非悪化原則」に沿ったものとして「脱硝装置」の設置を阪神高速に実現させました。

又、現在は大阪市の基本計画をもとに高速道路屋上に、正連寺川「花と水と緑の公園」をつくる運動が区民的な運動として進められています。

(2) 淀川左岸線2期事業の現状と住民の運動

淀川左岸線2期事業（此花区高見1丁目～北区豊崎4.3km）については2021年4月の供用開始をめざして、用地買収も98%完了しています。しかしこの間、阪神高速道路公団の民営化による事業の遅れとともに、東日本大震災の教訓から淀川堤防と道路の安全性及び施工方法についての問題点が明らかとなり、現在「2期事業に関する技術検討委員会」が設置されて検討を進めていますが、審議が大きく遅れ結論に至っていません。

2012年度国土研調査報告書によれば極めて高い確率で起こる南海トラフ地震による津波、地震、液状化などは淀川堤防と堤防に埋め込まれる高速道路の安全性に重大な影響を及ぼすと指摘しています。そして国民の生命を守る観点から国土交通省、大阪市は先に事業ありきの姿勢を改め、情報の開示・共有を行い、市民と共に計画の抜本的な見直しを進めることを提言しています。「中津

リバーサイドコーポ環境を守る会」と「淀川河畔に公害道路はいらない福島区民連絡会」はこの間、情報を共有しながら運動を進めていますが、特に中津リバーサイドコーポでは「大阪府公害審査会調停委員会」に問題を提起し、大阪市に対しても情報公開の裁判や脱硝装置の導入、南岸線の大型車規制など対策を求めて粘り強い働きかけをすすめています。

(3) 淀川左岸線延伸部の現状と住民の運動

延伸部は北区豊崎から門真市稗島まで約10kmの高速道路で事業中の大和川線、淀川左岸線、及び整備済みの湾岸線近畿自動車道をつなぐ延長60kmの「都市再生環状道路」を形成する道路です。又、延伸部計画は不採算を理由に2006年12月以降凍結されていましたが、2013年1月に解除され、関係区・市において「環境影響評価方法書」の縦覧開始・方法書の説明会が開催され、意見書の提出が求められる等、「都市計画決定」に向けての準備が進められています。この道路はそのほとんどが地下40m以深に掘られるトンネル構造であり、3000億円～4000億円ともいわれる莫大な費用をとまなうものです。

現在、「淀川左岸線延伸部工事と町づくりを考える会」を中心に道路構造の安全性の危惧、排気ガスによる大気汚染、そして税金の無駄使いの問題などから、事業の中止を求めた運動がはじまっています。

(4) 「阪神高速大和川線」の現状と住民の運動

大和川線は阪神高速湾岸線と松原線をつなぐ全長9.9kmの道路で「大阪都市再生環状道路」の一部を構成する道路です。すでに一部は供用が開始され、全線開通は2014年末の予定とされています。

地元堺市内では「高速道路から子どもを守る会」が結成され、きれいな空気ときれいな水を、子どもたちの笑顔のためにと「脱硝装置」の設置を求めて署名運動や事業主体である阪神高速株、大阪府・堺市に対する要請行動に取り組んでいます。

(5) 「新名神高速道路」の現状と住民の運動

2006年に事業の着工が凍結されていたこの道路（事業区間は三重県四日市市から滋賀、京都、大阪を経て神戸につなぐ高速道路、府下では枚方市、高槻市、箕面市）は2012年事業が認可されました。目的は大都市間ネットワークの強化と現在の名神高速道路の補完が主とされています。

2013年1月に発足した「ひらかた新名神を考える会」は個人会員76名、団体5会員で学習会や予定地の見学会、国土交通省宛の署名にNXCO西日本や国交省、大阪府などとの交渉に取り組んでいます。又、道路予定地の京都府八幡市～大阪府高槻市区間では、道路が淀川河川敷にある「鵜殿のヨシ原」上を横断するとされ、雅楽に必要な不可欠な良質のヨシ（＝葦）が採取できる、貴重な唯一の地域であることから「鵜殿のヨシ原の保全」のために建設計画の見直しの運動が著名な雅楽演奏家や文人などを中心に広がっています。

(6) 高速道路「大阪泉北線計画」廃止後の跡地に「風かおる“みち”」をつくる運動

「阪神高速大阪泉北線」の計画廃止にともない新設されることになった都市計画道路「天王寺大和川線」はJR阪和線の側を縦断する5.5kmの街路です。この街路の計画にあたっては「風かおる“みち”」をコンセプトに地域協働の取り組みとするため「天王寺大和川線みち、みどり会議」がつくられ、関係する地域や専門家、大阪府がそれぞれの役割を担って学習や意見交換がはかられ検討が進められてきました。

「道路公害に反対し東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会」も当初からこの「会議」に参加してきました。2004年以降続いてきたこの取り組みは紆余曲折を経て2013年9月「みち、みどり会議」構成員を対象にした「天王寺大和川線計画説明会」が開催され、2014年度からJR駅周辺の設計、地元調査を開始し、2017年度から一駅ごとに街路づくりに着手、2022年に完成させる予定とされています。連絡会は引き続き住民の要求をこの計画に反映させ、みどり豊かな環境づくりを進めていくとしています。

(7) 「阪神高速湾岸線」の騒音・粉塵被害の解決を求める府営なぎさ住宅自治会の運動

阪神高速湾岸線の西18.5mに近接する「府営なぎさ住宅（泉大津市12階建326戸）」では湾岸線の延伸や関空の拡張などによる交通量の増加により騒音、粉塵被害が我慢の限界を超えるものとなり、住民からの苦情や転居が相次いでいます。これに対して住宅自治会は2012年5月に泉大津市に相談し住宅9階の騒音測定を実施させましたが限度ギリギリでやむを得ないものとされました。しかし、自治会は納得せず「道公連」と相談し独自の調査を実施した結果、11階では基準値を超えていることが判明、改めて市に再測定を要請した結果、昼間、夜間共に基準値を超えていることが実証されました。

自治会は2013年度に入って「住民アンケート」を実施し深刻な被害の実態をまとめ、阪神高速、大阪府、泉大津市と交渉を重ねています。現状は三者ともに被害の実態は認めているものの「防音壁の設置」や「防音塗装」等については明らかにされておらず、さらに抜本的対策を求めていくことにしています。

以上

府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の統合・独法化問題

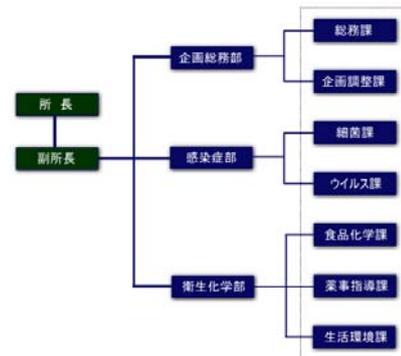
大阪府関係職員労働組合健康福祉支部

公衛研分会 奥村早代子

1. 地方衛生研究所(地衛研)

大阪府立公衆衛生研究所(以下、公衛研)は、大阪府が設置する地方衛生研究所(以下、地衛研)として府民の健康とその安全を守るため、感染症・食中毒といった健康危機事象の原因を究明するための検査を行うとともに、食品や医薬品、家庭用品、水道水等の安全性確保のための検査を日々行っています。

公害に関しては、昭和38年に公害部が設置され、昭和43年に公害監視センターが設立されて、公害関係調査業務はセンターに移管されました。しかし昭和46年に公害衛生室が設置され、環境や公害に関する健康調査を行い、大阪府の環境衛生行政に大きく貢献してきました。しかし、平成15年に公害衛生室は廃止され、現在は、生活環境課でその役割を引き継いでいます。



府民の健康と生活の安全を守る公衆衛生研究所

ノロウイルスによる胃腸炎

集団事例や散発事例の原因となったウイルスの特徴をいち早く解析し、他の地域での流行と比較するほか、ノロウイルス以外の下痢症ウイルスについても追究しています。(ウイルス課)

新型インフルエンザ

季節性インフルエンザとの鑑別を迅速に実施し、正確な流行の把握と蔓延防止対策に貢献しました。(ウイルス課)



食中毒検査

0157などの食中毒菌、ウイルス、寄生虫、魚介毒、化学物質等様々な原因による食中毒の検査を実施し、病因物質を特定して行政機関とともに原因解明、危害防止拡大、発生防止に取り組んでいます。(細菌課・ウイルス課・食品化学課)

環境放射能調査

大阪府の環境(雨や塵、水道水等)や大阪府産の食品中の放射能調査を継続的に行っています。日常のデータは、非常時の異常を見分けるための基礎データとして重要です。(生活環境課)



食品の安全性の検査

大阪府内に流通している食品について、認められていない食品添加物が使われていないか、農薬や重金属が残留していないか、放射性物質が含まれていないかなど、多岐にわたる化学物質の検査を実施し、食品の安全性確保に努めています。

また、中国産冷凍餃子事件のような突然の中毒事例にも対応しています。(食品化学課)

水道水の安全性確認

水道水やその源となる河川水の環境ホルモンやダイオキシン、病原微生物などの調査を行っています。また、公衆浴場のレジオネラ検査や、水道水源を守るための生活排水処理に関する調査研究も行っています。(生活環境課)



低脂肪乳事件

微量に含まれていた細菌毒素の検出法を食中毒検査と並行しながら開発し、原因の早期究明に貢献しました。(細菌課)



結核菌の遺伝子型別

患者さんから分離された結核菌を詳しく解析し、患者グループ同士の関連性を調べ、感染源の解明に役立っています。(細菌課)

公衆衛生に関する情報発信

府民の皆様の健康と安全を守るために、公衛研ニュースやメールマガジン等の情報を発信しています。(企画調整課)
<http://www.iph.pref.osaka.jp/index.html>



医薬品成分の健康食品への混入

中国製ダイエット食品に不正に混入された医薬品成分の検出を行い、多数の健康被害が発生した事件の解明に大きく役立ちました。(薬事指導課)



公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会(仮称)

〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-59 大阪府関係職員労働組合 健康福祉支部内
TEL:06-6941-3130 FAX:06-6941-4541 メールアドレス:mezasukai@fusyokuro.gr.jp

2. 大阪が公衛研を独法化する理由

大阪府は、この公衛研を平成 26 年 4 月に大阪市立環境科学研究所と統合して地方独立行政法人（以下、独法）とする作業を進めています。

公衛研の独法化は、知事市長が大阪都構想実現のために、2 重行政と決めつけて統合を進める中で、独法でも今まで通り健康危機管理に対応できると決めつけ、参与が示した「独法も行政機関の一形態である」を真に受けて、独法化しても今まで通りだから、何の問題もないから大丈夫だとして、具体的な問題点の検討を行わずに、手続き上の作業のみを進めています。

独法とは、「地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものを行わせる機関」です。大阪府と大阪市は、主体的に府民の健康と安全を守る業務を投げ出すこととなります。

3. 衛生研究所はすべて公立運営

2000 年の独立行政法人法施行以降、国や地方自治体の研究所が独法化されてきました。しかし、健康危機管理に関する研究所については、国も（国立感染症研究所や国立医薬品食品衛生研究所）地方自治体も（都道府県立や市立の地方衛生研究所、すべて公立で運営しています。

国は、地衛研を設置する地方自治体に対し、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症や広域化する食中毒の発生に備え、地域保健対策の科学的かつ技術的中核機関として地研の一層の充実強化を図るように求めています（2012 年 7 月 31 日付健発 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知）。大阪府の健康医療部も一貫して、「公衛研は独法化になじまない」との見解を示しています。

4. 府民の健康・くらしの安全を守る仕事は独法ではできない

地方衛生研究所の業務、その中でも最も大事な「健康危機管理に対応する業務」は、公衛研が普段から高い検査技術を維持し、国や保健所、行政機関との連携を取って業務を行っていたからこそできたことです。

独法では、民間委託や指定法人の活用等、徹底した効率化を図ることが求められます。つまり、業務が切り刻まれて検査が民間などに委託され、予算が削られ、分析機器や標準試薬の整備ができなくなり、人員削減が経常的に行われ、技術の継承ができなくなり、年々危機管理に対応する能力が低下し、健康危機管理に対応する能力が低下し、府民の皆さんの健康危機被害が拡大するといった形で、そう遠くない将来影響が現れるであろうと考えます。

公衛研が果たすべき役割やこれまで行ってきた地道な業務は、地方自治体が主体的に行うべきものであり、効率化や効果を優先する独法ではできません。

5. 独法化を阻止する運動

「公衛研」は府民の健康危機管理に対応する唯一の行政機関でありながら、その存在は府民に認識されていません。独法化を阻止するためには、「公衛研は大阪府が責任を持って府立で運営しろ」という住民要請が大きな力になります。

2013年1月11日に「公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会」を設立しました。「めざす会」では、住民団体との共同に取り組み、集会での学習や、市町村への「公衆衛生研究所の府立存続と発展を求める意見書」採択の取り組み、国の関係省庁への要請行動、府議会、市議会への署名活動などの取り組みを行ってきました。

平成25年5月9日には、参議院総務委員会で、総務大臣と厚生労働副大臣により、地衛研の必要性和国の衛生部門の研究所が独法化しない理由が示されました。さらに、総理大臣に対して意見主意書が平成25年6月11月に提出されるなど、地衛研の公立運営の必要性を求める運動が広まっています。

独法化関連条例は、大阪府では可決されてしまいましたが、大阪市では、審議継続となっています。今後も引き続き、独法化を阻止するために活動を進めます。めざす会に賛同団体・賛同人として加入いただき、ご支援・御協力をお願いします。

**府民の健康と安全を守る公衆衛生研究所は大阪府が運営せよ！
大阪府だけが独法化に向かっている！！**

独立行政法人で行う仕事とは？ ⇒ 地方公共団体が自ら実施する必要がないもの…

独法化によって行われること（公衆衛生分野で独法化された研究所はありません！）

長期計画による、計画的な効率化 → 公衆衛生分野の調査研究は実行すること自体に費用がかかり、利益を生むものではない。
→ 組織経営や効率化を目指せば、公衆衛生の確保や向上に向けた現在の地道な仕事はできないと予想される。（お金儲けにつながる研究が優先される。）

民間でできることは民間で（分析結果の信頼性確保のためには、大阪府として独自のチェック業務の実施が必要であるのに）！！

- 日常検査業務のうち、民間で可能なものは民間で実施。
- 日常検査業務がなくなると、分析技術の維持が困難になる。
- 事故、事件発生時の危機対応能力が年々低下する。
- 将来的に健康危機対応ができなくなる。

感染症・食中毒・食品の安全性・水道水質の安全性・健康食品の安全性・放射能調査など

公衆衛生を守るということは、普段から、府民の生活に起きていることを見つめる仕事。
各地で発生している事件・事故の情報収集と情報の共有化。日常検査業務から分かる問題解決のための調査研究。
こうしたことを行っているからこそ、事故・事件発生時の健康危機に対応できるのです。

これらを担っているのがまさに、公衆衛生研究所なのです。

**府民の健康・安全を守る 公衆衛生の確保は
府が自ら責任を持って行う仕事です！**

第1分科会「いま、食をめぐるあれこれ」

運営要綱

一時期話題になった「食品偽装」事件。大手料亭の閉店や有名お菓子メーカーもそのことによって経営に大きな打撃を受けた。そんな経験が生かされていないのかと、目を疑うばかりのまたまた「食品偽装」事件。今回は一流ホテルのダイナー。一連の報道を見る限り「消費者運動」が舐められていると感じる。

食品偽装問題だけではなく、このところ化学物質による被害が噴出している。こういう背景がある中で、TPPの先取りと疑いたくなる食品安全法制度の改正が粛々とすすめられている。この分科会では、取り敢えずの情報を持ち寄り、参加者とディスカッションをしたいと考え、下記のような内容ですすめる。

なお、この分野は一過性の取り組みではなく、継続することを進言する。

- 司会 田川 治代（母親大会連絡会）
- 全体会への報告者 山本 勝彦（大阪府関係職員労働組合）

●スケジュール

- 9時30分 開会
- 9時35分 「食をめぐるあれこれ」 大阪いずみ市民生協 重見 浩和
- 9時55分 「TPPをめぐるあれこれ」 農民組合大阪府連 佐保 庚生
- 10時15分 「食品表示あれこれ」 おおさか市民ネットワーク 藤永 延代
- 10時35分 「TPP先取り増える食品添加物」 保健所を守る会 北瀬 照代

- 10時50分 休憩

- 11時00分 会場参加者との意見交換
- 11時40分 パネラーからのまとめ
- 12時00分 終了

「食をめぐるあれこれ」

“食の安全”について考える

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
畝山 智香子

10月7日 学習会報告

大阪いずみ市民生活協同組合
組合員活動部 重見 浩和

・食品とは
・食品安全とは

⇒

リスクが許容できる程度に低い状態

食品の多様な危険の原因・危険物・障害物
危害要因の一つだけを見て、どうこうという話では
できません。

リスクとは

・「ある」か「ない」ではなく、
「どのくらいの大きさか」
「どちらが大きい」か
で考える必要がある。

イメージで表現すると

80年間食べ続けて、癌になる
それはリスク?

食品安全リスク分析

包括的科学的評価・幅広い関係者の参加
、透明性

リスク評価 ⇔ リスク管理
— リスクコミュニケーション

最も簡単なリスク評価
⇒ 食品添加物や残留農薬

意図的に使われるものなのでコントロールできる

⇕

天然添加物や無登録農薬に分類される天然などをうたった「資材」
など消費者が希望するが
⇔ データがない

残留農薬や食品添加物の評価の例
概念図

結果がでるまでに、長時間の実験を繰り返す。

• ADIとは: 一日摂取許容量
食品に用いられたある特定の物質について、生涯にわたり毎日摂取し続けても影響が出ないと考えられる一日あたりの量を、体重 1kgあたりで示した値をいう。

もしジャガイモに天然に含まれている配糖体が残留農薬だったら？

- ジャガイモの芽や、光に当たって緑色になった部分には、天然毒素であるソラニンやチャコニンが多く含まれていて強い毒性がある
人の致死量 3-6mg/kg 毒性量は>1-3mg/kg
- 1mg/kg体重を無毒性量と仮定すると安全係数10の場合ARfD(急性参照用量)が0.1mg/kg体重子どもの体重20kgとしてジャガイモを200g食べるとするとARfDの80%に相当するのは、0.08mg/kg × 20 = 1.6mgであるためジャガイモの含有量の基準値は1.6/0.2 = 8mg/kg
- 日本で市販されているジャガイモに含まれているソラニンとチャコニンの量は皮で190-320mg/kg皮をむいた中身で2.7-12mg/kg、残留農薬検査は皮ごと行うのでほぼ全てが基準値違反で回収となるレベル。

「普通の食品」中に含まれている 化学物質

- 全体像はよくわかっていない-----アクリルアミドの発見が2002年、エコナで話題になったグリシドールや3-MCPDの脂肪酸エステル発見は2006年ごろ
- 例えばコーヒーの香りを構成する揮発性有機化合物の数は少なくとも790、そのうちいくつかは高濃度で動物に投与すれば「発がん性がある」
- 食材の段階から多様であるが、調理や保存によっても大きく変化する。

⇒ 基本的に未知

いわゆる健康食品

- 明確な薬事法違反(病気の治療や予防効果をうたう)や違反すれすれのものが多い
- 長期間・大量摂取しやすい

サプリメントに指摘されている 問題点

- 表示と内容物の不一致
- 鉛や水銀などの重金属汚染
- 有毒植物などの混入
- 効果の誇大広告
- 医薬品との相互作用
- 適切な医療を受けることが遅れる
- 支払いや購入契約に悪質な商法との関連がある場合がある

リスクを定量比較する

⇒ なぜリスクを定量計算して比較するのか?

- もともと膨大なリスクがある食品については、全く安全(ゼロリスク)ということはありません、全体のリスクをできるだけ限りなく小さくしていくことができるだけ。より多くの人を救うには大きなリスクから優先的に対策していく必要がある。

* MOE 暴露マージン:

どれだけ安全側に余裕があるか理論的リスクを計算することでリスク管理の優先順位を決めるのに使う。

まとめ

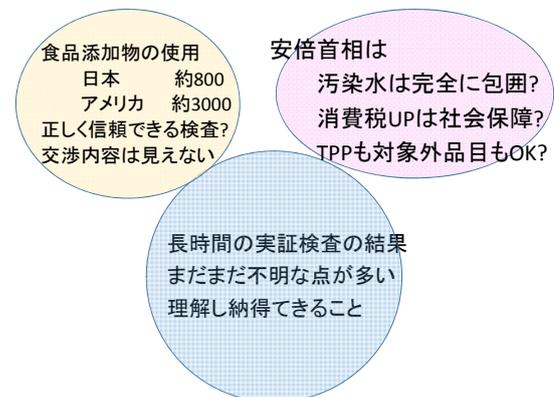
- リスクを考えるなら広い視野で
- 食品そのもののリスクは決して低くはない
⇒ だからこそ世界中の食品安全機関が健康と安全のために一致して薦めているのは

「多種多様な食品からなるバランスの取れた食生活」

- すべての食品になんらかのリスクがあり、リスクの正確な中身はわからないものだから、特定の食品(種類・産地・栽培方法etc)に偏らないことがリスク分散になる。限られた資源を有効に使うために、費用対効果の高い対策を支持しよう。

*地産地消だけではよくない

学習会を受けて考えた事(個人的に)



TPPをめぐるあれこれ 食の安全・安心・安定が危ない！

農民組合 佐保庚生

TPP交渉 いまどこまで？

分野	内容	交渉状況
物品市場アクセス	関税の削減や撤廃	×
原産地規制	関税減免の対象となる商品の基準	×
貿易救済	セーフガードなど輸入急増への措置	○
政府調達	公共事業の発注ルール	×
知的財産	模倣品や海賊版対策、医薬品の特許	×
競争政策	カルテルなどの防止、国有企業の扱い	×
越境サービス	サービス分野のルール	○
金融サービス	国境を越えた金融規制	△
投資	内外投資家を差別しない、外国企業と投資先の政府の紛争解決（ISDS条項）	△
環境	貿易や投資促進のため環境基準を緩和しない	×
紛争解決	参加国同士の争いを解決する手続き	○
貿易円滑化	税関手続きの簡素化	○
衛生植物検疫	食品の安全や動植物が病気にかからないようにするルール	○
貿易の技術的障壁	安全基準の企画などが貿易の障害にならないようにする	○
商用関係者の移動	海外出張者の入国手続きの簡素化	○
通信サービス	通信網利用などのルール	○
電子商取引	インターネットを通じた取引の環境・ルール整備	○
労働	貿易や投資促進のために労働基準を緩和しない、漁協補助金も扱う	△
制度的事項	協定の運用を協議する委員会の設置	○
協力	協定を守る体制が不十分な国への支援	○
横断的事項	複数分野にわたる規制への対応	○

食の安全を指標で見ると

- ① 食料自給率 27%に...農業の多面的機能損失
- ② 既に高い自由化率...86%・輸入品目9018品目
- ③ 関税撤廃で自由化率90%になれば重要5品目(コメなど)は守れない。

TPP参加による農産物への影響試算

品目	残存率	生産減少額
米	88%	約1兆100億円
小麦	1%	約770億円
大麦	21%	約230億円
砂糖	0%	約1500億円
でんぷん原料作物	0%	約220億円
牛乳乳製品	55%	約2800億円
牛肉	32%	約3600億円
豚肉	30%	約4600億円

(内閣府資料から作成)

所得倍増など、とても無理

	現在	2020年
米の生産コスト(財界の要求)	16,000円	9,600円 7,000円
農林水産物輸出額	4,500億円	1兆円
うち国産農産物	270億円	1,000億円
6次産業の市場規模	1兆円	10兆円
農家・食料流通業生産額	100兆円	120兆円
担い手への農地集中	49%	80%

TPP由来の規制緩和

- ① 輸入牛肉BSE対策の規制緩和
2013年2月から月齢30ヶ月以下牛に...と緩和。米国にはトレーサビリティない。米国产牛の輸入は数年間で数億ドルになる。
2012年4月24日、カリフォルニア州月齢30ヶ月以上の乳牛1頭にBSE発生。
- ② 残留農薬基準緩和
最大残留許容値に緩和...現在、日本で不使用又は使用基準のない農薬は一律 0.01ppm/kgとしています。これが不当だとしている。
・殺虫剤クワダリンでは、米基準8ppm/kg、日本0.1ppm/kg
・殺菌剤キャプタンでは、米基準6ppm/kg、日本0.1ppm/kg これらを米に合わせる。
- ③ 食品添加物基準の緩和
認承手続き簡素化・迅速化・米許可添加物3000品目、日本は約800品目。
ポストハーベスト農薬を食品添加物として認めよ！
- ④ 食品表示基準の見直し・緩和
遺伝子組換え食品の表示義務廃止要求・「組み換えでない」これも障壁
- ⑤ 原産地表示の見直し
- ⑥ 衛生植物検疫などルール見直し

大事なこと

- ① 関税撤廃と非関税障壁＝究極の自由化
「TPPの輪郭」には「関税・物品・サービスの貿易および投資に対するその他の障壁撤廃」と書かれている。関税撤廃が原則。
- ② USTRの公表した交渉結果
2国間協議の結果・米の自動車関税最長期間維持：日本の非関税措置緩和。輸入自動車特別取り扱いの緩和。
- ③ TPPとの並行協議はTPP交渉終了までに完了。
衛生・植物検疫など両国間で合意する。
食品添加物・リスク評価の加速・簡素化・農薬、牛肉ゼラチン・コラーゲンの食用への解禁。

聞き捨てならないこぼれ話

米・ウイスコンシン大学の某教授は講義の中で「食料は武器だ。日本が標的だ。食料だけでなく畜産エサが重要だ。日本で畜産が行われているがエサ穀物をすべて米国から供給すれば日本を完全にコントロールできる。これを世界に広げるのが米戦略だ。みなさんに頑張って欲しい」この場に日本の学生が居たことを教授は知らなかったらしい。そして「東の海の小さな国はよく働く。勝手に動かされては不都合だからエサで引っ張り！」と言った。

食品表示法のあれこれ

大阪公害・環境第一
藤永 のぶよ

食品衛生法・JAS法・健康増進法等 の統合で消費者にわかりやすい表示に



食品表示法案の骨格

平成25年2月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえ、表示義務付けの目的を統一し拡大

新制度 食品表示法は、食品の安全性、衛生上の危害発生防止、消費者の自主かつ合理的な食品選択の機会を確保するための法律である。

食品表示基準 食品表示基準は、食品の安全性に關し、及び自主かつ合理的に選択するため、次の事項を定める食品表示基準である。

食品表示基準の遵守 食品表示基準を遵守する食品表示基準に違反し、食品の表示をする者は、罰則の対象となる。

罰則 食品表示基準を違反し、食品の表示をする者は、罰則の対象となる。

食品表示基準の適用 食品表示基準は、食品の表示をする者に対して適用される。

加工食品の原料・原産地表示拡大

対象品目の拡大の経緯

新たに義務対象品目として「農産物及び加工品」及び「こんぶ・昆布」を追加

対象品目の拡大の経緯

平成13～15年 20食品群+4品目
平成18年10月 20食品群+4品目
平成21年10月～平成26年4月 (16年9月告示) (19年10月告示) (23年3月告示)

※22食品群については、日本標準品分類(総務省)の分類を参考に制定

トランス脂肪酸の含有量表示

トランス脂肪酸とは

マーガリンやショートニングなどの加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか、自然界においての牛などの反芻動物の脂肪や肉などに含まれる脂肪酸の一種

トランス脂肪酸の例(エイライン酸) (参照:農林水産省HP)

トランス脂肪酸の摂取状況 食品衛生委員会 ファットシートより

●我が国のトランス脂肪酸の摂取量は、最大でも1日当たり約0.5g程度である。これは、WHOの推奨値(1日当たり約0.5g)にほぼ等しい。

●EUの自然由来のトランス脂肪酸は、男性平均1.3-1.4g/女性平均1.2-1.4g

●食料、栄養及び慢性疾患予防に関するWHO/FAO合同専門家会合の報告書(2003年)

トランス脂肪酸の摂取量は、最大でも1日当たりの総エネルギー摂取量の1%未満とするよう行動すること。その後、2009年に開催された栄養及び脂肪に関する専門家会合の報告書で、このレベルを考慮する必要が認められるかもしれない報告。

栄養表示の義務化

栄養表示義務とは

① 含有量表示 栄養表示をする際の必要事項

1. 100g、100ml、1食分、1個以外の1単位当たりの含有量及び栄養成分の値(一般表示事項)を必ず表示。

2. 糖質(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物(糖質及び食物繊維でも可)、ナトリウム

3. 栄養表示基準で規定されていない栄養成分は、科学的根拠に基づき限り、任意に表示して差し支えない。

② 強調表示 栄養表示基準の規定事項を遵守し、一般表示事項を必ず表示。

1. 糖質表示(高、中、低、ゼロ、ゼロに近い等)

2. 脂肪表示(高、中、低、ゼロに近い等)

3. 栄養成分の強調表示

17種類のビタミンやミネラルについては、栄養成分の値が表示可能。

強調表示の表示例

栄養成分表示例

エネルギー 220kcal
たんぱく質 10.0g
脂質 10.0g
糖質 10.0g
炭水化物 10.0g
ナトリウム 10.0mg

遺伝子組換え食品の表示見直し

我が国の表示制度
 *表示対象食品と加工食品
 バイオは平成23年1月1日から適用

遺伝子組換え食品の表示方法

EUの食品・飼料規則(No.1829/2003)及び遺伝子組換え表示-トレーサビリティ規則(No.1830/2003)

【トレーサビリティ】
 ・販売者が購入者にGMOの種類等を書面で伝えることが求められる。
 ・事業者は、GMOの種類を含め、GMO関連製品の取扱いに関する記録を5年間保持することが求められている。

【表示】
 ・GMOを含む食品及びGMOを用いて製造された食品には、GMO表示が必要。
 ・GMOの割合が0.9%以下で、混入が意図せざるものが技術的に避けられない食品については、GMO表示は不要。

食品の期限表示に関すること

賞味期限 vs **消費期限**

賞味期限
 おいしく食べることができきる期限(best-before), この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。
 3ヶ月を超えるものは年月日で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。
対象の食品
 スナック菓子・カップめん・缶詰等

消費期限
 期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date).
表示
 年月日で表示。
 3ヶ月を超えるものは年月日で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。

賞味期限と消費期限のイメージ

《加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)改正のポイント》

- (1)「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化
- (2)保存方法等に関する情報提供の促進
- (3)期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化
- (4)事業者による期限設定の考え方の明確化
- (5)いわゆる1/3ルールが任意のものであることの明確化

許可食品添加物1497品目

食品添加物の種類(平成25年3月12日現在)

- 指定添加物(432品目)
 安全性を評価した上で、厚生労働大臣が指定したものの(ソルビン酸、キシリトールなど)
- 既存添加物(365品目) 天然添加物と呼ばれていたもの
 平成7年の法改正の際に、我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に指定を受けることなく使用・販売などが認められたもの(クチナシ色素、柿タンニンなど)
- 天然香料(約600品目)
 動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの(バニラ香料、カニ香料など)
- 一般飲食物添加物(約100品目)
 一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの(イチゴジュース、寒天など)

表示の具体例

加工食品の一括表示例

名称	乾わかめ
原材料名	わかめ(韓国(70%)、三陸)
内容量	50g
賞味期限	枠外上部中央に記載
保存方法	湿度の高いところを避けて常温で保存してください
製造者	〇〇海産物 広島県〇〇市〇〇町〇〇

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g(賞味期限)この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	

TTPの先取り？ 増える食品添加物

保健所を守る大阪市民の会
北瀬 照代

増える添加物 法令・通知から

- ・平成25年 酢酸カルシウム・酸化カルシウム・3-エチルピリジン・(6品目) ピリメタニル・アゾキシストロピン・亜塩素酸水
- ・平成24年 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩 (7品目) 化物・2-エチル-6-メチルピラジン・サッカリンカルシウム・トリメチルアミン・trans-2-メチル-2-プテナール・trans-2-ペンテナール・リン酸-水素マグネシウム
- ・平成23年 フルジオキシソニル・ピラジン・1-ペンテン-3-オール・3-メチル-2-プテナール・3-メチル-2-プテノール・2,3-ジメチル-5-メチルピラジン・2-(3-フェニルプロピル)ピリジン・5-メチルピリジン・2,6-ジメチルピリジン

厚生労働省の方針 国際汎用添加物の指定

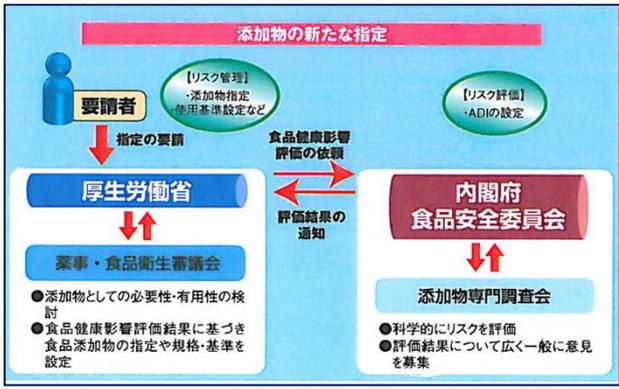
平成14年7月、諸外国で食塩に固結防止の目的で食品添加物として使用されるフェロシアン化物(当時、未指定添加物)が含まれた食品に対する食品衛生上の対応を検討する中で、添加物の規制に関し、国際的に安全性評価が確立して広く使用されているものについては、国際的な整合性を図る方向で、我が国の現行指定制度のあり方についても見直しを行いました。

具体的には、

(1) FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、(2)米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる添加物(国際汎用添加物)については、企業からの要請がなくとも、指定に向け、個別品目毎に安全性及び必要性を検討していくとの方針が、平成14年7月26日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承されました。

本方針に基づき、46品目の食品添加物及び54品目の香料について、厚生労働省において関係資料の収集・分析や必要な追加試験の実施等を行い、食品安全委員会の評価等を経て、順次指定を行っています。

本来の食品添加物の指定の流れ



国際汎用添加物(45品目)指定等の状況 (H25.12.4)

① 指定品目 (34品目)		
1	亜酸化亜素	製造用剤
2-4	アルミニウム酸塩類 (3品目)	糊料
5	ネオタリニ酸カルシウム	強化剤、製造用剤
6	ナタマイシン	チーズの表面処理剤
7	ヒドロキシプロピルセルロース	製造用剤
8	トリス(2-ヒドロキシエチル)アミン	酸化防止剤
9	クイ酸カルシウム	固結防止剤
10	ポリソルベート 80	乳化剤
11	ポリソルベート 60	乳化剤
12	ポリソルベート 40	乳化剤
13	ポリソルベート 20	乳化剤
14	水酸化ナトリウム	食品製造用
15-25	加工用塩類 (11品目)	
26	ナイシン	保存料
27	ステアロイル乳酸(トリウム)	乳化剤
28	ソルビン酸カルシウム	保存料
29	エチルパラヒドロキシ安息香酸ナトリウム	調味料
30	クイ酸マグネシウム	食品添加剤
31	リン酸-水素マグネシウム (リン酸ニマグネシウム)	強化剤
32	サクカリンカルシウム	甘味料
33	乳酸(リウム)	調味料、酸味料、pH調整剤
34	硫酸(リウム)	薬塩代替品
※ゴウロンタン (Blakeslea tripora 由来) は、対象から除外された。		
② 未指定品目 (11品目)		
1	ケイ酸塩類 (2品目)	固結防止剤
2	ポリビニルピロリドン	賦形剤、安定剤
3	ポリビニルピロリドン	着色剤
4	β-シロキサン	着色剤
5	カルシウム	着色剤
6	カルシウム	着色剤
7	酸性リン酸カルシウムナトリウム	膨張剤
8	酢酸カルシウム	保存料、安定剤、pH調整剤
9	酸化カルシウム	pH調整剤、製造用剤
10	クエン酸三ナトリウム	緩剤
11	イソプロパノール	溶剤

国際汎用香料 (54品目) 指定等の状況

(H. 25. 12. 4)

①指定済品目 (51品目)

1	アセトアルデヒド
2	アミルアルコール
3	イソアミルアルコール
4	イソブタノール
5	イソプロパノール
6	2-エチル-3-(5or6)-ジメチルピラジン
7	2-エチル-3-メチルピラジン
8	2,3,5,6-テトラメチルピラジン
9	2,3,5-トリメチルピラジン
10	ブタノール
11	プロパノール
12	5-メチルキノキサリン
13	イソブチルアルデヒド
14	2-メチルブタノール
15	ブチルアルデヒド
16	イソメレルアルデヒド
17	メレルアルデヒド
18	2,3-ジメチルピラジン
19	2,5-ジメチルピラジン
20	2,6-ジメチルピラジン
21	2-エチルピラジン
22	2-メチルピラジン
23	2-ペンタノール
24	2-メチルブチルアルデヒド
25	プロピオンアルデヒド
26	6-メチルキノリン
27	5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン
28	3-メチル-2-ブタノール
29	イソペンチルアミン
30	2-エチル-6-メチルピラジン

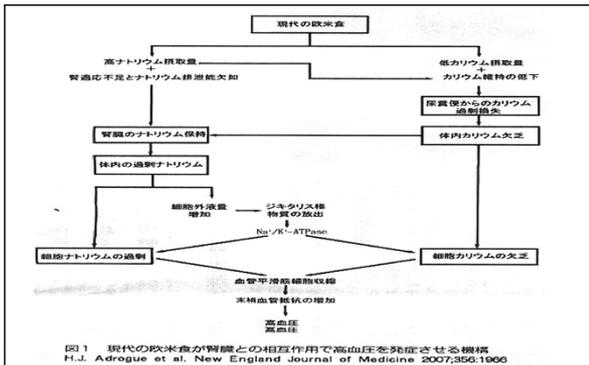
国際汎用香料 続き

31	ブチルアミン
32	フェネチルアミン
33	ビベリジン
34	ピロリジン
35	2,6-ジメチルピリジン
36	5-エチル-2-メチルピリジン
37	2-(3-フェニルプロピル)ピリジン
38	2,3-ジエチル-5-メチルピラジン
39	5-メチル-6,7-ジヒドロ-5Hシクロペンタピラジン
40	1-ペンテン-3-オール
41	3-メチル-2-ブテノール
42	ピラジン
43	3-メチル-2-ブテナール
44	ピロール
45	イソキノリン
46	トリメチルアミン
47	2-エチル-6-メチルピラジン
48	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物
49	trans-2-メチル-2-ブテナール
50	tarns-2-ペンテナール
51	3-エチルピリジン

②未指定品目 (3品目)

1	アンモニウムイソバレレート
2	2,3-ジエチルピラジン
3	1-メチルナフタレン

ナトリウムとカリウム



アルミニウム含有添加物をめぐる動き

No.	名称	用途	使用基準
1	硫酸アルミニウムカリウム (カリウムミョウバン)	膨脹剤、色止め剤、品質安定剤等	みそに使用してはならない。
2	硫酸アルミニウムアンモニウム (アンモニウムミョウバン)		
3	食用タール色素のアルミニウムレーキ	着色料	カステラ、きなこ、魚肉漬物、鮎肉漬物、こんぶ餅、しょう油、漬物、漬肉漬物、スポンジケーキ、鮮魚介類(鰯肉を煮む。)、栗、のり餅、マーマレード、豆腐、みそ、めん類(うどんを煮む。)、野菜及びわかめ類に使用してはならない。
4	アルミニウム末		こんぶ餅、漬物、鮮魚介類(鰯肉を煮む。)、栗、のり餅、豆腐、野菜及びわかめ類に使用してはならない。
5	カオリン、活性白土、酸性白土、ペントナイト、ゼオライト (主成分は含水ケイ酸アルミニウム)	製造用剤	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。 食品の0.004%(チューイングガムにタルクのみを使用する場合は、5.0%)以下でなければならない。 その他の不溶性鉱物と併用する場合はその各基準

No.	名称	用途
1	酸性リン酸アルミニウムナトリウム	膨脹剤、形状安定等
2	アルミノケイ酸ナトリウム	固結防止剤
3	ケイ酸アルミニウムカルシウム	
4	カルミン	着色料

第2分科会「環境汚染から見た原発」

運営要綱

(1) 目的

原発をクリーンなエネルギーという宣伝がされてきましたが、福島第一原発の事故はまったく逆で、原発はいったん事故を起こせば、人も住めなくなるほど環境を広範囲に、しかも長期にわたって破壊することがはっきりしました。正に原発事故は“最大・最悪の公害”となるものです。

そんな原発が私たちの住む近畿には、福井県に集中して立地しており、もし福井の原発群で福島のような事故起これば直ぐにも琵琶湖の水が汚染され、近畿1400万人の水道水がなくなるという事態が発生することは明らかです。また、愛媛県の伊方原発が事故を起こせば、瀬戸内海全体が汚染され、大変に事態になることが予想されます。

この分科会では、こうして原発問題を環境汚染の視点から捉え、一緒になって原発ゼロを考えていきたいと思えます。

(2) すすめ方

●司会 中村 庄和 (CASA)

●全体会への報告者 沖野 純子 (新婦人)

●スケジュール

9:30 開会

9:35 3人の方から報告・話題提供

9:35 福井の原発群の問題点

……山本富士夫(福井大学名誉教授：流体力学)

10:05 原発事故時の放射性物質の拡散予測

……岩本 智之(元京大原子炉実験所教員)

10:20 琵琶湖が放射能で汚染されたら

……中村 寿子(近畿水問題合同研究会)

10:35 休憩

10:40 質疑・討論

11:40 話題提供者からの一言感想(1人3分程度)

11:50 まとめ

12:00 終了

以上

主催：第42回公害環境デー実行委員会
事務局：大阪から公害をなくす会
日時：2014年1月25日(土) 第2分科会9:30～12:00 全体会13:30～16:00
場所：エル・おおさか(府立労働センター)南館5階ホール・734号室

福井の原発群の問題点

山本富士夫

福井大学名誉教授・流体力学
日本科学者会議福井支部代表幹事

1

講演の目的

福島原発事故(フクシマ)は、自然災害(超巨大地震と大津波)と人為ミス(冷却失敗)が引き起こした複合災害で、環境を著しく放射能で汚染し、住民の「いのちとくらし」を破壊した。フクシマを踏まえて、本講演では、福井の原発群の問題点を説明し、原発の再稼働を許さず、新しい社会を作るための若干の提案を行う。

2

福井県にある原発と火力発電所

発電所名	設置者	設置位置	号機	炉型式	出力(MW)	主契約	運転開始年月
敦賀	日本原子力発電	敦賀市	1	BWR 357 GE	1970.3		
敦賀	日本原子力発電	敦賀市	2	PWR 1,160 三菱重工	1977.6		
美浜	関西電力	美浜町	1	PWR 340	WH	1970.11	
美浜	関西電力	美浜町	2	PWR 500	三菱重工	1972.7	
美浜	関西電力	美浜町	3	PWR 826	三菱商事	1976.12	
高浜	関西電力	高浜町	1	PWR 826	WH/三菱商事	1974.11	
高浜	関西電力	高浜町	2	PWR 826	三菱商事	1975.11	
高浜	関西電力	高浜町	3	PWR 870	三菱商事	1985.2	
高浜	関西電力	高浜町	4	PWR 870	三菱商事	1985.8	
大飯	関西電力	大飯町	1	PWR 1,175	WH,三菱商事	1979.3	
大飯	関西電力	大飯町	2	PWR 1,175	WH,三菱商事	1979.12	
大飯	関西電力	大飯町	3	PWR 1,180	三菱重工	1991.12	
大飯	関西電力	大飯町	4	PWR 1,180	三菱重工	1993.2	
もんじゅ	原子力研究開発機構	敦賀市		高速増殖炉	FBR 280	原子力4Gr	1995.8
		1995.12Na漏えい事故					
	(合計)		14		11,565		
参考							
敦賀	日本原子力発電	敦賀市	3	APWR 1,538	2015予定	建設準備	
敦賀	日本原子力発電	敦賀市	4	APWR 1,538	2016予定	建設準備	
ふげん	原子力研究開発機構	敦賀市		新型転換炉	165	原子力5Gr	1970.12 2003.9開発業務終了
BWR	沸騰水型炉	原子力4Gr	日立・東芝・三菱・富士				
PWR	加圧水型炉	原子力5Gr	上記4社+住友原子力				
APWR	改良加圧水型炉						
FBR	高速増殖炉						
福井火力発電所	重油、原油	25万kW 坂井市	敦賀火力発電所	石炭、木質バイオマス	120万kW	敦賀市	

3

目次

- ①はじめに
- ②「原発安全神話と原子カムラ」の形成と崩壊
- ③原発安全神話に関わる問題点
- ④新規制基準も安全神話の中
- ⑤憲法の遵守
- ⑥倫理の遵守
- ⑦まとめ

4

はじめに(概要)

国会事故調:フクシマ事故は人災による複合災害

2011年3月11日に発生した超巨大地震と大津波によって、福島第一原発(フクシマ)は全電源喪失となり、運転中だった1号機～3号機の原子炉の冷却ができなくなった。その結果、水素爆発とメルトダウン・メルトスルーなどを起こし、大量の放射性物質が環境に放出された。停止中だった4号機でも、漏れてきた水素が使用済み燃料プールの下で爆発して、原子炉建屋を損壊し環境を汚染した。国際的には「福島原発災害」と言う。

5

本当に「原発安全神話」は崩壊したか？

原発推進者たち(神話大好きなムラ人ち)
フクシマに懲りずに、IAEAとアメリカの言いなりになって、安全性よりも目先の経済性を優先している。
大多数の国民と原発推進者たちの意識は、ねじれている。⇒安倍政権打倒のチャンス！

国民の大多数

危険な原発はもう動かすな！
原発安全神話はウソだった！
民意を反映させよう！

6

つづき

「安全神話と原子カムラ」の形成と崩壊について科学的な批判と提言を行う。

原発推進者たちが力説している「原子力安全文化」と「新規制基準」について批判的に考察し、さらに、技術者倫理を含む「倫理」にも言及する。

原発をなくすためには、国際的連帯の中で草の根運動を強めるべきであると訴える。

7

日本の原子力発電所



8

原発安全神話にかかわる問題点

①「止める・冷やす・閉じ込める」:

- 福島第一原発(フクシマ)1~3号機は、緊急停止したが、崩壊熱は延々と出続けている。
- フクシマでは、電源喪失により原子炉の冷却に失敗し、水素爆発とメルトダウンを起こした。
- フクシマでは、放射性物質(放射能)の閉じ込めに失敗し、今なお、放射能は汚染水や大気へと出続け、環境汚染が広く拡散している。
- 韓国や中国で原発災害が起こると、日本も被ばくする。原発をなくすための国際的連帯運動が必要だ。

9

つづき

②五重の壁は崩壊した:

五重の壁とは、「圧力容器や配管から放射能が漏れても、格納容器で放射能を封じ込め、放射性物質の封じ込め役を果たすのは、燃料を焼き固めたペレットに始まり、それを収めた燃料棒被覆管、圧力容器、格納容器、原子炉建屋の5つの障壁である。」

- フクシマでは、五重の壁はすべて崩壊した。地震動による配管損傷の疑いは極めて強い。(高い放射能レベルのため今も調査に入れない。)

10

つづき

③多重防護は破れた:

- (1)異常の発生防止→Interlock
 - (2)異常の拡大及び事故発展の防止→Fail Safe
 - (3)周辺環境への放射性物質の異常放出の防止
- フクシマでは、地震・津波で電源喪失を起こし、個別機器の故障防止(1)も事故の連鎖的多重拡大(2)も抑制できず、周辺環境の放射能汚染を防止(3)できなかった。
- フクシマでは、多重防護は全く機能しなかった。

11

つづき

④確率論的安全評価のまちがい:

確率論的安全評価では、過酷事故は何十万年に1回しか起きないという確率を算出・評価する。有名なたとえ話は、ヤンキースのスタジアムに隕石が落ちる確率が低いと同様だという。

- フクシマだけでなくチェルノブイリ(ソ連)やスリーマイル島(アメリカ)で事故が起きた。世界中の原発の過酷事故の確率は数百年に1回ということになる。この神話はまちがいである。

12

⑤電源三法交付金とその麻薬効果

電源三法とは、(1)電源開発促進税法、(2)電源開発促進対策特別会計法、(3)発電用施設周辺地域整備法を指す。

それは1974年(田中角栄内閣)に成立した。

それは、いわゆる迷惑料として国から自治体(県および県下の原発立地市町村を含む自治体)に払われ、住民を札束で懐柔しようとするもの(賄賂)である。

13

電源三法交付金(つづき)

原発立地自治体と周辺の安全協定自治体は、交付金依存症(麻薬効果)に陥り、原発城下町を形成し、それに伴って多くの住民は「原発は危険だ」「原発不要」と批判する意欲をなくした。

今では、自主的に新しい町おこしや産業創出をやろうとしない「諦め」や「無気力」が原発立地自治体とその住民に定着・蔓延している。

このような弊害は、電源三法交付金制度と原発安全神話に起因している。

14

原子力安全文化:実施不可能な神話

• [IAEAによる定義]

(国際原子力機関(IAEA)の国際原子力安全諮問グループ((INSAG-1、1986)の報告)

原子力の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。

- IAEAは、原発の安全性よりも経済性を最優先。
- 「組織と個人」とは「原子カムラとその住人」を指すので、彼らによって「安全文化」が醸成されることも実施されることはない。

15

原発必要神話

- ①電力不足はウソだった。(神話)
- ②「原発の電気料金は安い」もウソ。死の灰の処分の経費は、無限に高い。
- ③原発は、温室効果ガスが出ないからクリーンエネルギーというのは神話。アフリカやモンゴルでのウラン資源採掘、ヨーロッパでの使用済み燃料処理における放射能汚染は、世界的環境問題である。

16

憲法の遵守

- ① 憲法前文(全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する)
 - 被災者・弱者は、恐怖と欠乏に陥り、平和的生存権を犯されていないか?
- ② 憲法13条(個人の尊重)
 - 被災者・弱者は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重されていない。
- ③ 憲法25条(健康で文化的な生活を営む権利)
 - 衣食住の困難者・被災者・弱者は健康で文化的な生活を営むことができていない。

国は、憲法を遵守する義務がある。

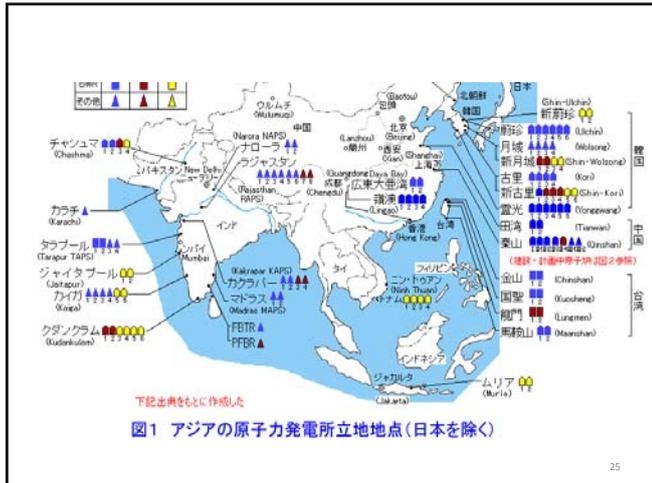
17

日本原子力学会の倫理規程

- ① 公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する。
- ② 一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。
- ③ 地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

このように学会の倫理規程は国際水準にあり立派だが、現実には東電も原研機構も倫理規定を遵守していない。

18



25

新規制基準の問題点

- ①重大事故(過酷事故=Severe Accident: SA)対策の有効性評価を実験・実証しないで、シミュレーションで行う。福島でのメルトダウンは未解明のまま。
- ②フィルター付きベントの設置は、放射能の閉じ込めに反する。その性能目標値(セシウム137で100TBq)の管理能力の保証はない。

26

つづき

- ③新基準は、原子炉から約100m離れた場所に、特定安全施設(可搬ポンプ、免震棟など)の設置を義務付けている。

それは巨大システムである原発が外的要因(地震、つなみ、竜巻、火山、火災、溢水、航空機テロ、サイバーテロなど)や内部要因(機器の異常、故障、運転ミス、設計ミスなど)に対して、多様性、多重性、独立性をもって臨機応変に機能できるとは言えない。

27

つづき

- ④地震・津波・溢水などに対する耐震設計には、不備がある。

活断層が地表に露呈していなければ、原子炉が設置できるとしている。

➡断層が露呈していなければ、原子炉の直下にあっても耐震設計ができるとし、SAに対する耐震設計の基準を引き下げ、SA防止を努力目標としている。「多重の災害共通要因」を考慮していない。(まだ、多重防護神話の中にある。)

28

つづき

- ⑤火災防止対策が欠落している:

➡福島では、水素爆発という大火災が発生した。柏崎刈羽原発の変電所では、地震にともない火災が発生した。火災は、当該機器の損傷(単一故障)に限られるのではなく、原発システムの機能を多重的に破壊する可能性がある。

⑥老朽化(高経年)炉の延命を法制化したのが60年運転の実証・実績がない。美浜3号機の蒸気管破裂死傷事故の教訓が活かされていない。

29

新規制基準も安全神話の中

昨年(2012年)、野田政権は以前の原子力保安院を改め、環境省に属する原子力規制庁と規制委員会を設置し、原子炉等規制法を改正した。12月に発足した安倍政権は「規制委員会が安全を確認した原発はすべて再稼働させる」として、今年7月8日に原子炉等規制法を施行した。

➡福島事故の収束も事故解明も全くできていない中で、旧態依然として、五重の壁、多重防護、確率論的安全評価、実験・実証なしのシミュレーション解析と確率論を新基準の中に入れていく。

30

つづき

- ➡そのような基準のもとで、7電力が9原発16基の再稼働申請(1月19日現在)。東電は、柏崎刈羽6、7号機の再稼働申請にこぎつけた(2013年9月)。
- ➡安倍政権は、電力事業者と経済界・産業界の圧力に屈して、再稼働を急ぎ、規制委員会に再稼働の責任を負わせようとしている。(安全性より経済性優先)
- ➡原発輸出では、新基準も原賠法も適用されない。ターンキー方式の暴挙。

つづき

規制委員会が策定した新基準と原子力災害対策の目的は、過酷事故(新基準では、重大事故と名称変更)の発生を想定して事故の進展・拡大を防止し、放射能による環境汚染と住民の被ばくの影響を緩和させることと、国・自治体・事業者にそれを実施させることにある。

- ➡実際には、過酷事故対策を、暫定措置(可搬設備、防潮堤、代替免震棟など21の個別対策)を設けて、先送りしている。それは、上記の目的をぼかし、再稼働を早めたいためだ。(国民の安全と防災を無視。国も自治体も防災・避難対策を先送り。)

32

つづき

新規制基準では、「残余のリスク(想定外の事象)が起きた場合の対策」を全く決めていない。

- ➡(例)福島第一では、造成地の軟弱地盤の地下に網の目のようなトレンチ(配管・配線のコンクリート製通路)があるが、その地震で損傷し、汚染水と山からの地下水がトレンチ内に流れ込み、今では溢れて海へ流れ出ている。
- ➡大自然災害(大噴火、東南海大地震など)やサイバーテロ、軍事テロ、などに対する対策が、特定秘密保護法でますます、不透明。

33

つづき

原子炉立地審査基準(旧):削除された

「大きな事故の要因となるような事象、例えば立地場所で極めて大きな地震、津波、洪水などの自然現象が過去になかったことはもちろん、将来にもあるとは考えられないこと、これは例えば隣接して人口の大きな都市や大きな産業施設があるからとか、陸、海、空の交通の状況などの社会環境や、地層が軟弱といった自然条件を考慮することである。」

- ➡この立地条件は、福島原発を含む日本の全ての原発で満足されず、再稼働の障害となるため、新基準では削除された。

34

原発のない社会づくり

- ①政府・自民党は、エネルギー資源が乏しいという理由で、「安全神話」のもとで原子力エネルギー政策を推進してきたが、今では国民の多くが原発の危険性を知り、脱原発を望んでいる。
- ②自然エネルギー(風力、太陽熱、地熱、潮流と干満など)の利用は、基礎研究から産業実用化の段階に入っている。ドイツなどでは、チェルノブイリ事故以降の国民運動によって、自然エネルギー買い取り制度ができ、脱原発が具体化した。

35

つづき

- ③日米安保を破棄して、軍事費をなくし、戦争によるエネルギーの浪費をやめる。
- ④平和外交能力を高め、産業・貿易振興の経済を発展させて、エネルギー資源(石油・石炭・天然ガス)と食料を安定的に確保する。
- ⑤地産地消の発電・送配電システムを発展・普及させる。
- ⑥エネルギー多消費型のぜいたく生活をやめて、省資源・節電の「もったいない型」に転換する。

36

原発事故時の 放射性物質の拡散予測

2014. 1. 25
第42回 大阪公害・環境セミナー
岩本智之

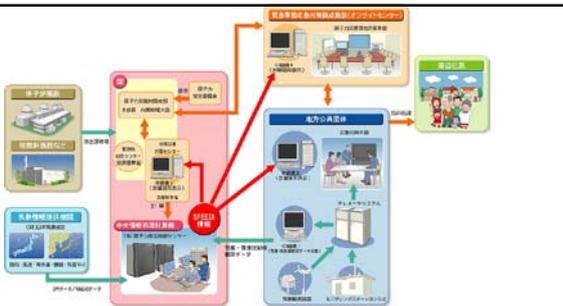


「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」

System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information

原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度および被ばく線量など環境への影響を、放出源情報、気象条件および地形データを基に**迅速**に予測するシステム(文科省HPより)

しかし、現実には国民に必要な情報はスピーディに届けられなかった... (= =)

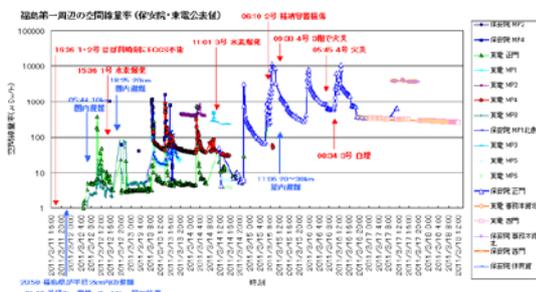


万一、原子力発電所などで事故が発生した場合、収集したデータおよび通報された放出源情報に基づき、風速場、放射性物質の大気中濃度および被ばく線量などの予測計算を行います。これらの結果は、ネットワークを介して文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会、関係道府県およびオフサイトセンターに迅速に提供され、防災対策を講じるための重要な情報として活用されます。(文科省HPより)



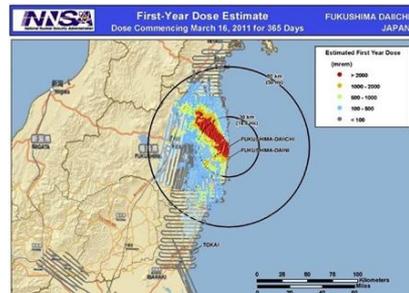
文科省HPより

SPEEDIIは100億円以上かけて開発され、事故後5,000枚以上の試算結果があったとされるが、「試算」なので国民の無用な混乱を招くだけと考えられたのか、結果は国民に公開されず、自治体が住民避難を計画する参考にも供されなかった。(Wikipediaによる)



放射性物質の濃度、放射線量を求める上で最も重要な情報＝ソースタームの同定は容易でない。

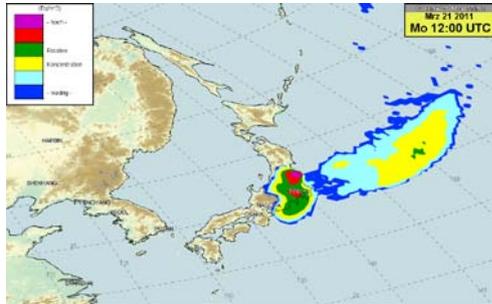
積算被ばく線量予測図公表 “北西40～50キロで20ミリシーベルトの恐れ” 米エネルギー省



1年間、同じ場所にとどまった場合の被ばく線量予測

msn産経ニュース

気象庁も公表しなかったが、ドイツではネットにアップされていた…



ところが 女川オフサイトセンター壊滅



東北電力女川原発(宮城県女川町、石巻市)の事故時などに対策拠点(オフサイトセンター)となる同町の県原子力防災対策センターが、東日本大震災による津波の直撃で使用不能となっていることが23日、分かった。放射線の監視などを行う隣接の県原子力センターも環礁的な被害で、環境放射線などを監視できない状態。いずれも機能回復のめどは立っていない。

http://www.47news.jp/news/2011/03/post_20110324073110.html

気象庁
環境緊急対応地区特別気象センター

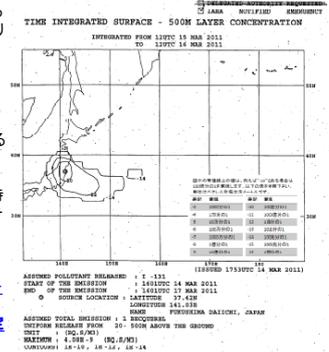
環境緊急対応(Environmental Emergency Response: EER)地区特別気象センター(Regional Specialized Meteorological Center: RSMC)として、原子力発電所の事故等発生時に、国際原子力機関(IAEA)の要請に応じて、大気中に放出された有害物質の拡散予測情報を提供

使用上の注意をよくお読み下さい

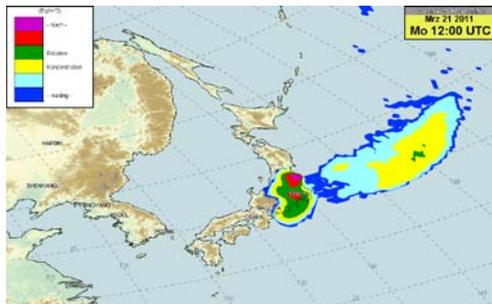
《資料を参照する上での注意事項》

- これらの計算結果は、IAEAの指定する放出条件に基づいて計算したものであり、いわば仮定に基づくものであって、実際に観測された放射線量等は反映されていません。
- 当庁の同業務における計算の分解能は100km四方と、避難活動等の判断にとって極めて粗い分解能で行われているものであり、このため、この結果は国内の対策には参考になりません。
- 国内の原子力防災については、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による試算結果などが公表されています。
- 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の試算など(原子力安全委員会)
- 各地の放射線モニタリングデータ(測定結果)についてはこちらをご覧ください。

作業科目 これらの図表は、実際に観測された放射線量等を反映したものではありません。
IAEAの要請に基づいて計算したものです。
Data from Japan Meteorological Agency
The exact data may reflect the actual observation of radioactive substances. The calculations are based on the hypothetical condition by the International Atomic Energy Agency, or IAEA.



気象庁も公表しなかったが、ドイツではネットにアップされていた…



規制委:放射性物質拡散を予測
16原発、過酷事故想定



全国17カ所の原発において、過酷事故が発生して、福島第一(1~3号機)と「同程度の放射性物質量が放出された場合」と「サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した場合」のケースについて、各サイトの気象資料から周辺の被ばく線量を試算した。

2012年10月24日
毎日jp

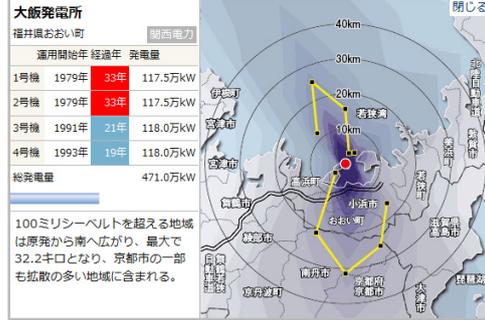
規制委員会シミュレーションの問題点

- 一般国民にも専門家にもわかりにくい表示である。
- 3次元的な地形の影響を無視している。
- 気象条件を年間平均で見ているため、局地的、短時間の高濃度を予測できない。
- 大気汚染濃度評価に似て「3%除外値」で評価しているため、はじめから極端な高濃度の発現を除外している。

と、演者は新聞の取材に対して「正論」を述べ立てたが...

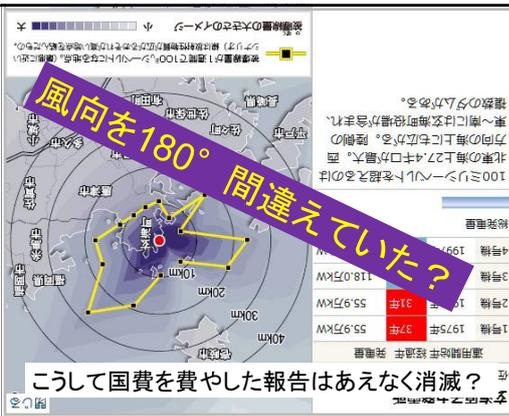
13

大飯で福島第一規模の事故が起こった場合



同心円は原発からの距離。赤い点は、被曝量が避難基準となる7日で100mSvに達すると試算されたもっとも遠方の地点。黄色の線は規制庁が便宜的に結んだもの。

朝日新聞サイトより 14



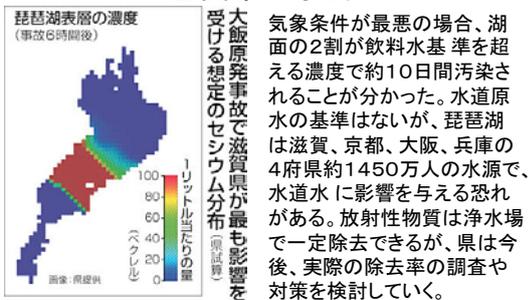
15

『放射性物質の琵琶湖への影響予測』 (中間報告) 2013/11/18

滋賀県琵琶湖環境科学センター

- 放射性物質の琵琶湖への影響予測は、平成24年度から2年間にわたり実施してきたシミュレーション結果を中間報告としてとりまとめた。
- 福井県に所在する原子力発電所で、福島第1原子力発電所事故と同様な事故が起こったと想定し、放出された放射性物質による琵琶湖への影響について検証した。

大飯で事故が起こったら... 滋賀県の予測



京都新聞 2013.11.18 <http://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20131118000066>

17

わかりきった結論

このような予測が将来ともに
不必要な社会を望むのみ

琵琶湖が放射能で汚染されたら

1. 河川・湖沼の放射能汚染：
 - 一広い地域の降下放射性物質を集める。
2. 琵琶湖・淀川水系の位置と特徴
 - 一多くの季節で風下に位置、集水域広く汚染深刻。
3. 水中での放射性物質の動向と水道水の安全
 - 一ヨウ素は浄水処理で除去率低く、事故初期危険。
4. 滋賀県による若狭原発事故時の予測
 - 一少なくともヨウ素：約40日、セシウム：約80日間表層水で検出。
5. 「ボトル水・浄水器パニック」予測
 - 一足りないボトル水、悪質・役立たず商品の販売

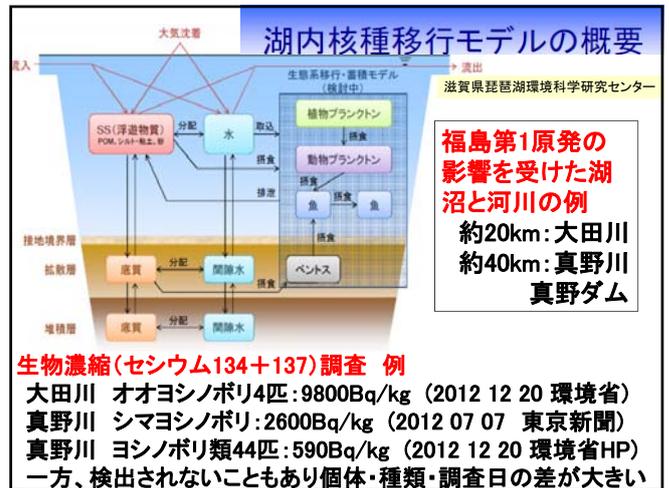
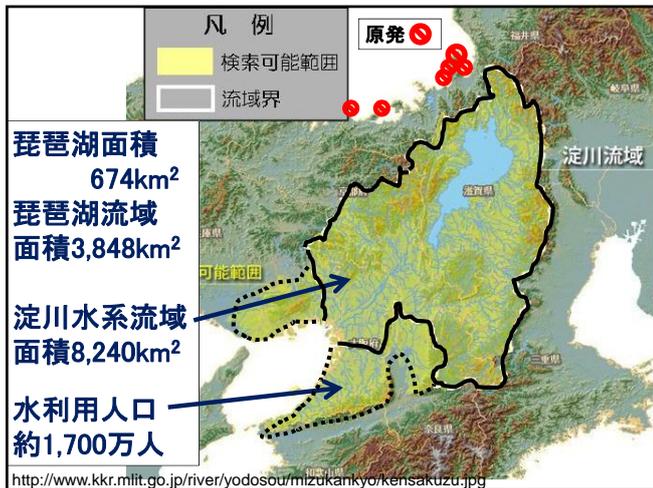
2014 1 25 公害環境デー
中村寿子(近畿水問題合同研究会 阪南大学非常勤講師)

1. 河川・湖沼の放射能汚染の特徴

- 広い地域に降下した放射性物質が集まる。
- * 多くの放射性物質は雨・雪と共に降下、地表を流れ川・湖へ
- 水生生物に濃縮され、湖内で循環する。
- * 種類・年齢で濃縮率に差。通常、肉食魚、底生魚高濃度。
- * 湖底→藻→小動物→魚類、両生類→湖底

2. 琵琶湖・淀川水系の位置と特徴

- 集水域が広い
琵琶湖への流入河川は四方から142河川流入。例として野洲川(384 km²)、姉川(369 km²)、等
- 淀川水域：琵琶湖→宇治川、京都→桂川、奈良・三重→木津川
- 若狭原発群の事故→琵琶湖は危険な位置
最短の集水域まで20 km未満、多くの季節で原発群の風下、滋賀・京都・大阪・奈良各府県から集まり、高濃度汚染と予測

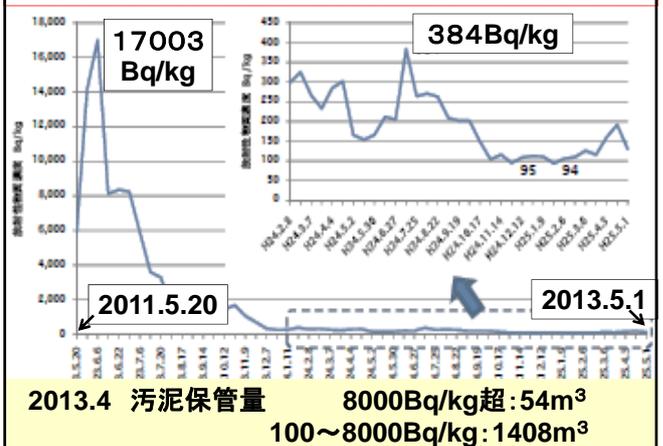


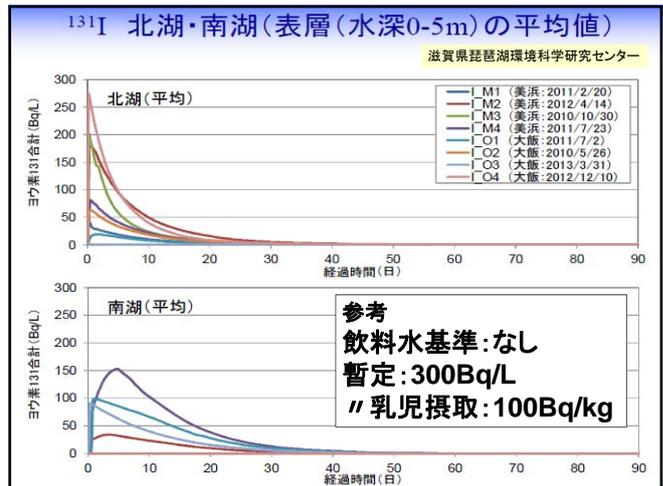
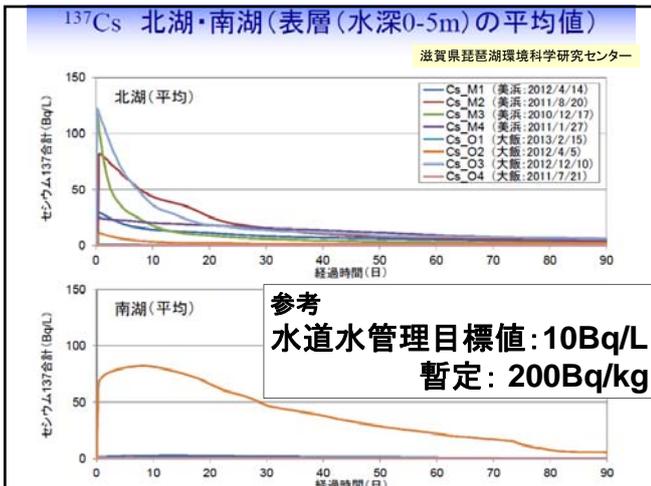
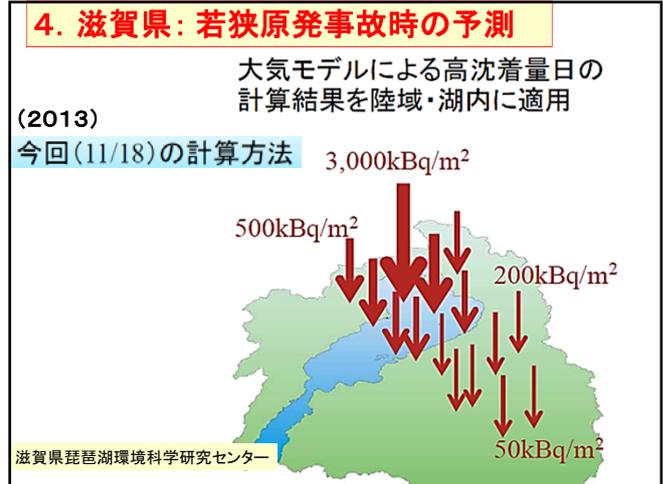
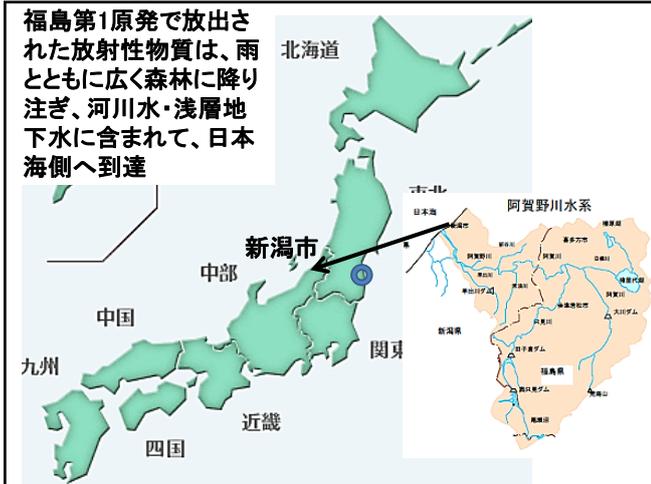
3. 水中での放射性物質の動向

- 放射性ヨウ素と放射性ストロンチウムは水に溶解
 - 一浄水処理で除去しにくい
- 放射性セシウムは粒子に吸着しやすい
 - 一浄水処理である程度汚泥に吸着除去可能。
 - ただし、汚泥は放射性廃棄物で処分が困難



新潟市 満願寺浄水場浄水汚泥の放射性物質検出





【表 2-1 琵琶湖・淀川需給区域の市町村数及び上水道の給水人口】

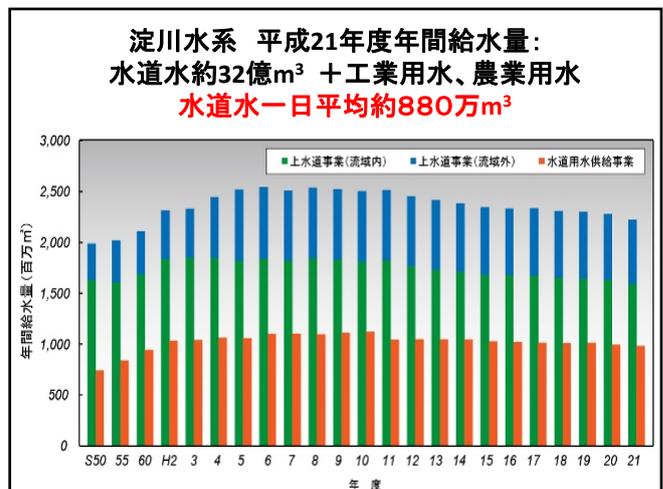
平成22年度末現在

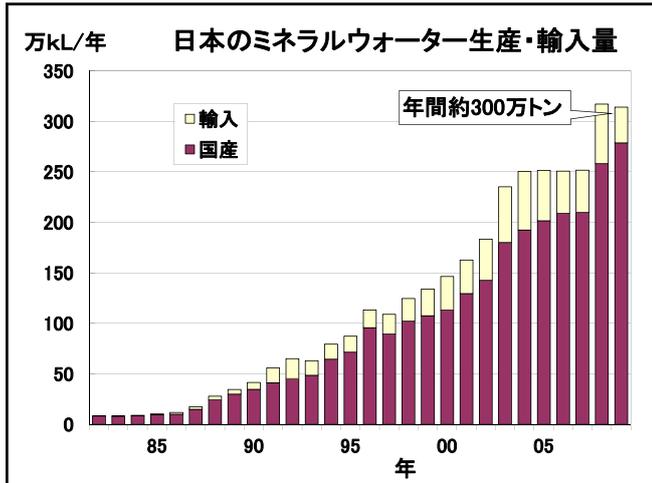
府県名	市	町	村	計	上水道の給水人口
三重県	3	-	-	3	127,385
滋賀県	13	6	-	19	1,329,988
京都府	10	7	1	18	2,222,073
大阪府	33 (14)	9 (6)	1 (1)	43 (21)	8,823,387
兵庫県	7 (3)	1	-	8 (3)	2,382,989
奈良県	11 (7)	12 (12)	4 (1)	27 (20)	526,868
計	77 (24)	35 (18)	6 (2)	118 (44)	15,412,690

()内は琵琶湖・淀川流域外の市町村数の内数

圏外利用者を含めて: 約1700万人

http://www.byq.or.jp/kankyoh22/img+pdf/pdf/ffile/honpen_2.pdf





5. 「ボトル水浄水器パニック」

琵琶湖汚染の情報で水利用を仮に想定

- * ほぼすべての住民と通勤・通学者が飲料水(味噌汁・米とぎ・炊飯 外食産業 含む)をボトル水に変更
1,700万人×2L=3400万L
- * 住民はうがい・歯磨き・洗面・乳児沐浴等にもボトル水(使用を希望) 1,500万人×5L=7500万L
- * 1日のボトル水需要仮の想定 計 約10,900万L
- * 現在のボトル水国内生産・輸入量は年間約300万KL(300,000万L=28.8日)
1年分のボトル水を全て集めても1か月もたない。
- * 放射性ヨウ素は約40日間検出

5. ボトル水パニック

琵琶湖汚染情報で推定される悪質・無責任商法

* 質の悪いボトルウォーター販売

ホットスポット湧水の充填?(深層地下水なら良いが…)
不衛生生産?(保存中、綿状白い塊出現=微生物含有)
基準がない化学物質汚染?(例 アメリカの河川・地下水
=軍事施設・火薬工場由来の過塩素酸汚染あり)

* 役に立たない「浄水器」の悪質勧誘販売

放射性物質の除去可能な浄水器はごく限定され高価。
しかも、捕捉されたフィルターからγ線。

- 今までも、全国の消費生活センターに浄水器に関する悪質商法について多量の訴えあり。

原発事故以外の琵琶湖・淀川への放射能汚染:
燃料・廃棄物運搬途中の交通事故や災害による
放射性物質の流入、産業廃棄物不法投棄

根本的な対策は原因(原子力発電所)撤去

参考・引用文献

- ・ 東曹広:琵琶湖湖水域における水循環と水利用、琵琶湖研究所所報No.20
- ・ 滋賀県琵琶湖環境科学センター:琵琶湖流域における放射性物質拡散影響予測(中間報告)(2013/11/18)
- ・ 環境省:平成24年度水生生物放射性物質モニタリング調査結果(春期調査)(2012.11)
- ・ 水産庁:高濃度に放射性セシウムで汚染された魚類の汚染源・汚染経路の解明のための緊急調査研究(2013.06)
- ・ バイバイ原発・京都<http://khatena.ne.jp/yvsbvsgenpatsukyoto/>
- ・ 新潟市水道局 満願寺浄水場の浄水汚泥と水道水における放射性物質状況と対応について2013年6月1日
- ・ 国土交通省 近畿地方整備局:リバーネットきんぎ<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodosou/mizusanryo/index.html>
- ・ 国土交通省 近畿地方整備局:
http://www.mlit.go.jp/river/shimukai_blog/shaseishin/kasenbunkasai/shouinkai/kihonhoushin/070112/pdf/raf3.pdf
- ・ 琵琶湖淀川水質保全機構:http://www.byo.or.jp/sanryo/H22/img+pdf/pdf/monzen_2.pdf
- ・ 厚生労働省:水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて (2012)
<http://www.mhw.go.jp/stf/houdou/2-98520000019ndf-ast/2-98520000024c22.pdf>
- ・ 佐藤祐一:琵琶湖への影響予測にかかるアプローチについて滋賀県琵琶湖環境科学センター 平成24年度びわ湖セミナー発表資料(2012/7/25)
- ・ 日本ミネラルウォーター協会:統計資料 <http://minekyo.net/publics/index/5/>
- ・ 大阪府広域水道企業団 <http://www.wsa-osaka.jp/jieyougaivou/jyousuishori/>

2014年1月25日

第42回公害環境デー ワークショップ進行表

■テーマ 大気汚染公害の「いま」と健康被害

日時：2014年1月25日（土）9時30分～12時

場所：エル大阪南館

■3つのグループ（赤・緑・黄）でワーク

名札を準備：7～9人×3（30）

3つのテーブル（赤・緑・黄）に誘導

■話題提供

①大阪でのNO₂測定運動から見えるもの～いっせい測定2013の結果から（喜多善史氏）

②ビデオレター「生きる希望」を消さないで！～医療費助成制度が危ない（東京から）

<資料提供>大気汚染の「いま」と健康被害（上田敏幸）

■進行表（3つのグループで進行／参加者の名札：赤、緑、黄）

時間	テーマ	内容	担当
9:30	開会・お題の説明	テーマと会議の進行について説明（名札に名前を記入）	上田
9:35	ワーク① 私のキーワード	① 大気汚染と健康に関する「私」の関心事を書き出す ② キーワードの理由説明と自己紹介	上田 高本 相澤
9:50	話題提供	① 大阪でのNO ₂ 測定運動から見えるもの(15) ② ビデオレター～「生きる希望」をくれた医療費助成制度(10)	喜多
10:15	質疑応答	話題提供者に聞いてみよう	
10:20	ワーク② 一押し！大気汚染対策	① 私の関心事（キーワード）をもとに、どうすれば大気汚染をなくすことができるのか？を考える ② 自分ができること、地域でできること、国や自治体への要望を出しあう ③ 一押し！提案をまとめる	上田 高本 相澤
11:00	休憩	発表の準備	
11:15	発表	グループごとに発表、みんなで共有する	
11:40	まとめ	話題提供者から一言	喜多
11:50	ふりかえり	振り返りシートの記入	
11:55	閉会挨拶		高本

大阪でのNO₂測定運動から見えるもの

第42回公害環境デー ワークショップ報告

2014年1月25日
 公害環境測定研究会
 久志本俊弘, 喜多善史

1. 大気汚染はなくなったのか？

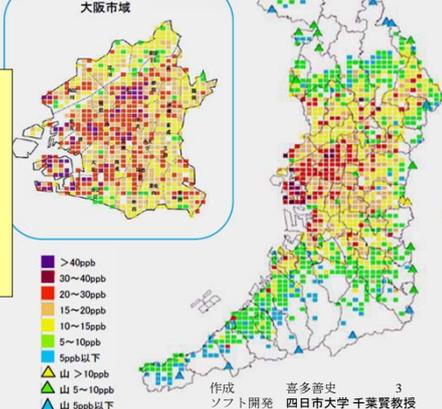
ソラダス2012の結果から見た現在の状況は？

- 環境基準を超える汚染が続く道路沿道・地域がまだまだ沢山ある！（大阪市内、湾岸地域）
- 高濃度汚染地域の緊急対策、とくにディーゼル車排ガス対策が急務

以下、ソラダス2012のパンフレットより具体的な状況を説明

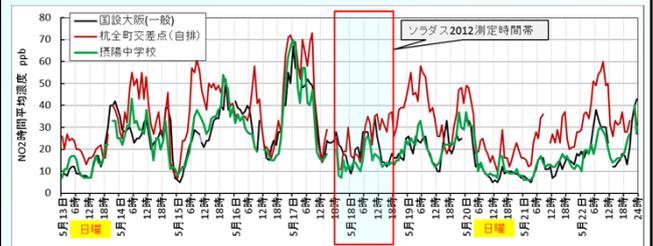
メッシュ測定による大阪のNO₂濃度分布

測定日時: 2012年5月17日18時
 ~5月18日18時の24時間



- 大阪市域は濃度が高い
- 湾岸域はとくに高い
- 西風のため、大阪市の内陸域でも濃度が高い
- 大阪中部の山頂濃度高く、西風により汚染は山頂にまで及んでいる

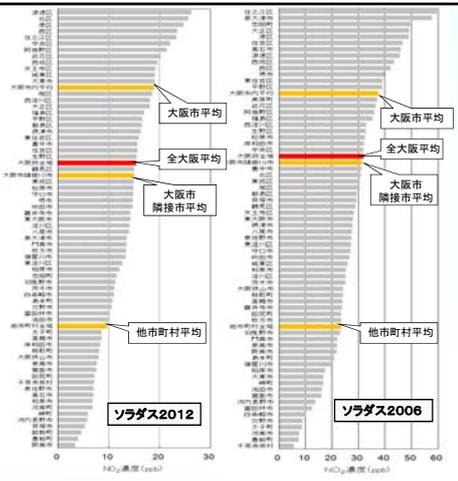
ソラダス測定日前後のNO₂濃度の時間的変動 (行政測定局データでみる)



- ◆ 測定時間帯は、測定期間の中でNO₂濃度が低い時間帯であった。
- ◆ 休日は乗用車(マイカー)交通量が平日より増える傾向だが、汚染濃度は低下しているため、ディーゼル車(とくに大型車)が主要汚染源とみられる。

メッシュ測定の行政区別結果

第7回(2012)は、第6回(2006)よりNO₂濃度24時間値が低いが、行政区別に高濃度順に並べると類似のパターンになり、大阪市内で大気汚染が進んでいることを示す。



2. 環境基準が全大阪で達成できた？

＜大阪府・市の環境基準の見かた＞

- 「大阪府・市環境基本計画」などにに基づき、ディーゼル車等の単体規制の強化や「自動車NO_x・PM法」による広域対策、局地対策を進めた。
- その結果、NO₂の年間平均値は減少し、平成22年度に大阪府全域でNO₂環境保全目標0.06ppmを達成した。さらに0.04ppm以下をめざし、今後とも引き続き窒素酸化物の削減対策を推進する。(2014年1月の懇談会での回答より)

**30数年過ぎても目標達成してない！
自動車NOx・PM法の目標は先送り**

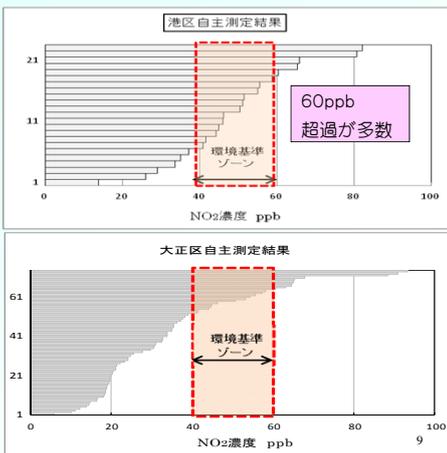
- 行政は、0.06ppmからさらに0.04ppmを目指すというが、問題は何時達成するのか。
- NO₂環境基準が現在の0.04~0.06ppmに緩和されたのは1978年で、以来34年経ってなお上限値が安定的に達成されるかどうか覚束ない現状。
⇒(上田敏幸氏資料:p.85~87参照)
- 「自動車NOx・PM法」が導入(1992)されてからでも20年、それでも達成できず、同法の目標年は2020(平成32)年度へと先延ばしされた。環境行政は怠慢と言わざるを得ない状況にある。

港区・大正区自主測定結果マップ表示



**港区、大正区
の自主測定**

国道43号線など道路沿道に設置されたカプセルを含む測定値を高い順に並べると、濃度が低い日に当たっていたにも係らず、環境基準の上限 60ppmを超える地点が見られる。



3. 現在の環境監視状況は問題ないか？

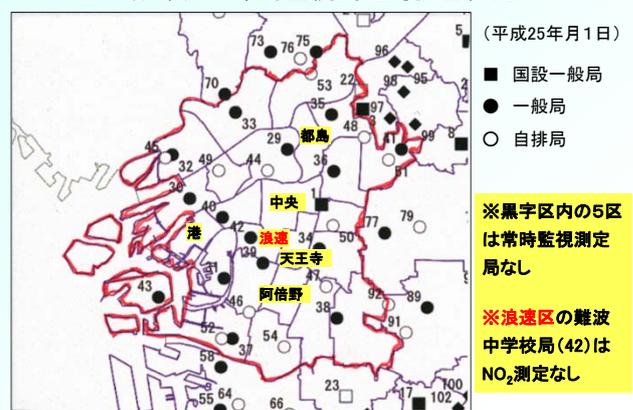
<大阪府・市の見方>

- 測定体制は大気汚染防止法の「事務処理基準」に基づき適正に維持している。(2014年1月の懇談会での回答より)

**本当に大気汚染監視はできているか？
—ソラダス2012で明らかになったこと**

- 港区・大正区の43号線沿道は、高濃度の汚染地域が多数あるが、港区には測定局がゼロ。
- 住之江区の臨港埋め立て開発地域は、高濃度の汚染地域であるが、行政の測定局は「南港中央公園」1地点しかない。ここは全一般測定局の中でトップレベルの汚染が続いている。
- 大阪府域の中で高濃度な大阪市でも、一般測定局のないところ:9区、一般も自排局もないところ:5区

大阪市内の常時監視測定局設置状況



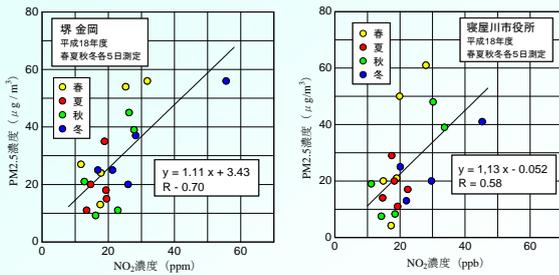
4. 現在の行政の姿勢？

- 強い印象は、国の環境行政に依っているから問題ないという感じ。
- 何のために市の環境行政はあるのか、環境を監視し市民の健康状態をモニタリングして、市民の健康を守るために汚染対策や健康回復の方策を工夫するという、市民と直に接する地方自治体として主体的に取り組もうという姿勢が見えない。
- 国の行政組織の地方支局か何かのようで、市の行政の眼は市民でなく国行政に向いている感じ。

さらに、PM2.5監視体制は？

- 本来は、2012年(平成24年度)までに、大阪府管轄の26局に設置するという約束であったが、まだ現在17局しかない。非常に遅れている。
- 大阪府の回答では「遅れの明確な理由」を示せず。今年度は3局を設置。(しかし、これも越境汚染の話題のためらしい?)

PM2.5とNO₂濃度の相関—堺 金岡, 寝屋川市役所



- ◆PM2.5とNO₂濃度の日平均値を通年で見ると相関が認められる。
NO₂高濃度地域は、PM2.5も高い。

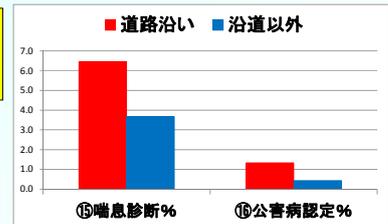
環境省委託業務報告書、いであ(株)、2007より。
喜多、長野：2009年日本環境学会研究発表会報告

15

ぜん息診断率は幹線道路沿道の方が高い

(ぜん息診断率:医師にぜん息と診断されている回答者の%)

ゾラダス2012の健康アンケート結果より
(回答者は府内4444人)



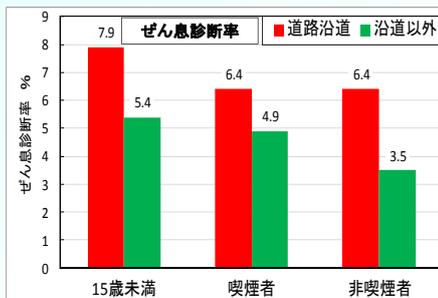
道路沿い居住者の方が、ぜん息診断率、公害病認定率ともに高い。

道路からの距離	⑮ぜん息診断%	⑯公害病認定%
沿道	6.4	1.3
沿道以外	3.7	0.4

16

15歳未満、成人の喫煙・非喫煙者のぜん息被患率

- ◆ぜん息診断率は道路沿道の方が高い
- ◆15歳未満回答者のぜん息診断率は喫煙者、非喫煙者のそれよりも高い



17

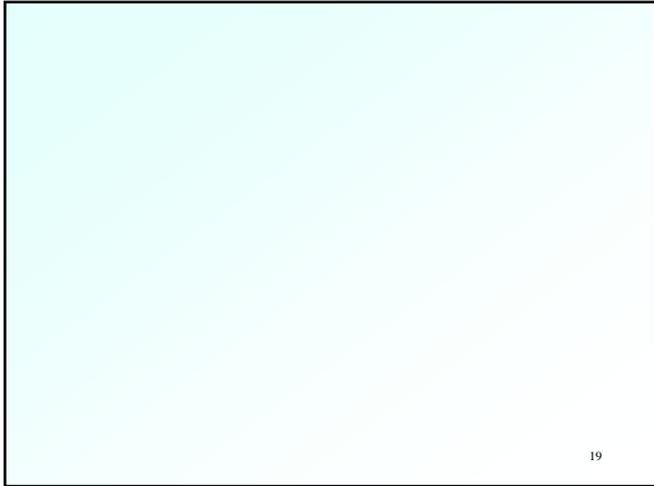
5. 私たちは、今何をなすべきか？

◇道路沿道地域などで環境基準を超える汚染が続いている。自動車とくにディーゼル車排出ガスの対策強化させることが必要。

◇適切正確な監視は環境行政の基本。

◇大阪市の臨海埋め立て地域の汚染実態の把握など、測定と健康のモニタリングは縮小でなく充実強化が必要。

◇市民の測定運動で環境行政を監視する必要。



NO₂の汚染影響と特徴

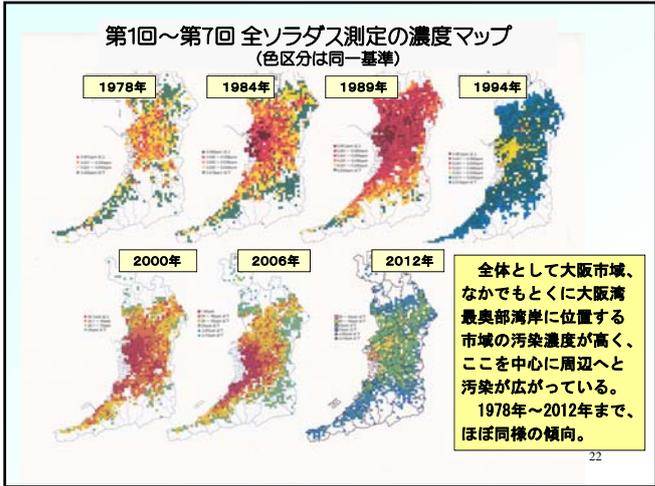
- NO₂自体の健康影響
 - ◇短期暴露(WHO2005では200µg/立方m(97ppb)、長期暴露で年平均40µg/立方m(19ppb)を超えると影響)
 - ◇現在の環境基準はこれらNO₂自体の健康影響によって設定
- オゾン生成、硝酸や微小粒子2次生成
 - ◇NO₂は炭化水素類と太陽紫外線とでオゾン(それ自体健康 影響、光化学スモッグ)を生成する
 - ◇NO₂は硝酸生成、さらに微小粒子(PM2.5)を生成
- 現在の大気汚染の指標的存在
 - ◇汚染物質のほとんどは化石燃料燃焼に由来
 - ◇とくに自動車交通(ディーゼル車)由来が大きい
 - ◇NO₂、PM(とくにPM2.5)、多様な炭化水素類の複合影響

第7回ソラダス2012実施状況

		参加 団体	参加 人数	カプセル数		**健康 アンケート数
				配布	設置	
メッシュ 測定	大阪市内	187	1370	4603	3619	959
	大阪府域	168	1697	3914	3561	1578
	小計	355	3067	7977	7180	2537
自主 測定	団体参加	*31	1314	*2731	*2284	1902
	個人参加	2	3	3	4	5
	小計	33	1317	2734	2288	1907
合計		388	4384	10711	9468	4444

*)行政区で実施された自主測定の数も含む
**)有効データのみ集計

◆ 第1回(1978年)から第7回まで、毎回10,000個以上のカプセルを配布し、その約85%以上を設置・回収している。



激甚といえる汚染地域の実態把握こそ 急ぐ必要がある！ ソラダス2012測定で明らかになったこと！

- 大阪の臨海埋め立て開発地域は、濃度の高い地域であることがこれまでのソラダス測定結果で明らかになっている。
- 臨海埋め立て開発地域の汚染源が港区、大正区などの汚染に寄与している恐れがある。しかし大阪府・市は埋め立て地域の汚染実態を把握する取り組みをした形跡はない。

ソラダス 健康アンケート用紙

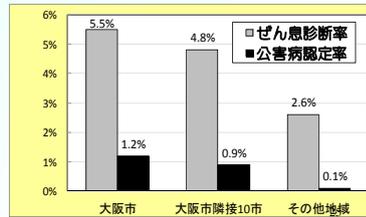
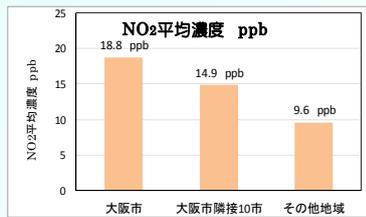
4. かぜをひきやすいですか 「はい」と答えた方→ 1年間に何回くらいひきますか () 回くらい () 回くらい () 回くらい	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
5. 過去1年間に胸づまり、息切れ、喉嚨作で夜中に目覚めたことがありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
6. せきがよくありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
7. たんがよくありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
8. かぜをひいた時「ぜいぜい」とか「ヒューヒュー」ということがありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
9. かぜをひいていないのに「ぜいぜい」とか「ヒューヒュー」ということがありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
10. かぜをひいていないのに息苦しくなることがありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
11. 目がチカチカしたり、目やにがよくありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
12. くしゃみ、鼻水、鼻づまりがよくありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
13. のどがいらっぽくなったりすることがありますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
14. なにかアレルギー一症状がありますか 「はい」と答えた方→ どんな症状ですか (1.アトピー性皮膚炎 2.食物 3.花粉症 4.その他)	はい	いいえ	はい	いいえ	(1. 2. 3. 4.)	(1. 2. 3. 4.)
15. 現在、ぜん息と診断されていますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
16. 公害病の認定を受けていますか	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

大阪3地域別の比較

大阪を3地域に大別

- 大阪府
- 大阪市隣接10市
豊中、吹田、摂津、守口、
門真、大東、東大阪、
八尾、松原、堺
- その他地域

メッシュ測定結果のNO₂平均濃度と全回答者のぜん息診断率、公害病認定率との間には相関がみられる。



大気汚染の「いま」と健康被害

大阪公害患者の会連合会

上 田 敏 幸

●大気汚染公害の「いま」

- 1978年7月、二酸化窒素の環境基準を2～3倍に緩和してから、大阪府内102か所の測定局全局で達成したのは2009年、31年もかかった。その後も、局地汚染は依然として深刻で、大阪でも国道43号の大和田西（西淀川区）、市岡元町（大正区）、国道1号の大日（守口市）などでは、高濃度汚染が続いている。
- 中国からの越境汚染でにわかに関心を浴びるようになったPM2.5による汚染はさらに深刻で、国の環境基準を大きく上回る汚染が続いている。大気汚染公害裁判の和解で平成17年度（2005年）から測定している西淀川区（国道2号、43号）の経年変化（下表）をみても明らかである。（資料参照）
- 環境省は2009年の環境基準の公示以降、PM2.5の測定体制の整備を進めているが、測定器が設置されたのは1800余ある常時監視測定局の半分にも満たない800か所（平成24年度末）。削減目標・計画もなく有効な対策が立てられない状況が続いている。
- 大阪府のPM2.5対策は遅れており、府が管理する測定局26局中、測定体制が整ったのは平成25年度末でも20局。最低限の測定体制さえない状況が続いている。

●広がる健康被害

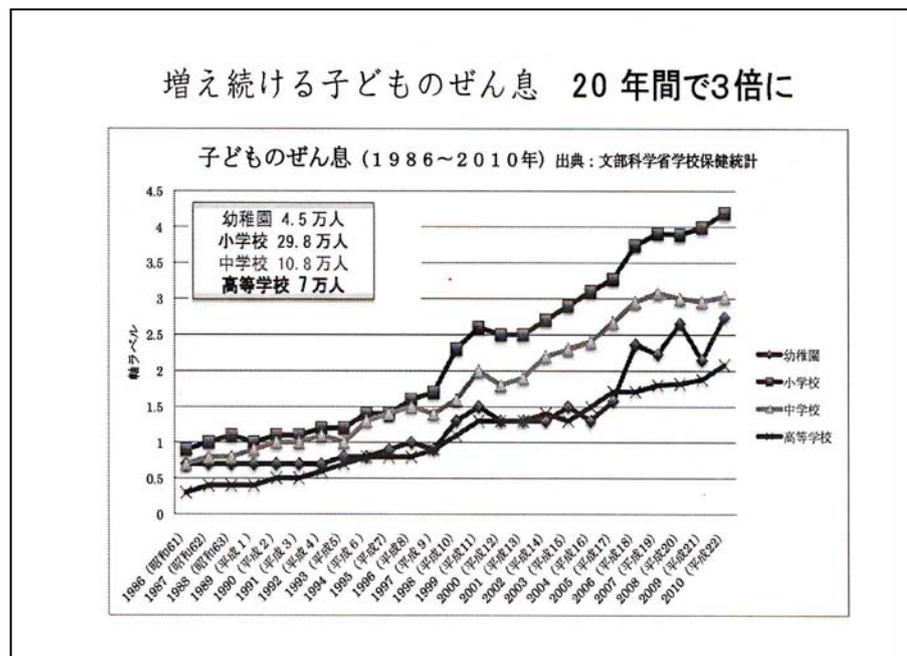
- 東京都の大気汚染にかかわる健康被害者に対する医療費助成のに関する条例（2009年8月実施）で救済されているぜん息患者は2013年11月で77,000人（18歳以上）となっている。18歳以下も加えると10万人を超える被害者が医療費無料施策の恩恵を受けている。

しかし東京都は2013年12月、「国・メーカーが財源を拠出しない以上、制度存続は不可能」と①2015年3月末で新規認定打ち切り②以後の給付は1割助成③経過措置として3年間は全額助成を継続、

という方針を打ち出した。

年明け早々のから、都庁前の座り込み行動など、患者たちの抗議行動が続いている。

- 学校保健統計（文部科学省）によると、1980年～2010年までの20年間で幼稚園から高校生までの子どものぜん息が3～4倍に増え、推計552万人に達している。



●やっぱりクルマが「犯人」

- 大気汚染による健康被害を明らかにするために環境省が実施した「そらプロジェクト調査」(2005年～2009年まで5年間)では、自動車排ガスの主成分=EC(元素状炭素)とNOx(窒素酸化物)の個人暴露量とぜん息発症との関連性が認められた。(学童追跡調査)また成人調査でも、非喫煙者ではぜん息を発症する危険性が非常に高いことが判明した。

●大気汚染に発がん性

- 世界保健機構(WHO)の国際がん研究機関(IARC)は、大気汚染そのものに発がん性があるとする見解を発表。「汚れた空気に触れると肺がんになる」とするのに「十分な科学的根拠がある」と判断、発がん性分類で一番危険な分類(グループ1:アスベストやたばこと同じ)に位置づけた。また、PM2.5にも発がん性があると認定した。

■大気汚染データ(20140125環境公害データ資料)

大阪市内自動車排ガス測定局

二酸化窒素の測定結果(日平均値の年間98%値)

(単位:ppm)

測定局	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
出来島小学校	0.076 (53)	0.064 (11)	0.063 (12)	0.059 (6)	0.064 (13)	0.056 (2)	0.056 (1)	0.056 (4)	0.055 (4)	0.051 (0)	0.053 (0)	◆
梅田新道	0.068 (29)	0.068 (23)	0.063 (14)	0.053 (0)	0.060 (7)	0.056 (3)	0.050 (0)	0.052 (3)	0.050 (0)	0.048 (0)	0.050 (0)	◆
北粉浜小学校	0.059 (6)	0.057 (4)	0.055 (3)	0.054 (1)	0.057 (6)	0.055 (1)	0.049 (0)	0.055 (2)	0.051 (1)	0.047 (0)	0.049 (0)	◆
杭全町交差点	0.063 (17)	0.060 (7)	0.059 (5)	0.062 (11)	0.062 (9)	0.055 (3)	0.051 (1)	0.057 (5)	0.050 (1)	0.052 (1)	0.053 (1)	◆
新森小路小学校	0.068 (28)	0.064 (16)	0.064 (16)	0.061 (11)	0.064 (16)	0.061 (8)	0.054 (0)	0.055 (5)	0.050 (1)	0.046 (0)	0.047 (0)	◆
海老江西小学校	0.058 (3)	0.057 (2)	0.053 (0)	0.049 (0)	0.055 (2)	0.051 (1)	0.048 (0)	0.046 (0)	0.048 (2)	0.044 (0)	0.046 (0)	◆
今里交差点	0.073 (41)	0.071 (30)	0.067 (27)	0.066 (17)	0.066 (21)	0.063 (12)	0.059 (4)	0.063 (9)	0.055 (4)	0.053 (0)	0.055 (0)	◆
上新庄交差点	0.061 (8)	0.054 (3)	0.055 (2)	0.053 (0)	0.056 (2)	0.053 (0)	0.049 (0)	0.051 (3)	0.049 (1)	0.045 (0)	0.047 (0)	◆
住之江交差点	0.063 (12)	0.061 (9)	0.062 (9)	0.060 (6)	0.060 (7)	0.056 (4)	0.057 (1)	0.061 (9)	0.054 (1)	0.050 (0)	0.055 (0)	◆
茨田中学校	0.067 (18)	0.060 (7)	0.059 (4)	0.055 (3)	0.057 (4)	0.055 (3)	0.054 (0)	0.055 (4)	0.050 (1)	0.047 (0)	0.048 (0)	◆
我孫子中学校	0.057 (2)	0.050 (1)	0.050 (0)	0.050 (0)	0.050 (0)	0.043 (0)	0.047 (0)	0.048 (1)	0.048 (1)	0.045 (0)	0.043 (0)	○

注) は、環境保全目標未達成。()内は、日平均値が0.06ppmを超えた日数。

注) 昨年度の比較: ◆は悪化、=は変化なし、○は改善

環境基準では、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」となっています。

※浮遊粒子状物質（ディーゼル排ガスなどに含まれる）の場合は？

大阪市内自動車排ガス測定局 浮遊粒子状物質の測定結果（日平均値の2%除外値(mg/m³)

測定局	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	環境基準の評価(長期)
出来島小学校	0.100	0.076	0.063	0.074	0.066	0.078	0.055	0.046	0.059	0.052	0.050	○
梅田新道	0.093	0.080	0.071	0.073	0.072	0.083	0.066	0.065	0.076	0.059	0.059	○
北粉浜小学校	0.101	0.077	0.072	0.081	0.076	0.084	0.066	0.062	0.074	0.064	0.063	○
杭全町交差点	0.093	0.073	0.070	0.079	0.064	0.068	0.058	0.049	0.056	0.055	0.054	○
新森小路小学校	0.101	0.088	0.085	0.086	0.095	0.085	0.056	0.051	0.063	0.045	0.055	○
海老江西小学校	0.086	0.061	0.058	0.064	0.062	0.070	0.049	0.048	0.059	0.046	0.054	○
今里交差点	0.107	0.087	0.080	0.077	0.079	0.081	0.067	0.064	0.075	0.070	0.075	○
茨田中学校	—	0.079	0.076	0.075	0.077	0.077	0.060	0.054	0.061	0.048	0.051	○
我孫子中学校	—	—	0.070	0.075	0.071	0.077	0.064	0.057	0.065	0.063	0.062	○

環境基準（長期的評価）では「1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」となっています

西淀川区におけるPM2.5測定結果

		年平均値 (μg/m ³)								24時間値 (μg/m ³ 、2%除外値)								調査実施主体
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
①	大和田西交差点 (国道43号)	28.7	26.7	25.1	23.1	21.4	21.8	21.1	22.7	56.0	57.2	58.8	46.4	44.3	53.6	45.8	49.0	国土交通省
②	歌島橋交差点 (国道2号)	—	—	29.6	26.0	24.9	27.1	21.5	21.6	—	—	67.9	48.1	47.9	62.1	44.3	48.0	
③	新佃公園前 (国道2号) ※3	26.1	25.6	23.5	20.7	20.9	21.2	21.2	23.7	56.7	58.0	65.5	43.1	43.9	49.8	41.7	52.4	
④	出来島小学校 (国道43号)	23.8	22.5	20.4	19.1	17.6	16.3	18.4	17.3	48.9	50.2	49.8	38.5	39.7	40.4	41.3	40.6	大阪市
基準	日本(環境基準)※1	15								35								—
	米国(環境基準)※2	15								35								—
	WHO(ガイドライン)	10								25								—

※注)

- 1) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環告33）
 - ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。
- 2) アメリカの環境保護庁（EPA）による第3次改定（2006年9月）環境基準値。
 - ・年平均値：年間の算術平均の3年平均値を超えないこと
 - ・24時間値：24時間値の年間98パーセントタイル値の3年平均値を超えないこと
- 3) 新佃公園前は2013年3月19日14時より、環境省測定マニュアル（第6版）に則って測定されている。

近畿の屋根・大峰山の立ち枯れ
 しかの食害が原因か？
 大阪府勤労者山岳連盟 自然保護委員会
 澤村秋則 高石市綾園4-5-1-507
 072-264-6138



特に、弥山・明星ヶ岳はひどい

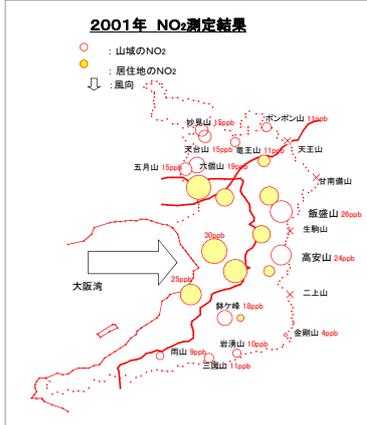


京阪神で発生する
 年間約5万トンのNOxも大いに怪しい
 アマヤ式カプセルでNO2測定 10年間



2001年 NO₂測定結果

- : 山城のNO₂
- : 居住地のNO₂
- ↓ : 風向



なんと！！
 西風が吹くときは
 大阪市内と生駒山地の
 NO₂濃度は ほぼ同じ

大峰山の気象条件 生駒山とは大違い
 高所・標高1700m以上では
 年間を通じて霧の日が多い
 大峰の樹木には霧がたくさん降り注ぐ
 霧は高濃度の硝酸ミストを含む

2007年10月 自然保護交流山行



しかし、この無残な立ち枯れ
しか食害の影響だけとは思えない



そして 3年半経つと、この有り様



弥山付近 標高約1900m



大黒岩付近 標高約1800m



狼平 緑豊か 異常なし 標高約1600m



最後に

このような立ち枯れ風景を見ると

しかだけの影響とは思えないのです

里山の自然環境を保全し生物多様性を守る取り組み 信太山に里山自然公園を求める運動

ワークショップの開催 和泉市と協働作業始まる

信太山に里山自然公園を求める連絡会 花田茂義
和泉市鶴山台 2-5-14 TEL 0725-44-8404

1. 里山自然公園を求める運動とは

和泉市の北部から堺市の西部に位置する信太山丘陵は、約300haにわたって広がり、大部分を自衛隊が演習場として管理してきました。

2004年、和泉市は演習場内に点在した民有地を買い取り、防衛省と交換する手法で演習場内の16haの用地を取得し、その土地に「北部公共施設整備事業」として大型スポーツレクリエーション施設（野球場・サッカー場・テニスコート・駐車など）を計画してきました。

当該市有地（16ha）は、信太山丘陵を代表する湿地や草原を含み、この部分だけで約30種の絶滅危惧種の生物が生息するなど大阪を代表する生物多様性に富んだ自然環境豊かな所です。

私たちは、「信太山に里山自然公園を求める連絡会」を組織し、(2010年12月結成、現在15団体)大型スポーツ施設は他の場所に造り、自然環境は保全し、仮称「信太山里山自然公園」として活用を図るよう運動を展開してきました。

2. 和泉市、自然環境の保全に方針転換

この運動の経過は、第39回からの公害

環境デーでご報告させていただきましたように、2011年には自然環境の保全を求めた和泉市議会への誓願が採択され、2012年には「信太山市有地保全と活用検討委員会」が発足し、生物多様性を守り自然環境を保全していく上で和泉市は大きく方針を転換してきました。この方針転換の原動力は各界の様々な人々の声や力が結集した結果だと考えます。

請願署名の取り組みで、「公害環境デー」参加の各団体や多くの方々のご支援とご協力をいただいたことに改めて深く感謝すると共に街頭署名・各戸ビラ配布などの基本的な運動の積み上げが事態を動かす上で大きく関わったことを再認識しています。

3. ワークショップの開催

2013年10月、和泉市は検討委員会の答申を受けてワークショップを開始しました。学者・専門家、自治会関係、公募市民、関係職員からなる18名で構成され、検討委員会が答申した方針に従いより具体的な公園化に向けての検討や保全作業をすすめていくためのものです。

公園としてどのようなゾーニングをするか、保全する植生や生態系のあり方、周遊路や管理建物をどうするか、公園の管理を

どうするかなど、ワークショップに課せられた課題はいろいろあります。連絡会としてワークショップに積極的に参画すべく、すすんで公募に応募し、5名の定員中すべてが連絡会に関わりのある人が参加できることになりました。

現在まで、2回の会議が開かれ今後の方向などが提示されました。それによると、ワークショップで基本構想が策定され、以後基本設計、都市計画決定、実施設計などとすすみ開園の予定は2024年となっています。およそ10年先の開園と云うことです。

4. 公民協働の取り組み

信太山丘陵市有地の保全と活用検討委員会の答申で、理念として「この良き財産を守り、育てるため、公民協働により、自然と向き合いながら継続して里山的環境を保持し、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場としていく。」と述べ、「計画段階から公民協働の下で多様な主体の参画によって作り上げる」としています。人と自然の新たな関わりを公と民との新たな協働で創り上げていこうという和泉市としても新しい試みとなっています。

ワークショップの中に作業部会が設置され緊急の保全すべき所に関して2回の公民協働の保全作業が実施され、(12月1日と1月7日)延べ60人の市民や職員が参加しました。

5. 今後の課題

- ① 信太山丘陵の特性は、草原(草地)や湿地といわれてきました。植生や生態系の保全に関してササ原と化した草地を再びチガヤやススキの草原に再生したいという計画を持っていますが、その価値や再生するための技術・方法を探求しなければならない課題があります。先進的な取り組みがあればそこから学ばねばなりません。
- ② 開園は10年先と示され、運動にたずさわってきた者達の高齢化を前にいかに世代を超えて運動を継続していくか、若者達の参加をどう増やしていくか事業の中身にも関わって重要な課題となります。
- ③ 長い道のりの途上には紆余曲折も予想されます。市民をはじめご支援いただいたすべてのみなさんに今後とも智慧や力を寄せていただけるよう取り組んでいく必要を痛感しています。



14年1月7日 市民21名 市関係10名の公民協働による保全作業

防災まちづく研究会の取り組み

団体名 大阪自治体問題研究所
連絡先名 大阪自治体問題研究所
住所 〒530-0041
大阪市北区天神橋 1-13-15 大阪グリーン会館 5階
電話番号 06-6354-7220

みんなで考える防災まちづく研究会

東日本大震災を受けて、大阪自治体問題研究所、大阪自治労連、公害をなくす会の3つの組織が防災まちづく研究会（代表：中山徹奈良女子大学教授）を設置しました。

2011年11月に調査研究活動をスタートさせ、第一に、大阪府域全43市町村に対する防災計画等のアンケート調査と分析を行い、2012年6月、「震災対策の現況と課題に係る調査」を発行しました。第二に、地質学や都市災害、都市計画などの専門家を招いた研究会、第三に、高石コンビナート地域や阪神淡路大震災の現地調査などを実施してきました。

研究成果として、「大規模災害から住民の命と暮らしを守る～大阪の防災を考える提言～」(2013年3月)にまとめ、3月2日報告集会を開催しました。

災害後対策、地域の経済や住民の生活再建を優先すべき

研究会の代表で、研究所副理事長の中山徹・奈良女子大学教授は、報告集会で、「阪神淡路大震災のあとに直下型地震を対象に、自治体労働者も入って、新自治体防災計画を出した。

今防災計画の見直しを各自治体が進めている。自治体労働者、住民目線で行政と違う視点で考えてきた。行政のように全面的ではないが行政に携われるものが違った視点で検討している。

大阪府も防災計画の見直しをしている。いまの防災計画には海溝型巨大地震を想定していない。阪神淡路大震災は8割が住宅の倒壊で亡くなったが、東日本大震災は津波で多くの人が亡くなった。最大規模の海溝型地震では大阪湾にも5mの津波がくると想定している。大阪府の今までの想定約二倍。台風を想定した防潮堤の高さのギリギリになっている。それがもちこたえられるのかどうか。

阪神淡路大震災では建物が倒壊しなくても家具の倒壊で亡くなった。関西ではそれまで巨大地震は起こらないと勘違いしていた。地震のあとに転倒防止のグッズを買った人がたくさんいる。梅田の地下街に出かけたときに津波や地震の心配をしている人は少ないだろう。

この「提言」は、学者の検討ではない。行政実務者、市民の視点から防災を見直している。海溝型地震と同じく直下型地震も連動する。木造密集地の解消や対策も進んでいない。建物倒壊を防ぐことに加えて、津波対策も考えないといけない。

津波は最大5mぐらいになる。市内防潮堤ではギリギリのところ。液状化で防潮堤が傾く。門扉や水門もうまく閉じられるのか。かと言って、天端の高い防潮堤を張り巡らすのも非現実。極めて発生頻度の低い超巨大地震津波にハードすべて防ぐのは不可能。財政的にも無理。今の防潮堤で防ぐのとあわせて避難するというソフト対策の重ね合わせで対応するのが現実的。

津波が大阪湾にくるのは1時間後。十分に避難ができる時間がある。一方、比較的発生頻度の高いものはハードで対策。

大阪湾のコンビナートには別途対策が必要になる。関東は地震・津波で浮かないようにガスタンクを地下に埋めている。大阪では陸の上にある。市街地に漂流する危険性がある。緩衝帯はあるが、住宅地に漂流して火災が発生する危険性もある。ガスタンクの地下化など危険物を管理し

ている側で抜本的な対策がいる。

建物の耐震化も個人の対策だけでは限界ある。住宅が倒壊すると火災の原因になり、避難や救援の経路を閉ざす。また自宅が安全ならば被災者が避難せずそこで過ごせる。個人財産の支援だと躊躇するのではなく、小学校の耐震改修は進んでいる。個人の住宅地にはまだ支援が弱い。公共性の意味を整理して大胆な事前支援をしていくべきだ。

公立でも保育所は耐震改修が遅れている。民営化されていることも遅れている原因のひとつ。すぐに対策をしなければならない。子供の命に関わる。

公的な行政の責任が曖昧になっている。「官から民へ」で行政の責任も体制の処理能力も落ちている。

液状化対策は個人ではもっと対応が困難である。自分の敷地内では対応できるものが少ない。地域ごとの対策がいる。傾斜地以外では直ちに液状化で人命が危機にさらされる訳ではないが、一度被害を受けると損失が大きい。もう住めなくなる。財産が失われる。

優先順位で個人の住宅地の対策が遅れた場合、その公的な責任はどうなるのか。

大阪は溜池が多い。溜池などを埋め立てた土地は地下水が高いので液状化し易い。公的な施設は液状化対策しているが、住宅地は対策が取られていない。地盤の履歴を公表して欲しい。一方で資産価値が落ちるので公表を嫌がる者もいる。両方が正論。行政がハザードマップを公表する以上、それに対する対策も同時に発表すべき。もし、対策を進めること難しい場合は、低下した資産価値を行政が保障できるような仕組みを検討すべきである。

公立の保育所で園内の避難訓練だけしかされていない。小学校までの避難経路の安全は確保されているのか。

学区ごとと行政区ごとの避難地の割り振りだが、近隣の避難地の方が近い場合もある。画一的、縦割りの防災計画になっていないか。

高齢者施設の避難。夜間など職員だけは不可能。地域の人たちの力も借りないといけない。それを想定した訓練はされていない。

実務者が日常的な不安などを出す中で問題や対策が浮き彫りになってきた。自由に行政の職員が意見を言えるような職場でないと、そのこともできない。

雲仙普賢岳は20年前で住宅対策は済んだが、防災対策はまだ続いている。防災対策は長い時間がかかるもの。阪神淡路大震災でも地震での直接被災のあとに行政に不作為による「人災」の2度の被害を受けたと言っている人たちがいる。災害後の対策も、地域の経済や住民の生活再建などが優先されなければならない」と語っています。

防災まちづく研究会（Part II）を発足

前回の成果を踏まえ、大阪自治体問題研究所、大阪自治労連、公害をなくす会に加えて、国土交通労働組合近畿支部が参加し、防災まちづく研究会（Part II 代表：中山徹奈良女子大学教授）を発足。

2013年10月26日、第1回研究会を公開研究会として、報告①防災と国の出先機関としての役割：国土交通労働組合近畿建設支部 平田喜久男、報告②大阪府の被害想定：大阪府関係職員労働組合 有田洋明、報告③衛星都市地域防災計画の今後の見直し：大阪自治体問題研究所常務理事 山口毅を行った後、奈良女子大学中山徹教授が問題提起を行いました。

現在、2回目の自治体アンケートを実施しています。

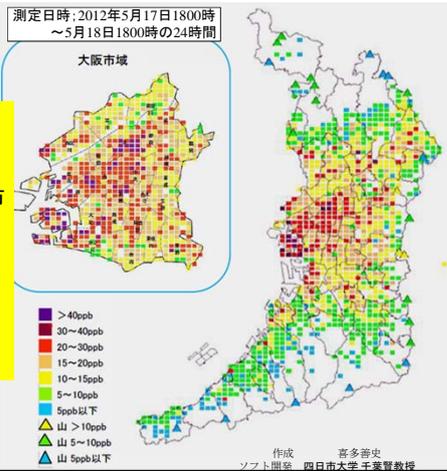
防災まちづくりシンポジウムを2014年3月15日（大阪グリーン会館2階ホール）に開催する予定で準備を進めています。

- ・ソラダス測定結果
- ・健康アンケート
- ・淀川左岸線延伸部問題点」

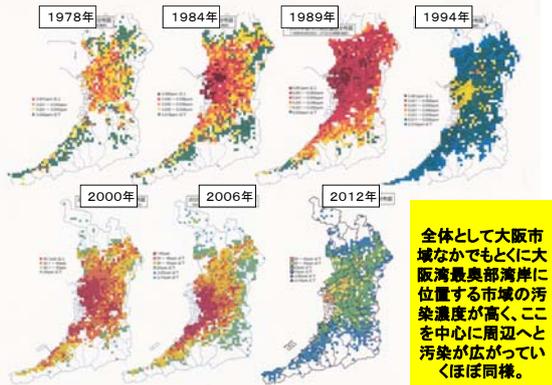
第42回公害環境デー
2014年1月25日(土)
公害環境測定研究会

メッシュ測定による大阪のNO₂濃度分布

- ・大阪市域濃度高い
- ・湾岸域はとくに高い
- ・西風のため、大阪市の内陸域でも濃度高い
- ・大阪中部の山頂濃度高く、西風により汚染は山頂にまで及んでいる

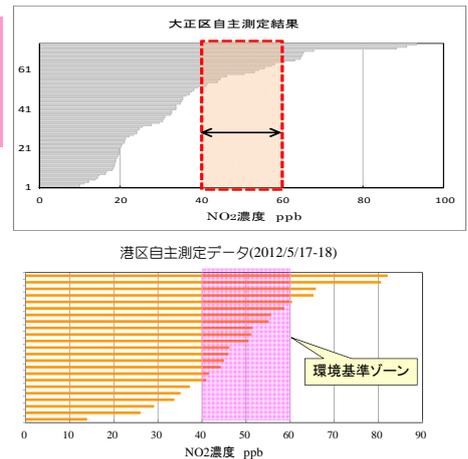


第1回～第7回 全ソラダス測定の濃度マップ

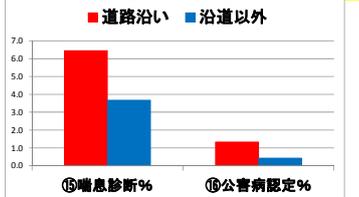


自主測定の濃度分布

自動車交通排ガス汚染の強い地域では多くが環境基準超過になっている



幹線道路沿道と沿道以外のぜん息診断率と公害病認定率の比較 (ぜん息診断率:医師にぜん息と診断されている回答者の%)



道路からの距離	⑮ ぜん息診断率%	⑯ 公害病認定率%
道路沿い	6.4	1.3
沿道以外	3.7	0.4

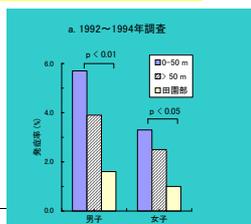


図3 小学生での沿道と非沿道の気管支喘息様症状(以下喘息症状)比較(鳥正之論文より引用)

05 国内外 久ま本佐弘 著 pdf - Adobe Reader

ソラダス測定結果と健康アンケート結果を日本環境学会(広島大会)で報告(2013年6月)

日本環境学会
「人間と環境」39巻3号2013年11月号

道路と健康被害の関連 まとめ

- 看過できない健康影響が見られる大気汚染現況
そらプロジェクト、ソラダス2012自主調査、学校保健統計など
- NOx・PM法(自動車排ガス総量削減計画)
法律施行から20年も経つが達成できず、H27年、H32へ先延ばし
- NO₂環境基準は日平均98%値40~60ppbであるのに、行政判断で上限60ppbで評価
*行政判断でなく健康影響の有無で判断すべき
*大阪府民の健康調査を行い、保全目標を把握すべき
- PM2.5の環境基準が設定され、それを超える汚染状態にあるが、対策が進められていない
- 環境アセスメントで行われるべき影響調査
*排ガスが集中排出される状態に対応した汚染の調査
*拡散濃度だけでなく排出総量の評価
*左岸線延伸部、大阪グランデザインも含めた評価
*PM2.5の調査と評価

2013年5月16日 西川榮一講演レジュメより

大阪都市再生環状道路淀川左岸線延伸部計画 (国交省・大阪府・大阪市のパンフレット)

地下方式での道路建設 (採算にのらない? 数千億円規模の投資)



大阪都市再生環状道路淀川左岸線延伸部計画
(国交省・大阪府・大阪市のパンフレット)

大阪都市再生環状道路淀川左岸線延伸部計画 (国交省・大阪府・大阪市のパンフレット)

将来像の実現に向けた取り組みの方向 (道路ネットワーク)

- 2050年に向けて御堂筋などの大阪都心部を中心に「車から人に開放する都市構造」をめざす。
- 阪神高速道路や近畿自動車道などで構成する大阪都市再生環状道路をはじめ、新名神高速道路、名神湾岸連絡線などのミッシングリンク整備を進めるとともに、新大阪駅などの交通結節点と高速道路網との接続を図るなど高速道路ネットワークの充実を図る。

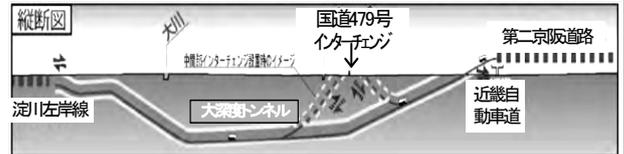


環状道路の整備により、都心部の通過交通の迂回処置が可能に

- 大阪都市再生環状道路を構成する「淀川左岸線延伸部」の整備により、都心部を走行する車が減少し、
 - 道路空間に余裕が生まれる
 - 渋滞が減少し、快適な走行が可能になる
 - 二酸化炭素や二酸化窒素が減るなど、生活環境が改善するなど、魅力ある都市の実現に寄与します。

排ガスが開口部から集中的に放出される

- 近畿自動車道、国道479号、新御堂筋との連絡部
連絡・取り付け道路(勾配道路) 排出
延伸部地下道路(勾配道路)からの排ガス流出
- 排気塔からの放出



評価方法書についての検討結果報告書

次のとおり説明があった。

(計画策定者提出資料 2-1)

PM2.5に係る予測評価について

PM2.5は発生源が多岐にわたり、大気中の挙動も複雑であることから、現状ではそれぞれの発生源からの排出量を把握する手法がないなど、予測手法に係る十分な知見が蓄積しておらず、個別事業に係る環境影響評価におけるPM2.5の予測は困難であるため、環境影響評価の項目として選定しておりません。今後、供用開始までに予測手法が確立され、かつ、その項目において著しい環境影響が生じるおそれがある場合には、環境影響の検討を行うなど適切に対応してまいります。

PM2.5については、環境省の専門家会合の報告書である「最近の微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染への対応」(平成25年2月、微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合)では、シミュレーションモデルによる濃度予測について、「二次生成メカニズムの解明と排出インベントリの整備を早急に進めるとともに、シミュレーションモデルの精緻化を図り、予測精度の向上に早急に取り組んでいく必要がある。」とされていることから、準備書作成段階における予測技術の状況を踏まえ、改めて予測評価の実施を検討する必要があります。

道路と健康被害の関連

表3 第二京阪道路供用によるNO₂寄与濃度
—予測値と実測値の比較—

沿道測定地点	NO ₂ 寄与濃度 (浪速国道事務所が住民に説明した、測定地点近くの予測値)	2010年度年間値におけるNO ₂ 増加濃度 (実測値から推算)
寝屋南局(寝屋)	1 ppb	5.4 ppb
小路局(高宮・旧国道170号付近)	1 ppb	5.9 ppb

実測値から推算したNO₂増加濃度は、浪速国道事務所が説明した予測値と大きく異なる

2011年11月3日公害環境測定研究会

未来世代に安全・安心の社会を！ 行動しましょう！ 環境の保全・改善をめざして

大阪府民の皆さん

私たちは今日、第42回公害環境デー、環境の保全・再生をめざす第42回府民集会を開催しました。午前中は二つの分科会「食をめぐるあれこれ」「環境汚染からみた原発」、一つのワークショップ「現在とこれからの大気汚染」を開催し、焦眉の課題について突っ込んだ議論を行いました。午後には全体会を開催し、公害・環境問題をめぐる情勢と私たちの課題、IPCC報告とCOP19、アスベスト、寝屋川「廃プラ」、大気汚染、道路問題、公衆衛生行政などについて報告を受け、交流・討論し、内容を深めました。

大阪府民の皆さん

憲法は25条や13条で「生存権」「幸福追求権」を基本的人権として位置づけています。大気や水などの生活環境や自然環境を良好に保つことは、健康で文化的な生活を営むための不可欠の条件であり、それを企業が利潤追求のために勝手に汚染したり、破壊することは絶対許されません。国と自治体は公害を防止し、環境を保全し、国民が健康で文化的な生活を営める環境を保障する義務があります。公害で健康被害が発生した場合は、先ず被害者を救済し、そのうえで原因の解明と防止を行う責務があります。

大阪府民の皆さん

私たちは、以上の視点に立って次のことを要求し、府民運動を呼びかけます。

1. いったん事故を起こせば“最大の環境破壊”“最悪の公害”となる原発、さらに放射性廃棄物の処理方法がない原発は即時廃止し、再稼動や海外輸出を行わないこと。
2. 各地で猛威をふるう異常気象の背景に激しい気候変動、温暖化問題があることを冷徹に受け止め、温室効果ガス・CO₂の削減に積極的な目標をかかげ、先進国の役割を果たすこと。
3. 近い将来に予想されている南海トラフ巨大地震、首都直下型地震に備え、地震・津波対策、防災、災害に強い街づくりをハード・ソフトの両面から抜本的に強化すること。
4. 農業だけでなく、私たちの「食」「医療」をはじめとする日常生活、そして、日本経済を危機に陥れるTPPからは即時撤退すること。
5. 国と自治体、加害企業は、泉南アスベスト、寝屋川「廃プラ」、ぜん息被害者などの救済を責任を持って早急に行うこと。新たな公害の発生源となるような新道路の建設は中止すること。
6. 大阪府と大阪市は公衛研、環科研をそれぞれの地方衛生研究所として、直営で存続させること。大阪市は地下鉄や水道事業の民営化を中止すること。
7. 大阪府と各自治体は、大気汚染対策、地震・津波・防災対策、地域の特性を生かした自然エネルギーの推進、省エネ・低エネルギー社会への転換を積極的にすすめること。